

観光まちづくり学会誌

Journal of the Society of Tourism and Community Design

Vol. 18 - 21 合併号
2024

巻頭言 就任挨拶
—持続可能な観光の実現に向けて— 深田 秀実

紀行文 極東ロシア紀行
—ボクシング日本代表チームの海外遠征に参加して— 佐々木 貴弘

論文 盛岡市黒石野平地区の機能更新のための生活景のデザインに関する研究
—人々の心を育むまちづくり— 安藤 昭

外国人観光客の地方分散化とその効果に関する研究
—群馬県を中心として— 早川 雄丞・米本 清

岩手県三陸沿岸地域における観光資源としての八景に関する基礎的研究
大泉 剛

The Impact of Historic District Designation: Geographic Regression
Discontinuity and the Building Fixed-effects Approach 中川 秀幸

恒星の進化と日本文明圏の都市の進化のアナロジーの推論に基づく自然と
都市文明の調和に関する基礎研究
—銀河都市論の研究— 安藤 昭

国際航空におけるさらなる自由化の必要性
：航空業界の激変する市場環境と依然かわらない政策介入 塩谷 さやか

研究ノート 地域固有の食文化を学び体験するフードツーリズムの構築とその効果
片上 敏喜

報告 【再掲】 東京都「不燃化特区」に係る実務報告
「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」の重要性 長谷川 記央

観光まちづくり学会誌 第18-21合併号 目次

巻頭言	…………… 深田 秀実	2
紀行文	極東ロシア紀行 –ボクシング日本代表チームの海外遠征に参加して– …………… 佐々木 貴弘	3
論文	盛岡市黒石野平地区の機能更新のための生活景のデザインに関する研究 –人々の心を育むまちづくり– …………… 安藤 昭	9
	外国人観光客の地方分散化とその効果に関する研究 –群馬県を中心として– …………… 早川 雄丞・米本 清	27
	岩手県三陸沿岸地域における観光資源としての八景に関する基礎的研究 …………… 大泉 剛	37
	The Impact of Historic District Designation: Geographic Regression Discontinuity and the Building Fixed-effects Approach …………… 中川 秀幸	46
	恒星の進化と日本文明圏の都市の進化のアナロジーの推論に基づく自然と都市文明の調和に関する基礎研究 –銀河都市論の研究– …………… 安藤 昭・石垣 剛	54
	国際航空におけるさらなる自由化の必要性 : 航空業界の激変する市場環境と依然かわらない政策介入 …………… 塩谷 さやか	65
研究ノート	地域固有の食文化を学び体験するフードツーリズムの構築とその効果 …………… 片上 敏喜	79
報告	東京都「不燃化特区」に係る実務報告 【再掲】 「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」の重要性 …………… 長谷川 記央	88
お知らせ	活動報告・事務局だより ……………	94
	投稿規定・執筆要領・投稿整理標 ……………	97
	学会会則 ……………	102
	役員名簿・委員会 ……………	108
	入会申込書 ……………	110
編集後記	……………	111

◇巻頭言◇

観光まちづくり学会 第6代会長
小樽商科大学 商学部 教授
深田 秀実 博士（ソフトウェア情報学）

—就任挨拶— 持続可能な観光の実現に向けて

このたび、第6代目となる観光まちづくり学会会長を拝命いたしました。学会の運営にあたり、会員の皆さまのご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、観光庁によれば、我が国の観光は、経済の成長、国際理解の促進、地方創生の推進という役割を担っています。すなわち、日本の豊かな経済を取り戻す「成長戦略の柱」として、また諸外国との交流を通じて「日本の国際的地位向上」を目指し、さらには地域の活力を維持し社会を発展させる「地方創生の鍵」として、いまや観光産業は我が国の重要な産業のひとつに成長しています。

令和6年(2014年)版観光白書によれば、コロナ禍からの回復は着実に進んでおり、2023年の訪日外国人旅行者数は約2,500万人に達し、コロナ禍前の79%まで回復しました(中華人民共和国からの旅行者を除くと102%の回復)。また、訪日外国人旅行消費額(2023年)は、5兆3,065億円で過去最高となりました。

一方、この急速な回復に伴い、「オーバーツーリズム」という大きな課題に直面する都市地域があります。ニュース等でオーバーツーリズムの問題を言及する際は、観光者のマナー問題が取り上げられることが多いようですが、長期的視点に立てば、過度に観光者が増加すると、観光者向けの飲食店ばかりになり、地域住民向けに営んできた生活に必要な店舗が減少し、地域住民の生活利便性や居住環境が悪化してしまいます。立教大学観光学部の西川亮氏によれば、「京都では、観光客の増加により公共交通機関が混雑して市民が利用しづらくなったこと、(途中省略)また、民泊やゲストハウスの増加により、市街地に宿泊機能が入り込み、騒音や治安悪化の懸念が高まりました」というように、国内においてもオーバーツーリズムによる問題がすでに顕在化しています。

このような問題に対して、条例制定などを通じて「まちづくり」の視点からオーバーツーリズム対策に取り組む自治体があります。前述の西川氏によれば、鎌倉市では「『鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例』が制定され、『狭い場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食をおこなう等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること』などの行為をおこなわないような努力」を観光者に求めています。このような先進的な対策事例は、他の地域にとっても貴重な参考となるでしょう。

観光は、社会・経済・文化・環境といった複数の分野に影響を与える複合的な現象で、オーバーツーリズムといった観光課題の解決には、学際的なアプローチが不可欠であり、多様な視点からの研究と実践が求められます。観光まちづくり学会の活動が、それらによる知見の集積と交流の場となり、観光課題の解決による「持続可能な観光の実現」に向けた議論をさらに深める一助となれば幸いです。

極東ロシア紀行

—ボクシング日本代表チームの海外遠征に参加して—

佐々木 貴弘¹

¹正会員 博士（工学） 岩手県立岩谷堂高等学校教諭（〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字根岸 116）

E-mail:ptf13-t-sasaki@iwate-ed.jp

筆者は、2019年5月、ボクシング日本代表選手団の一員として極東ロシアの遠征に帯同する機会をいただいた。極東ロシアの訪問、ナショナルチームの一員としての海外遠征は初めてであり、貴重な経験を積ませてもらった。本稿は、その紀行文である。

Key Words : Russian Far East, Boxing, National team

1. はじめに

筆者は、2019年5月5日（月）～16日（木）、日本ボクシング連盟選手団コーチとして、ロシア・ハバロフスクで行われた第11回コンスタンチン・コロトコフ記念国際トーナメント大会およびウラジオストクで行われた親善試合に参加しました。国際スポーツ大会に出場側から関わることは多くはなく、ましてや初めての訪口ということもあり、貴重な体験となりました。本稿は、その紀行文です。

2. 行程と訪問地について

1) 行程

5/5（月）に成田空港発、ウラジオストク空港か

表-1 日本代表選手団名簿

階級等	氏名	備考
団長	内田 貞信	日本連盟会長
男子監督	シン ウラジミール	男子強化委員
女子監督	樋山 茂	強化委員
コーチ	本 博国	強化委員長
コーチ	矢田 圭一	強化委員
コーチ	佐々木貴弘	女子普及委員
男子52kg級	田中 亮明	中京学院大中京教
男子57kg級	堤 駿斗	東洋大学
男子63kg級	秋山 佑汰	自衛隊体育学校
男子69kg級	金城 大明	自衛隊体育学校
男子75kg級	梅村 錬	拓殖大学
女子51kg級	並木 月海	自衛隊体育学校
女子57kg級	入江 聖奈	日本体育大学
女子60kg級	釘宮 智子	警視庁
女子75kg級	大谷 美結	神奈川県警

で乗り継ぎ待ちの間はカメラを回さないよう言われました。初めての共産主義国ということで緊張感が増した一件でした。ハバロフスクには大会参加のため5/12（月）まで滞在、その後シベリア鉄道に乗りウラジオストクへ。ウラジオストクでは合宿と地元チームとの親善試合をこなし、5/16（木）に帰国という旅程でした。ちなみに、両都市とも日本から輸入した右ハンドルの中古車が多く、ウラジオストクに至っては9割以上を占めるそうです。過去に、右ハンドル禁止の法律ができた時もあったものの反対にあい立ち消えになったとか。輸入前のペイントもそのまま、会社名が日本語で書いてある車をよ



図-1 ハバロフスクとウラジオストクの位置



写真-1 よく見かけた日本の中古車（日本語のペイントそのままの車も）

く見かけ、親近感が湧いたものでした（ただ、洗車されていないことが多く、極端に汚いのが日本と違っているところでしょうか）。日本との交流、関係の深さを示す一例でした。

2) ハバロフスクについて

ハバロフスクは極東ロシア最大の都市で、人口約62万人。気候は北海道と似た感じです。5月の平均気温は18.6℃とのことでしたが、滞在期間中は30℃近くなることもあり、むしろ暑かったのを覚えています。ナショナルチームには、スポンサーのメーカーからジャンパー、ジャージ、Tシャツ、ソックス、シューズ、リュック、ボストンバッグなどが支給され、基本的には遠征期間中の外出時は支給されたものを着用することになっていますが、日中ジャンパーを羽織ることは少なかったように思います。

ハバロフスクは1858年、アムール川に沿って東進して来たロシア帝国の監視所が建設されたのが始まりで、17世紀のロシアの探検家Ye.ハバロフにちなんで名付けられました。その後、明治の終わりから昭和の初めまで、600人の日本人の居留民が滞在するなど日本との交流は盛んでした。1918～20年には日本軍が占領していた時期もあります。第二次世界大戦後のシベリア抑留では、この近辺でも強制労働に従事させられたとのこと。このように日本との関わりは深く、コンビニエンスストアには日本から輸入された食料も多く見られました。

3) ウラジオストクについて

ウラジオストクはハバロフスクよりやや人口が少ない約61万人で、軍港都市です。現在では、極東ロシアの首都に位置付けられています。2017年より無料の電子査証での訪問が可能となり、日本からの観光客も急増しているそうです（成田から直行2時間半）。シベリア鉄道の始発駅としても知られ、日本から一番近いヨーロッパとしても知られています。ウラジオストクも日本との関わりは深く、戦前はヨーロッパへ行く最短ルートとして、外交官や留学生がシベリア鉄道を利用してヨーロッパへ渡っていました。日露戦争前には3,000人近くの日本人が在住していたそうです。ハバロフスクと同様、1918～20年には日本軍が占領していました。軍港都市のため、冷戦時代は機密に包まれた街でした。

3. コロトコフ記念国際トーナメント大会

1) 大会について

コロトコフ記念国際トーナメント大会は、旧共産圏の国を中心に行われている国際大会で、今大会には約20ヶ国が参加しました。新たに日本ボクシングナショナルチームの監督に就任したウズベキスタン人であるシン・ウラジミール氏の人脈もあつての参加でした。メンバーには、後の東京オリンピックメダリストとなる入江聖奈選手、並木月海選手、田中亮明選手、世界ユースチャンピオンの堤駿斗選手も含まれており、紛れもないA代表です。筆者は、日本連盟女子普及委員で、JOC強化スタッフも務めていることから今回の帯同に至りました。ユース代



写真-2 アマチュアボクシングの人气が高く、観衆も多かった

表合宿や台湾チームとの親善試合などの経験はありますが、ナショナルチームの海外遠征に参加するのは初めてです。大会後にはウラジオストクに移動、強化合宿と地元チームとの親善試合も行いました。

大会は、チャンピオンシップではないためそれほどセキュリティレベルが高いわけでもなく、びりびりした雰囲気は感じませんでした。会場に入るにはその都度IDカードチェック、金属探知機によるチェックがあります。セキュリティがしっかりしているようですが、係員にはアルバイトのおばちゃんらしき人もおり、金属探知機でのチェックの際にはくすぐられたりと、いたってフレンドリーでした。ポーランドの役員も、しきりに日本チームに声を掛けてくれました。ただ、中国、北朝鮮選手団は、今大会の結果も今後のナショナルチーム選考に関わってくるので

しょう。他国とは少し違った雰囲気を持っており、壁を感じたものです。唯一、北朝鮮の若いコーチはフレンドリーで、何度もプレゼント交換に



写真-3 北朝鮮コーチと（筆者）

応じてくれました（国際大会ではバッジなどお互いの国の記念品を交換することが多く、著者は東京オリンピックグッズを大量に持参した）。

なお、大会はのちの五輪代表をそろえる日本が大活躍、金メダル 2 個を含む多数のメダルを獲得し、



写真-4 大会は日本勢過去最高の成績を収めた

過去最高の成績を残しました。堤選手は大会 MVP も受賞しています。

2) ホテルについて

大会宿舎は、インツウリストホテルという旧ソ連時代からあるホテルで、古さは感じるものの立地は最高のホテルです。大会会場である「文化と憩いの公園 スポーツ会館」に隣接しており、会場までは徒歩 10 分程度、アムール川が一望できる眺望抜群のホテルでした。



写真-5 ホテルの全景（上）と、部屋からの眺望（下）

3) 食事について

食事の味付けは日本人好みで抵抗がありませんでした。朝食はビュッフェ、夕食はボリュームたっぷりのコース料理です。最初は頑張って完食していましたが、そのうち食傷も。海外遠征慣れしているコーチたちは、インスタント味噌汁やラーメンなどを持参しており配布してくれたのですが、これらのインスタント物がやけにおいしく感じたものです。ピ



写真-6 ホテルでの食事の様子

ールも日本のものが結構ありました。街のショッピングセンターの店頭には、ビールをペットボトルで販売する売り場があり驚きました。

4) 大会中の生活について

大会中は、試合のある選手のみ朝に健診（体温、血圧、Dr チェック）計量（体重測定）がありますが、試合が午後や夕方だったりしますので、比較的ゆったりと過ごしました。練習会場は地元大学のボクシング場に行きましたが、日本の大学の練習場と比べると広く、設備も充実していました。街中にも大会を紹介する大きな看板が設置されているなど、アマチュアボクシングの普及度や人気の高さを感じました。空き時間は、選手は近くのコンビニで買い物したりする程度で、あとは部屋でゆっくり過ごしたようですが、スタッフ陣はショッピングセンターに行くなど街中を散策していました。スマホが普通に使える、精度は高くはないものの翻訳機や通常のMAP機能も使えたため、一人での外出でもあまり不便は感じませんでした。ちなみに選手団の連絡には、ラインを用いていました。

夜にはシン監督の人脈もあり、ほぼ毎晩、夜の歓迎会や接待を地元の連盟や関係者から受けました。そのような場での会食の仕方は、各自が挨拶したらその都度乾杯しウォッカを一気に飲み干す、その繰り返しで、かなり大変でした。別の意味で、国際大会はタフでないとやっていけないと実感したものです。

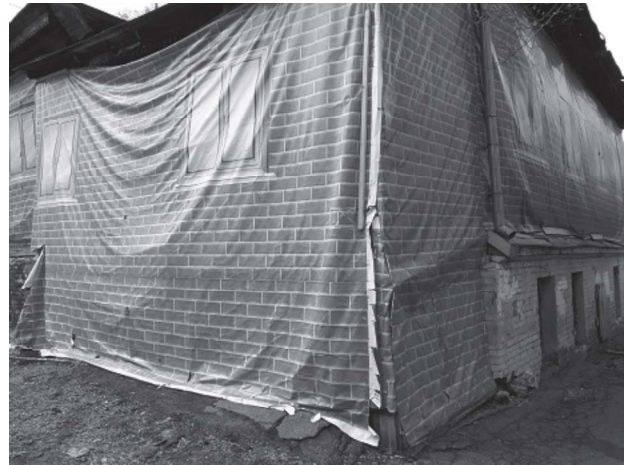


写真-7 美観を損ねないため絵の描かれたシート

5) 街の様子

朝は、健診計量のある選手以外は隣接する公園を散歩しましたが、いたるところに銅像があったのが印象的でした。公園内には地元軍隊のサッカーチームのレーニンスタジアムもありました。飛び込んだ公園のトイレが有料だったのは驚きでした。ホテル周辺は観光ポイントで、ウスペンスキー教会や歴史博物館、アムール川を見渡せる展望台がありました。開発区なののでしょうか、至る所に工事中なのか取り壊し中なのか、目隠しのシートで覆われている建物を多く見かけましたが、そのシートには必ず建物と同じような絵が施されていました。美観を損ねることの無いような配慮なののでしょうか。伝統的な街並みに対する配慮や誇りを感じるところがあり、コンビニエンスストアですらレンガ造りの建物を転用したものでした。スクラップ&ビルドに慣れている日本の街づくりから考えると、新鮮に感じました。



写真-8 ウスペンスキー教会



写真-9 コンビニエンスストア（上）、フレンドリーな地元の方たち（下）

地元の方たちは友好的で、「ヤパーン」と声を掛けられたり、一緒に写真を撮ったりしました。国際大会の選手団ということもあってか一定の敬意と親しみを持って接してもらっていたように思います。

市内は路面電車のほか、トロリーバスも走っていました。交通量も、60万都市の割には混雑していませんでした。信号は多くないのですが、横断しようとする車は必ず止まってくれました。街はゆったりとした作りで、隙間なく作られている日本の街並と比べると、むしろ無駄が多くも見えます。バリアフリーの観点も少ないようで、ほとんどの歩道と車道にははっきりとした段差がありました。ごつくりとした施工のせいか、傾きや凸凹も多く見られ、トロリーバスが通るため、歩道橋の高さも異様な高さでした。要所に広場があるのはヨーロッパの街並みの特徴でしょう。至る所にゴミ箱も置いてありましたが、デザインが施されており、街の景観に溶け込んでいました。



写真-10 トロリーバス（上）、レーニン広場（中）、街の至る所にあるゴミ箱（下）

4. ウラジオストク合宿

ウラジオストクにはシベリア鉄道で移動しました。寝台列車になっており、4人一部屋で夜食も付きました。チケット購入は複雑で、パスポートも必要だったようです。コーチの一人である本氏が、かつてウズベキスタンに留学していた経験もあることから今回は通訳も兼ねており、チケット購入等もし



写真-12 ウラジオストク選抜との親善試合前の歓迎
アトラクション（上）、シベリア抑留日本人
死亡者慰霊碑前にて（下）

試合も、そのボクシング場で行いました。練習試合とはいえ歓迎を受け、華やかなアトラクションもありました。

5. おわりに

最終日には、シベリア抑留日本人死亡者慰霊碑を訪れました。先人たちの苦労と悲劇の元に今の時代があることを実感しつつ、日本代表選手団としてこの地を訪れ慰霊することができたことに意義深さを感じました。

ナショナルチームの一員としての海外遠征は、常に日の丸を背負っていることもあり、ナショナルリズムを感じると共に、あらためて平和の大切さ、尊さを感じることができました。また、スポーツイベントのもたらす文化交流促進効果、観光効果の大きさを実感した2週間でもありました。

このような機会をいただけたこと、この場を借りて感謝申し上げます。



写真-11 ウラジオストク駅にて（上）、シベリア鉄道乗車の様子（中）、車内の様子（下）

てくれました。ウラジオストクでは、市内のホテルではなく、郊外の団地の建物の1階に泊まりました。2階以上には住民も住んでいましたので、普通のマンションなのではないでしょうか。給湯設備が故障していたため入浴ができず不便でした。入浴の他、トレーニングや食事は近くの青少年センターのようなところに歩いて通い、ウラジオストク選抜チームとの練習

盛岡市黒石野平地区の機能更新のための 生活景のデザインに関する研究 —人々の心を育むまちづくり—

安藤 昭

正会員 工博 岩手大学名誉教授 (〒020-0117 盛岡市緑が丘三丁目17番13号)

E-mail:a.h.ando@titan.ocn.ne.jp

本研究の目的は、盛岡市黒石野平地区を事例として、地区の機能更新のための生活景のデザインの方法を明らかにすることである。本研究では、まず、先行研究である黒石野平地区の景観評価に関する住民アンケート調査の成果を踏まえて、専門家による将来の黒石野平地区の要所の景観デザインの原案を作成した。次いで、黒石野平地区の町内会役員へこれらを映写し、専門家と町内会役員の間における要所の景観の評価に関する「情報共有」の検討を行った。以上の研究成果に基づいて、盛岡市の都市計画マスタープランの地域別構想と密接に関わるところの「住民主導のまちづくり」のひとつの客観的な方法（仕組みづくり）を提唱しようとするものである。最後に、今後の「住民主導のまちづくり」の課題と展望について述べた。

Key words: Function renewal of neighborhood unit, Living landscape design of neighborhood unit, Cooperation between the academic expert and the staff members of neighborhood

1. はじめに

旧都市計画法の制定の大正8年(1919)から1961年、新都市計画法の制定の昭和44年(1969)から51年、都市計画マスタープランの確立の平成4年(1992)から28年、そして景観法の制定の平成16年(2004)から16年が経過したが、「都市デザイン」、「地区デザイン」、そして「近隣住区のデザイン」という一貫した視座の下で都市をデザインしたいという欲求が今ほど強く抱かれるときはない。

わが国の都市計画マスタープラン制定の動機は、昭和60年(1985)頃から多くの都市において顕著にみられるようになった逆都市化現象^{註1)}に対応するためであった。このような中、盛岡市においては平成13年度(2001)に最初の都市計画マスタープランが策定され、その後の市町村合併に伴う新たな地域別構想の策定や郊外における大規模集客施設の立地規制に伴う見直し、及び平成21年(2009)における社会経済の変化を受けての基本的

な計画の見直しを経て現在に至っている。

最初の都市計画マスタープランの策定から概ね20年経過した現在においても、盛岡市においては人口の減少、少子高齢化の進行の中で、地球生態系の危機、社会規範崩壊の危機、社会組織溶解の危機、個人の心の空洞化をもたらす危機が生み出されてきており、そのためこれらの高度情報社会のもたらす危機に対応する新たな都市計画マスタープランの策定が喫緊の課題になっている。

ところで、都市を有機体として捉え、その構造を生物の細胞的組織の結合体として認識し、計画概念としての近隣住区やコミュニティを有機体の健全な細胞的単位に類似させて計画することを主張したのはパトリック・ゲデス(Patrick Geddes)(1915)に始まるといわれるが、住宅地の地区計画の先駆として著名な近隣住区の計画¹⁾はその提唱者であるクラレンス・ペリー(C. A. Perry)(1929)までさかのぼることができる。

このC. A. ペリー提案の近隣住区計画についてはアイザック、デューイ、ジェコブス等の社会的側面からの批判が

論 文

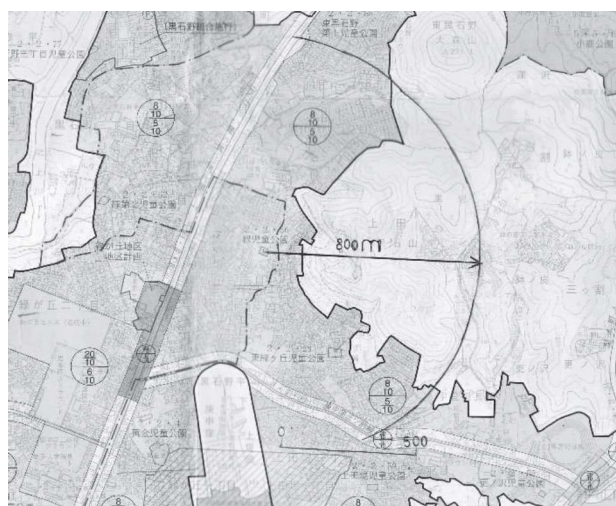
ある。一方において、ルイス・マンフォードをはじめとする弁護者も多い²⁾。ともあれ、都市文明の進化に伴って様々な危機に直面し混沌としてきた今こそ、C.A.ペリーの近隣住区の提案を積極的に評価し、日常生活者の視点からこれを深く捉え直すことによって、人間の真の存在のための総合的な環境の形成を図る必要があると思われる。しかし、先行研究においてはこのような一貫した視座の下で体系的に行われた研究は少ない^{3) 4) 5) 6)}。

高度情報化時代の再都市化現象の段階^{注1)}における都市計画マスタープランの策定では、市街地面積の約7割を占める住宅地の「地区計画の原型となる近隣住区の機能更新と生活景のデザインは不可欠である」という認識に立って、本研究は蔵風得水型の系譜をひいた盛岡市のアーバンフリンジ (urban fringe ; 市街地外辺) に位置し、人口18,678人 (黒石野中学校学区の人口/令和元年9月30日現在) を有する住居系地域である上田黒石野平に注目し、その原型をなす黒石野平近隣住区を対象に今後の生活景のデザインの方向性を提案しようとするものである。

2. 近隣住区の設定と概要

上田黒石野平は、国道4号バイパスと交差して松園ニュータウンに向かう市道上田―深沢線沿いの、盛岡市の中心市街地から北方約4kmのアーバンフリンジに位置する住宅地である。本研究では、この上田―深沢線 (主要幹線道路) と黒石野一丁目の一部 (谷地形の南側一帯) と庚人窪―三ツ割線 (幹線街路) と当該地域の北東部に位置する黒石山 (標高251m ; 比高約91m) の南北に走る稜線によって圍繞された黒石野一丁目の一部、緑が丘三丁目、東緑が丘及び黒石山西側斜面一帯 (黒石野平児童公園を中心とする徒歩圏800m) を包含する地域を黒石野平緑が丘近隣住区とした (図-1 参照)。

当該地域の地域特性としては、やや北東部に位置する黒石山の北西部、西部、北東部、東部の緩やかな傾斜の山麓と北上川左岸の河岸段丘上に拓かれた住宅地で、住宅地内からは近接する貴重な里山であり、地区住民



注) 計画人口を5,000人とし、黒石野平児童公園を中心に半径800m (徒歩圏) の領域を想定している

図-1 黒石野平緑が丘近隣住区

の象徴ともなっている黒石山の山容全体が眺望でき (仰角 9° ~ 20°) ^{注2)}、緑が丘小学校のグラウンドや上田―深沢線沿線からは盛岡市の象徴である岩手山が随所に眺望できる (仰角 5°) ^{注2)}。加えて、日本の湖水百選に選定された高松公園 (風致公園) が隣接している風光明美な住宅地である。しかし、当該地区の誕生当初から、総じて自然発生的に造られてきた住宅地であるために、区画街路は不整形で、複雑に屈折しているところが多く、小学校や公民館や児童老人福祉センター等の公共施設も散在しており、住区内には緑地 (リンゴ畑等) も存在し、小規模な公園やグリーンプロットが分散配置していることも地区の特徴になっている。近年、全国の都市にみられるスマート・シュリンク (Smart shrink ; 縮小・成熟) に対応する“空き家”対策も課題となっている。

3. 生活景のデザインのまとめ方

これまで先行研究において、「都市デザイン」、「地区デザイン」、そして「近隣住区のデザイン」実施のための一貫した都市デザインの理論として、筆者の提唱する感覚統合理論³⁾の適用性の検討をしてきている^{4) 6)}。

本研究では、これらの検討結果を踏まえて、城下町起源

の都市・盛岡に代表されるように、都市の生体リズムにべき乗則に従う1/Fゆらぎの存在が確認できる場合には⁷⁾、マクロ・スケールの都市デザインばかりでなく、都市の細胞といわれるミクロ・スケールの近隣住区のデザインにおいても感覚統合理論を適用できるとし、これによって生活景をまとめようとしたものである。

(1) デザイン評価の実験の方法

具体的な実験の方法は、専門家がデザインした近隣住区内の要所のデザインをパワーポイントで映写して町内会役員にアンケートしてもらおうという方法(集合調査法)で行ったものである。アンケート調査法はパブリックインボルブメント法やパブリックコメント法に比べて被験者全員の意見を抽出できるという長所がある。

要所の景観の総合評価は①嫌い②やや嫌い③どちらともいえない④やや好き⑤好きの5段階で評価してもらい、要所の景観の評価要因は評価要因の中から選択してもらうという方法で行ったものである。実験会場は黒石野平緑が丘公民館であり、令和元年11月12日実施されたものである。

(2) 被験者の個人属性

被験者は黒石野平町内会の役員31名である。町内会の役員を被験者に選定したのは、一般の地域住民に比べて普遍的な価値観をもって主体的に行動する「コミュニティ・モデル(住民自治型組織)」のタイプが多いことを考慮したためである。これらの被験者の個人属性を表-1及び表-2に示す。

表-1 被験者の個人属性(在住年数別)

区分	人数	比率(%)
10年未満	1	3
10年以上20年未満	4	13
20年以上30年未満	4	13
30年以上40年未満	10	32
40年以上	12	39
計	31	100

表-2 被験者の個人属性(性別)

区分	人数	比率(%)
男性	18	58
女性	13	42
計	31	100

表-1に示されるように、在住年数別では在住年数30年を境として比率が大きく異なることが知られるが、在住年数20年を境に地域に対する愛着が急激に増すことが知られているので、在住20年以上に注目すれば比率で84%を占めていることが分かる。なお、表-2に示されるように、被験者の男女構成比においては男性が幾分多いことが知られる。

3. まちづくりの基本理念

本研究では、盛岡市の現況と黒石野平地区を対象とした筆者等の先行研究の成果⁷⁾を踏まえて、黒石野平地区のまちづくりの基本理念を“美しく自然豊かな故郷(ふるさと)の再生”として、当該近隣住区のデザインのテーマを“人々の心を育むまちづくり”とした。

ポストモダンの高度情報化社会に対応する生活景のデザインは、結局のところ近隣住区を日常的に利用している人々の行動や、欲求に、つまり人間の心の問題に帰着すると考えたからである。このデザインテーマに基づいたデザインの基本方針を感覚統合理論によるデザインプロセスに従って述べれば、以下のように示されよう。

(1) デザインの基本方針

I 象徴論的段階(生態象徴的レベル:マクロ構造^{注3)})

1)野生生物との棲み分け、学術的に貴重な植物の保全、小動物の生息空間(ビオトープ)の保存等に対する配慮を図る。特に、近年当該地区において出没する熊と人間生活との棲み分けは喫緊の課題として対応する。

2)高度情報化社会の進展に伴って、次第に住民の生活と生存を脅かすようになってきた地震、集中豪雨・洪水、山地崩壊、地球温暖化等の新たな視点からの環境保全に対する認識を深め、計画に取り込むものとする。

論 文

3) 黒石野平地区を取り巻く山岳（岩手山・黒石山）や山系（奥羽山系）、丘陵（北上丘陵）、河川（北上川）、谷地形、湿地、淵や沢、池等（高松の池）等のランドスケープ（Landscape; 目でとらえた土地の状況）の地区デザインにおける「図」（地区の骨格構造）としての役割を積極的に評価し、黒石野平地区の個性を表現する環境要素としてデザインに取り込むものとする。

II 構造論的段階（生理的レベル：マクロ構造）

4) 黒石野平地区と当該近隣住区との境界は住区の西側を南北に縦貫する主要幹線街路（市道上田―深沢線）と住区の南側を東西に走る幹線道路（庚神窪―三ツ割線）と住区の北側に位置する黒石野一丁目の北側の谷地形及び住区の北東部に隣接する黒石山によって圍繞された範囲とする。近隣住区内の街路ネットワークは、住区内の歩車交通の循環を容易にし、歩いて楽しく、かつ通過交通にとっては利用されにくくする。

5) 近隣住区の人口規模は5000人（ひとつの小学校区の人口規模を想定）とし、近隣住区センターの用地は住区の中心拠点に配置し、誘致距離は800m（徒歩圏）とする。小学校の用地は近隣住区センターの近辺に具合よく配置する¹⁾。

6) 空地については、要求に適合する小公園に加えて、住区の中心拠点にレクリエーションと防災機能を備えた適正規模の近隣公園を配置しなければならない。

7) 近隣商店街は、地区の人口規模に適した商店街が住区に隣接する3～4住区の近くに、つまり地区の中心の幹線街路の交差点付近に配置しなければならない¹⁾。

8) 一方、住民の生活に不可欠な都心部の公共施設や商業施設及び諸々の活動拠点へのアクセスビリティ確保のため、公共交通機関や民間のアネックス・バスによるダイナミックで魅力的な交通ネットワークの形成を図る。このような観点から、主要幹線街路である市道上田―深沢線の自転車道と歩道の整備は緊急の課題である。

III 機能論的段階（社会・文化的レベル：ミクロ構造^{注3)}）

9) これまで明らかにされた地球環境保全の問題や社会規範の崩壊、社会組織の溶解、そして個人の心の空洞化等の諸現象に対応する生活景のデザインは、これまでの地区デザインに対する認識を大きく変える必要がある。

そのためには、自然が住民の生活文化（住民に共通する特有の行動様式としての風習）と結びつき、歴史が住民の日常生活の基底に流れていることを強く認識し、これを生活景のデザインに反映させるための住民の主体的、内発的な強い意志が在るとの認識が必要である。

10) そして、住民の主体的、内発的な強い意志を発揮するためには、主として行政都市論（課題解決型/短期的思考：5年程度）のまちづくりを重要視する地区住民と、主として理想都市論（理念先行型/長期的思考：30年後を目標とする）のまちづくりを重要視する専門家（学者）との間のコミュニケーション（情報、目的、価値観の共有、違いも含めて）を深める必要がある^{注4) 5) 6)}。

11) ところで、コミュニケーションの根本は人の触れ合いである。そして、人の触れ合いこそが都市の根本原理であるならば、住区の人々の触れ合い活動の場であるコミュニティセンター（公民館）を、近隣住区センターの核心的施設となるよう更新し、機能させる必要がある^{注5) 8)}。

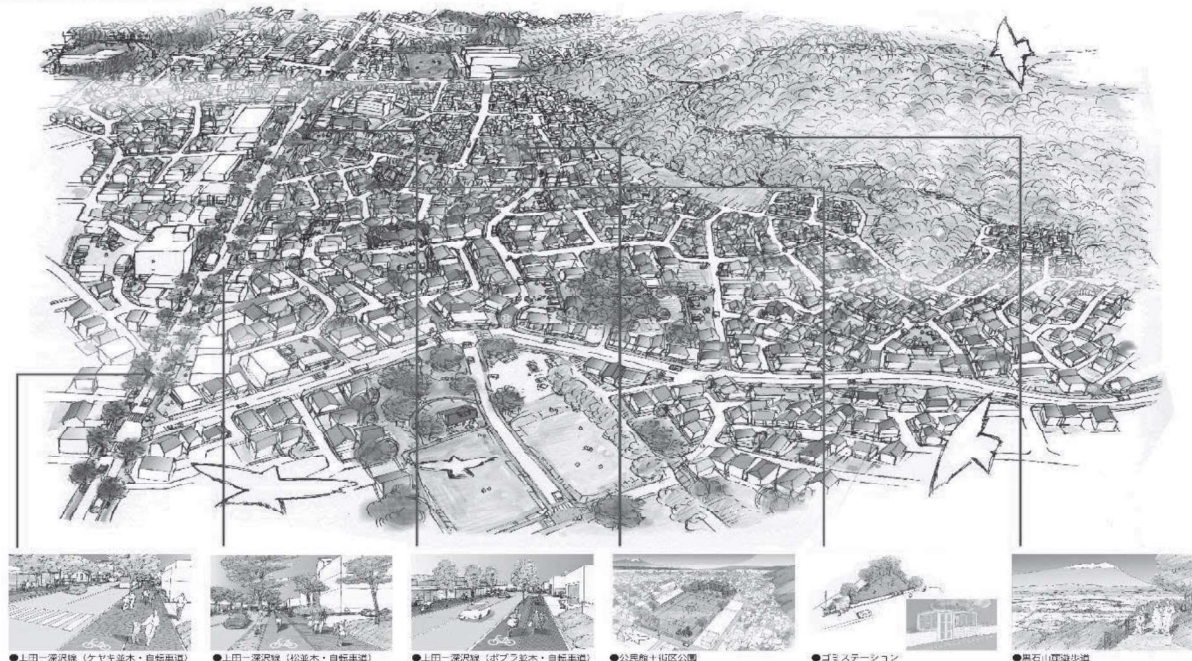
12) 社会論的に豊かな人間関係と個性的で持続可能な生活文化をオートポイエシス（Autopoiesis；自己創造的）⁹⁾に生み出すためには、住区のコミュニティ（社会）は多様な階層、多様な年齢構成（Mixt society）によって構成されることが望まれる。中でも、高度情報化社会の、人口減少少子高齢化の時代においては、このような視点からのまちづくりが不可欠である。

IV 実体論的段階（自己実現のレベル：ミクロ構造）

生活景のデザインの最後の目標は、当該住区の土地や建物や彫刻物等の配置に伴う空間や景観表現が芸術的感動や喜びもてるよう生き生きと説得力があり美しいこと、つまり地区全体として統一性のある芸術作品としての近隣住区を創造することである。

14) また、鐘の音や祭ばやし等の生活音、朝食の準備の匂い、パンやミルクやコーヒーの匂い等の生活の匂い、そして野鳥のさえずり、虫の音¹⁰⁾、雪の音、雨の音、木の葉のざわめき、風の声、川のせせらぎ、動物の鳴き声、雷鳴などの自然音、花や木の香り、草や土、焚火の匂い等の自然の恵みは人々の心を和ませ日常の体験に奥行を与える生活景に対する音や匂いの促進と抑制についてデザイン技法の確立が望まれる¹¹⁾。

上田黒石平の近未来イメージ



図—2 黒石野平近隣住区の要所の景観のエリア分け

近隣住区の景観デザインは上記の象徴論的段階、構造論的段階、機能論的段階、そして実体論的段階の4つの段階を通して重層的にデザインされることによって再構築（再体制化）できるとしている。

(2) 要所の景観のエリア分け

黒石野平近隣住区の要所の景観を、その景観特性に注目しながらエリア分けすれば以下のように示すことができる。

- a) 緑が丘・黒石野商工業会（近隣商店街）
- b) 近隣公園と近隣住区センターの統合デザイン
- c) ごみステーションと緑が丘三丁目グリーンプロット
- d) 黒石山散策路（山麓遊歩道）の新設

なお、項目 a)～d) の近隣住区内のエリア分けを図—2 に示す。

4. 要所の景観デザインに対する住民の評価

(1) 緑が丘・黒石野商工業会（店舗地区）

a) 商店街の現状

当商店街は街路延長が核店舗の南側450mと北側450m

の合計で900m、街路幅員は22m（車道幅員15m＋歩道幅員3.5m×2）の街路である。そのため、 D/H （街路幅員建物高比） $\approx 7.3 \sim 1.8$ 、 D_w/D （歩車道幅員比） $\geq 1/6$ 、 D/L （街路幅員延長比） $\approx 1/20 \sim 1/40$ の街路となっている。街路樹はアメリカ・フウ（楓）の2列植栽である^{注6) 12)}。

b) 商店街の基本構想

緑が丘・黒石野商工業会の将来の基本構想をパースとして描出すれば下記のようになる（図—3参照）。なお、基本構想の提案にあたって主として留意した事項は下記の通りである。

①商店街沿線の多くが、街路幅員建物高比 $D/H > 3$ であるので、街路空間は概して茫洋としていることが知られるので、街路空間を交通の安全性を考慮した植栽の街路樹で分節化する。

②上田—深沢線（通称黒石野通り）の街路樹は大部がアメリカ・フウ（楓）であったが、当該商店街の拡充とともに盛岡の北部に位置する個性的な近隣商店街として印象深くするため、商店街の街路樹をケヤキ（4.50m）とポプラ（4.50m）の区間に植え替えたものである。ケヤキの街路樹は2列植栽とし、ポプラの街路樹は西側1列植栽でもよく、無剪定で伐採しないものとする。

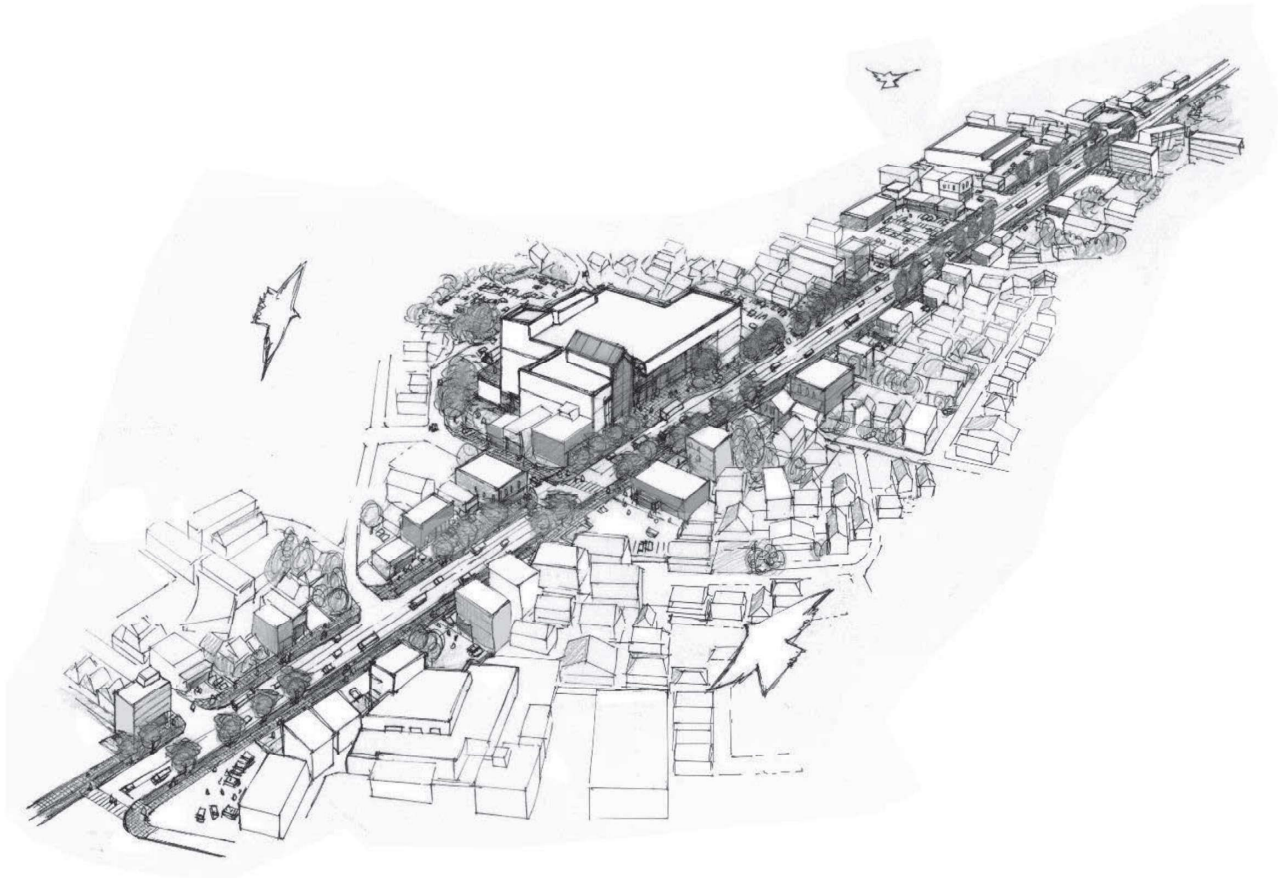


図-3 緑が丘・黒石野商工業会商店街



図-3-1 街路樹（松並木と上田一理塚の保存）

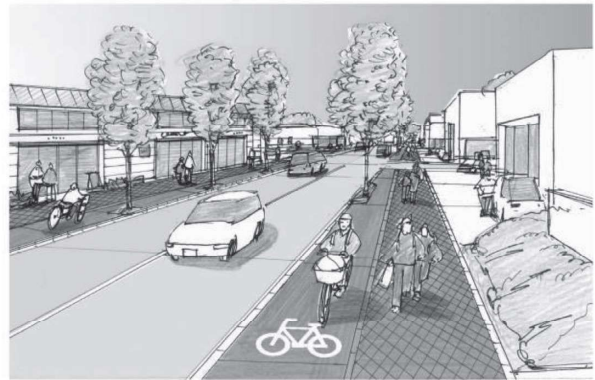


図-3-2 アネックス・カワトク以北の商店街

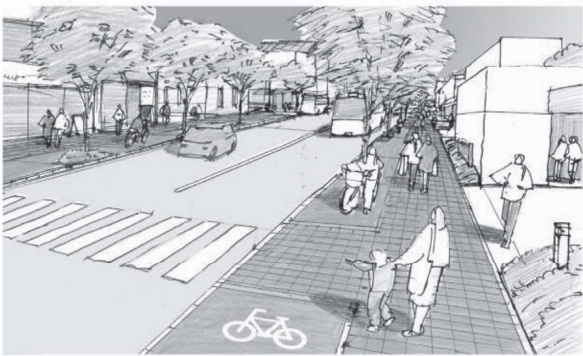


図-3-3 アネックス・カワトク以南の商店街

③往時（旧奥州街道時代）の松並木の街路樹と上田一理塚は保存する。

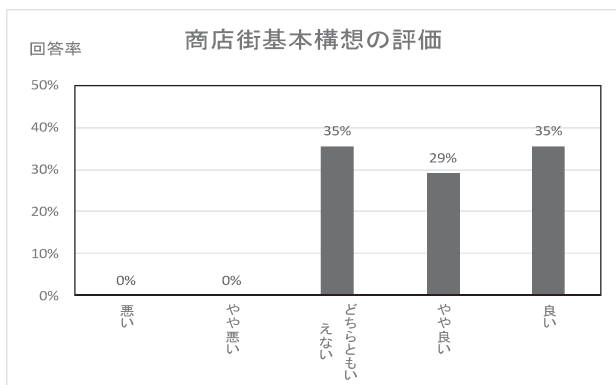
④商店街の賑わい感の演出と自転車運転の安全性を考慮して、商店街の部分については自動車道と自転車道を分離し、自転車道と歩道を統合して一体的に整備する。

⑤商店の看板は優れたデザインの看板とする。

c) 商店街の基本構想に対する評価

①基本構想の総合評価

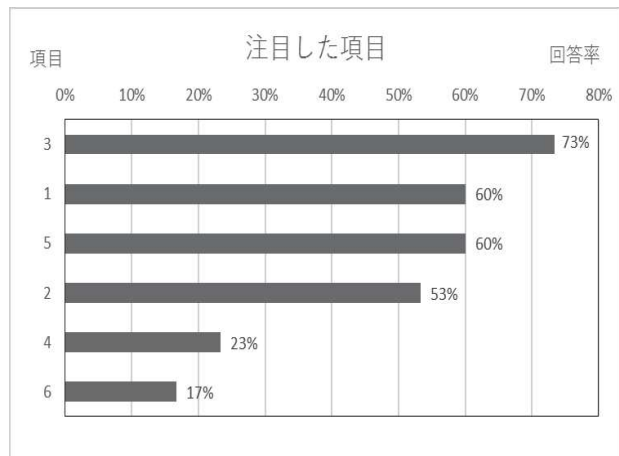
商店街の基本構想の総合評価を図-4示す。図-4に



注) 評価の平均値：4.0 (標準偏差0.84)

図-4 商店街の基本構想の総合評価

示されるように、評価の平均値は4.0 (標準偏差は0.84) を得て評価は比較的高い。この評価は、要所の景観の評価順位において第4位 (標準偏差の大きさでも第4位) という評価であった。しかし、5段階の評価値ごとに注目すると「良いとやや良い」の合計で64%程度の値を示しているのに対し、「どちらともいえない」が35%の値を示しているところに注意する必要がある。



- 3 電線を地下埋設し、電柱を無くしている。
- 1 アネックス・カワトク周辺の上田一里塚と松並木を保存する。
- 5 個性的で、美しく、安全な商店街であることを強調するためアネックス・カワトクより南側約450mの商店街をケヤキの街路樹とし、北側約450mの商店街をポプラの街路樹とし、街路樹の間隔は交通の安全を考慮して見通し距離を十分に取った (等間隔にしない) デザインにしている。
- 2 (自転車道と歩道) を車道より25cm高く一体的に整備し、自転車道と歩道を平面的に分離するデザインとしている。
- 4 大きな看板は無くして、商店街の看板のデザインに工夫を凝らしている。
- 6 その他

図-5 商店街の基本構想の評価要因

②基本構想の評価要因

商店街の基本構想の評価要因の分析結果を図-5に示す。図-5に示されるように、被験者が商店街のパスの中で注目した項目は、第1位が電線を地下埋設し、電柱を無くしている (被験者の73%、以下被験者を省略) であり、第2位がアネックス・カワトク周辺の上田一里塚と松並木を保存する (60%)、同様に、第2位がケヤキの街路樹 (南側450m) とポプラの街路樹 (北側450m) の植樹による個性的で美しく、交通の安全を考慮した (等間隔にしない) デザイン (60%) である。そして、第4位が (自転車道と歩道) を一体的に整備し、車道と分離するデザイン (53%) であることが分かる。この実験を通して、被験者は電線の地下埋設に対する注目度が大きいのに対し、商店の大規模な広告塔には無頓着である点が興味深く思われる。一般的に商店街の景観の評価に大きく影響する看板類であるが、地元の人々にとってはその影響が少ないところに注意したい。

注) その他の回答 (自由記述)

近隣商店街のパスについての被験者の自由記述を表-3に示す。表-3に示されるように、自転車道の幅員・歩道の幅員・車椅子の運転のしやすさ、街路樹の評価、街路樹の種類、街路樹の維持管理、信号機の待ち時間表示に関する5項目であったが、コメントの多くは都心と松園ニュータウンを繋ぐ現状の幹線街路 (通称・黒石野通り) に関するものであった。盛岡第3高等学校以北の街路整備 (自転車道の整備) は令和18年頃に実施の予定 (盛岡市土木部道路整備課) であるので、将来の当該店舗地区の成熟 (沿線の商店のセットバック等) の状況を考慮しながら街路樹や自転車道・歩道の整備方法について、専門

表-3 その他の回答

No	自由記述
1	自転車道と歩道の幅が今と同じでは危ない、車いすも歩きやすく。
2	アメリカ・フウ (楓) の並木は4号線から北上してくる時の大きな特徴となっているので、植えかえにはあまり賛成できない。アメリカ・フウ (楓) は冬の変も良い◎は反対として○を付けている。
3	ケヤキもポプラも大きくなる樹木なので、街路樹としては適していない。
4	ポプラ 高さで落葉の始末?
5	信号機の待ち時間表示。



図-6 新たな近隣住区センターの統合デザインのパス

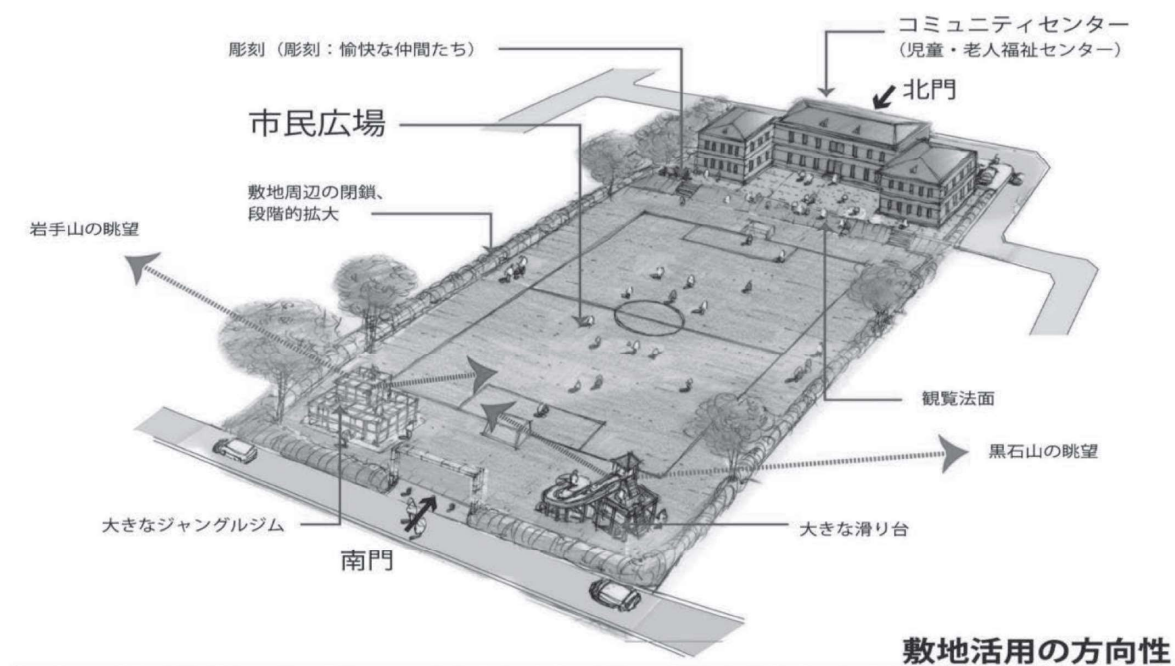


図-7 新たな近隣住区センターの統合デザインの基本構想図

家と町内役員との情報の共有（コミュニケーション）が必要であると思われる。

（2）近隣住区センターの統合デザイン

a) 住区基幹公園と公民館の現状

①黒石野平地区町内会の公園（グリーンプロットを含む）は小規模のものが10個存在しているが、このうち最大

の規模の黒石野平児童公園であっても、街区公園の標準規模（50m×50m）の4割程度の規模しかないという状況にある。

②緑が丘公民館は建築後38年を経過しており、盛岡市の公共施設の修繕と立て替えの4つの時期の〔1. 竣工（0年）、2. 修繕（20年）、3. 大規模改修（40年）、修繕（60年）、4. 立て替え（80年）〕の中の3番目

の大規模改修の時期に迫っている。

③当該地区の緑が丘児童・老人福祉センターも、4年後の令和5年頃を目標とする大規模改修（盛岡市都市整備部）が予定されている。

④黒石野平地区町内会は、本年生誕50周年を迎えて、新たな50年を目標とする地区更新の時期に入った。幸いにも、当地区は市道上田一深沢線という主要幹線街路沿いに位置する交通利便で風光明媚な近郊住宅地であるため、若年人口の流入も顕著な地区である。しかし、誕生以来、自然発生的に発展してきた住宅地であるために、地区の公共施設は分散的に立地している。

b) 将来の基本構想

黒石野平児童公園と緑が丘公民館及び児童・老人福祉センターを統合し、新たな近隣住区センターの構想をベースとして描出すれば図-6、図-7のようになる（図-6、7参照）なお、基本構想図の提案にあたって、主として留意した事項は以下の通りである。

①コミュニティセンター（新公民館の仮称）を黒石野平児童公園の跡地に新築し、近隣公園（旧黒石野平児童公園の面積を約2倍に拡張したもの）をコミュニティセンターの南側に一体的に整備して、

②近隣公園の中に、市民広場を設けるとともに、近隣住民の夏祭り（盆踊り）や各種のイベントの開催や児童の8人制サッカー、野球（遊び程度）、高齢者のゲートボール、そして冬季には雪合戦（スポーツ）やコミュニティセンターの敷地と近隣公園の地形の段差を利用した幼児・児童のスキーやそり滑り（遊び程度）ができるようにする。

③新たなコミュニティセンターの収容能力は、総会用大ホール（100名収容可能：2階）、中ホール（1階）、右翼棟（12.5帖×4室：公民館棟）、左翼棟（12.5帖×4室：児童・老人福祉センター棟）を部屋の内外から賑わい感を感じ取ることができるようにデザインする。

④大きな滑り台とジャングルジムを設置し、ここからは岩手山が眺望でき（仰角5°）、地区のシンボルである黒石山を仰望する（仰角16°）ことができるようにデザインする。

⑤公共施設群を中枢拠点に一体的に整備することにより、消防車、救急車（充電装置付き）、数台の電気自動車の駐車場としても使用可能な「地域防災の拠点を備えた近隣住区センター」が可能となっている。

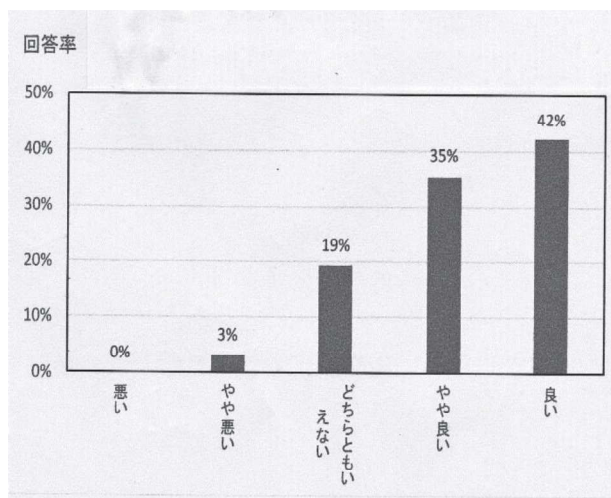
⑥新たなコミュニティセンターの左翼棟の2階からは岩手山が眺望でき（仰角5°）、右翼棟の1・2階からは地区の象徴である黒石山の全体像を仰望することができる（仰角16°）ようにデザインしている^{6) 13)}。

⑦彫刻3部作（愉快的仲間たち：黒川晃彦作）をコミュニティセンター左翼棟裏側で近隣公園へ向かう適正なところに設置して、幼少期から自然に芸術作品に触れられるように配慮する。

c) 近隣住区センターの基本構想の評価

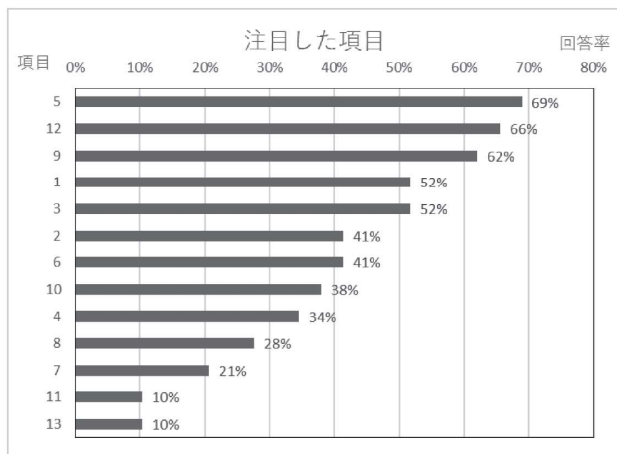
①基本構想の総合評価

近隣住区センターの基本構想の総合評価を図-8に示す。図-8に示されるように、5段階の評価において「良い」が42%、「やや良い」が35%、「どちらともいえない」が19%、となっている。良いが最大値を占め、「良い」と「やや良い」の合計で77%を占めていることから高く評価されていることが分かる。しかし、「どちらともいえない」の値が19%（20%近傍）であった点は注目しなければならない。評価の平均値は4.2で、標準偏差は0.85であり、近隣住区センターの総合評価は要所の景観の評価順位において第3位（標準偏差の大きさにおいて第4位）であるという評価を得ていることが知られる。



注) 評価の平均値4.2（標準偏差0.85）

図-8 近隣住区センターの基本構想の総合評価



- 5 新たな公園の中には、市民広場を設けたので、夏祭り(盆踊り)や各種イベントが開催できる。
- 12 公民館と近隣公園が一体的に整備されることによって、消防車、救急車(充電装置付) 数台の電気自動車の駐車場にも使用可能な「地域防災の拠点を備えた安全安心のまちづくり」が可能となっている。
- 9 公民館と近隣公園が一体整備されることから、近年薄れてきているといわれる地区住民のコミュニティ形成に役立つ。
- 1 新たな公民館を黒石野平児童公園の跡地に移築した。
- 3 新たな公民館の収容能力は、総会用大ホール(100名収容可能：2階)、中ホール(1階)、右翼棟(12.5帖×4室)、左翼棟(12.5帖×4室)となっている。
- 2 そして、黒石野平児童公園(街区公園の約8割の規模に相当する)を公民館の南側に一体的に整備している。
- 6 児童の8人制のサッカー、高齢者のゲートボール、児童の野球(遊び程度)等ができる。冬季には、雪合戦(スポーツ)や地形の段差を利用しての幼児・児童のスキーやそり滑り(遊び程度)ができる。
- 10 人口減少、少子高齢化の時代のまちづくりにとって、生活基盤施設の機能を集中させることには合理性がある。
- 4 新たな公民館の右翼棟の2階からは岩手山が眺望でき、左翼棟の2階からは地区の象徴である黒石山の全体が眺望できる。
- 8 幼児・児童の遊具に加えて、障害者のための遊具を設ける。
- 7 大きな(滑り台とジャングルジム)からは岩手山と黒石山が眺望できる。
- 11 彫刻(愉快的仲間たち)を適正なところに設置して、幼少から自然に芸術作品に触れられるように配慮している。
- 13 その他

図-9 近隣住区センターの基本構想の評価要因

②基本構想の評価要因

近隣住区センターの評価要因の分析結果を図-9に示す。図-9に示されるように、被験者が近隣センターのパスの中で注目した項目は、第1位～第3位まで大きな差はなく、5. 新たな公園の中に市民広場を設けたので、夏祭り(盆踊り)や各種のイベントが開催できる(69%)、12. 公民館と近隣公園を一体的に整備したことによって、地域防災の拠点にもなる(66%)、9. 公民館と近隣公園が一体的に整備されることから、近年薄れて

表-4 公民館の将来の呼び方

No	項目	回答数	比率
1	公民館	7	23%
2	コミュニティ・センター	23	74%
3	自治会館	1	3%
	計	31	100%

表-5 公民館の整備の方向性

No	項目	回答数	比率
1	現在地で大規模改修	0	0%
2	現在地に同規模程度に新築	6	21%
3	黒石野平児童公園の拡充計画と一体的に竣工し、地区の魅力増進の中核とする	23	79%
	計	29	100%

表-6 公民館の維持管理の方法

No	項目	回答数	比率
1	公助方式	23	79%
2	共助方式	14	48%
3	自助方式	2	7%
4	民間方式の導入	10	34%
	計	49	n=29

きているといわれる地域住民のコミュニティ形成に役立つ(62%)の3項目である。次いで、注目した項目は、2項目あって、1. 新たな公民館を黒石野平児童公園の跡地に移築した(52%)、3. 新たな公民館の収容能力に関するもの(52%)であることが分かる。以上の基本構想の評価要因の注目度に対する分析結果と表-4、表-5、表-6に示される公民館の将来の呼称ではコミュニティセンター(74%)を、整備の方向性では近隣公園と公民館の一体的整備(79%)を、維持管理の方法では公助方式(79%)を支持しているというアンケート調査の結果から考察すれば、近隣センターの一体的整備構想は高く支持されていることが分かる。

注) その他の回答(自由記述)

その他の回答(自由記述)を表-7に示す。表-7の自由回答「3.の高松公園との関連」での質問では、高松公園は特殊公園の中の「風致公園」であるのに対して、近隣公園内の小広場(ピアッツァ;Piazza)は住区内に定住す

表一七 その他の回答

No	自由記述
1	可能性はどうか
2	交通アクセスの問題
3	整備された高松公園との関連で,市民広場はどうか? 右翼棟,左翼棟4室もいらない?

る人々のコミュニティ活動の場としてデザインするところに注目されたい。また、右翼棟はコミュニティセンター(公民館)の施設として、左翼棟は児童・老人福祉センターの施設として構想している点に注意されたい。その他「可能性はどうか?」、他の質問については、調査結果の考察において触れる。

(3) ごみステーションと緑が丘三丁目グリーンプロット

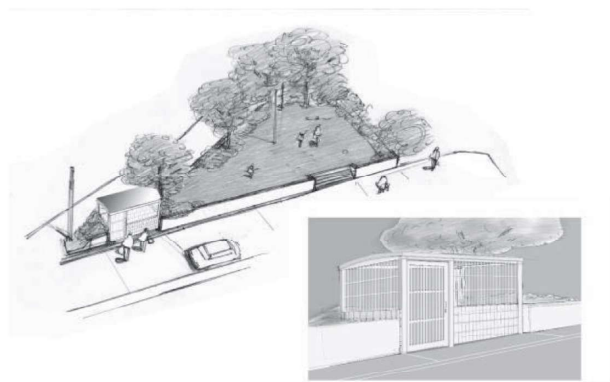
a) ごみステーションの現状

緑が丘3丁目グリーンプロット際のごみステーションは、現在のところ盛岡市道路建設課の許可を得て市道の路肩を仮使用しているという状況にあり、計画的なごみステーションの用地は確保されておらず、そのためごみステーションの用地確保が喫緊の課題となっている。

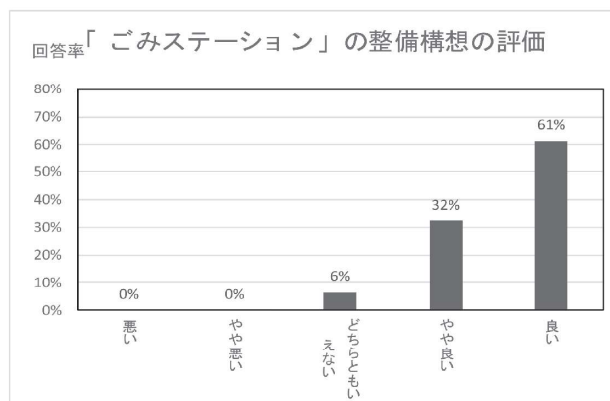
b) ごみステーションの基本構想

将来のごみステーションの基本構想をパースとして描けば、図一10のように示される(図一10参照)。ここに、基本構想の提案に際して主として留意した事項は以下の通りである。

- ①ごみステーションを、現在の仮設置場所である街路の路肩から緑が丘三丁目グリーンプロットの角地に移動することによって、街路機能を回復させるとともに、ごみステーションの使い勝手の良さを向上させる。
- ②しかし、近隣住区全体としての公園面積は減らさない、つまり近隣住区の全体的な環境は維持するものとする。
- ③ごみステーションの中のごみを歩行者から見えないデザインとする。
- ④ごみステーションのデザインは緑が丘三丁目グリーンプロットのフェンスのデザインと統一させる。
- ⑤カラスによってごみが荒らされないデザインとする。



図一10 ごみステーションと緑が丘三丁目グリーンプロット(下図はごみステーションの拡大図)



注) 評価の平均値: 4.5 (標準偏差0.61)

図一11 ごみステーションの総合評価

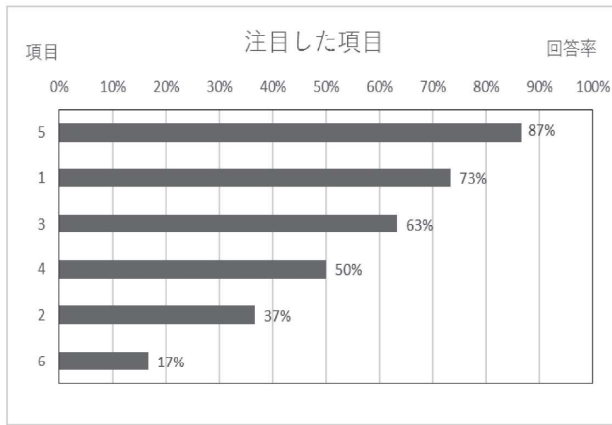
c) ごみステーションの評価

①基本構想の総合評価

ごみステーションの基本構想の総合評価を図一11に示す。図一11に示されるように、良いが61%で、やや良いが32%、これらの合計で93%値となっている。評価の平均値は4.5の値を得て、5つの基本構想の総合評価の中では1位(標準偏差は第4位で最小値)である。そして、どちらでもないが6%(20%値に比べて極めて小さい値)であるので、基本構想の総合評価はとても高いといえる。

②基本構想の評価要因

ごみステーションの基本構想のパースの中で注目した項目を図一12に示す。図一12に示されるように、注目した項目の第1位がカラスによってごみが荒らされないデザインとしている(87%)であり、第2位が「ごみステーション」の場所が仮設置であったことから解放される



- 5 カラスによってゴミが荒らされないデザインとしている。
- 1 「ゴミステーション」の場所が仮設置であったことから解放される。
- 3 「ゴミステーション」の中のごみが見えないデザインとしている。
- 4 「ゴミステーション」の使い勝手の良いデザインとしている。
- 2 地区全体の公園面積が減少しない整備手法なので、地区環境を保全できる。
- 6 その他

図-12 ゴミステーションの基本構想の評価要因

(73%)であり、第3位が「ゴミステーション」の中のごみが見えないデザインとしている(63%)である、そして第4位が「ゴミステーション」の使い勝手の良いデザインとしている(50%)である。

そのため、緑が丘三丁目ゴミステーションの現在抱えている課題に強い関心があることが知られるのに対して、当該緑が丘三丁目ゴミステーションの基本構想は近隣住区センターの総合デザイン計画の中で推進される構想であるという認識が低いように思われる。(近隣住計センターの総合デザイン計画が進まなければ、緑が丘三丁目ゴミステーションの基本構想は実現しないのである)。

注) その他の回答(自由回答)

その他の内容(自由記述5項目)を表-8に示す。

表-8 その他の回答(自由回答)

No	自由記述
1	一部の例だけでなく、全体的な整備計画が必要。
2	嫌われる要素に臭いがあります。
3	清掃しやすいか?
4	雨や雪でぬれないほうがよいかも。
5	ゴミ収集車が横付けできるように。

表-8に示される第1番目の項目の“一部例だけでなく、全体的な整備計画が必要”とは、「緑が丘三丁目際のごみステーションの問題は、近隣住区センター統合デザイン基本構想の中で検討している事項であるという認識が必要」というコメントであると解釈している。第2番目以降の「嫌われる要素に臭いがあります」「掃除しやすいか?」他のコメントについては、引き続き実施計画の中で検討して戴きたい。

(4) 黒石山山麓遊歩道

a) 黒石山山麓遊歩道の現状

①黒石山はこれまで地区住民にとって里山的存在であり、現在は、黒石野平地区住民の象徴的な山として存在している。

②近年の黒石山山麓の一部は、緑が丘幼稚園児の遊び場として利用されている。

③黒石山山麓の踏み分け道から、黒石野平地区の市街地(水平~俯角16°)^{注7)13)}と奥羽山系(水平~仰角2°)と岩手山(仰角5°)がほどよい視覚で眺望できる。

④盛岡市郊外の遊歩道の中で、高松公園から小鹿公園までのルートは黒石山の裏側(東側)を走っているが、現在このルートは熊が出没するようになったため、黒石山の表側(西側)ルートの開発が期待されるようになってきている。

b) 黒石山山麓遊歩道整備の基本構想

黒石山山麓遊歩道整備の基本構想をパースとして描けば下記のように示される。(図-13)。



図-13 黒石山山麓遊歩道

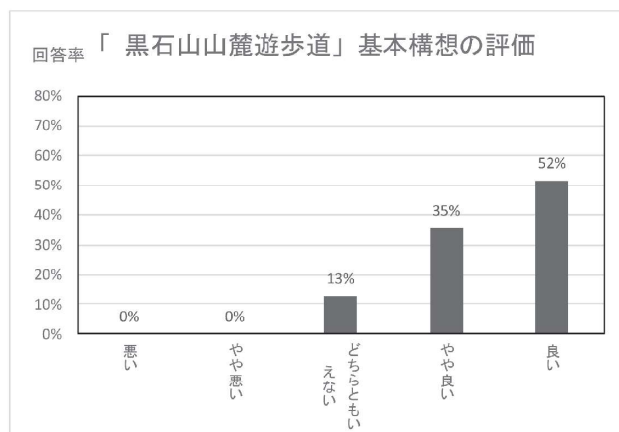
なお、この基本構想の提案に際して主として留意した事項は以下の通りである。

- ①黒石山山麓の遊歩道から、奥羽山系、岩手山、黒石野平地区の全体が眺望でき、黒石野平地区全体の地理的構造を一挙に手にとるように把握できるようなルートを選定する。
- ②黒石山山麓の遊歩道からの人々の自然な視軸が俯角10°で黒石野平地区の市街地中央に落ちるようなルートの選定をする。
- ③「原風景」を育む遊歩道となるよう、ルートの要所に栗、山葡萄、アケビ等の果樹を植えると共に黒石野平地区を眺望するための良好な「視点場」となるよう整備する。
- ④自然に親しみ、自然と文明の調和を考える「哲学の道」として役に立つこと。
- ⑥黒石野平地区の全体を一望できる散策路は、地区民の緊急避難行動の際に有用である。
- ⑦故郷喪失の時代といわれる現代の状況を克服するうえで有用である。

c) 黒石山山麓遊歩道の評価

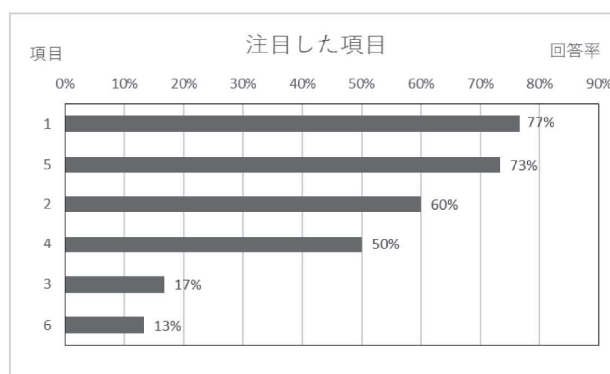
①基本構想の総合評価

図-14に黒石山山麓遊歩道の基本構想の総合評価を示す。図-14に示されるように、良いが52%、やや良いが35%、良いとやや良いの合計で87%を占めており、評価はとても高いことが分かる。そして、どちらともいえないが13%と20%の値に比べて低いので、この点からも特に問題はない。



評価の平均値：4.4 (標準偏差0.70)

図-14 黒石山山麓遊歩道の総合評価



- 1 黒石山の遊歩道に沿って、地区全体を俯瞰し、地区全体の地理的構造を一挙に、手にとるように見てとることができる。
- 5 地区の全体を一望できる散策路は、地区住民の緊急避難行動の際に有用である。
- 2 当地区で生まれ、育った人々にとって、「原風景」を育む「視点場」として重要である。
- 4 自然に親しみ、自然と文明の調和を考える「哲学の道」として役に立つ。
- 3 故郷喪失の時代といわれる現代の状況を克服するうえで有用である。
- 6 その他

図-15 黒石山山麓遊歩道の基本構想の評価要因

評価の平均値は4.4 (標準偏差は0.70 ; 2番目に小さな値)で、基本構想の総合評価は4つの基本構想の中で2位であることが知られる。

②基本構想の評価要因

黒石山山麓遊歩道の基本構想のパスの中で被験者が注目した項目を図-15に示す。図-15に示されるように、注目した項目の第1位が、黒石山の遊歩道に沿って、地区全体を俯瞰し、地区全体の地理的構造を一挙に、手にとるように見てとることができる(77%)であり、第2位が、地区の全体を一望できる散策路は、地区住民の緊急避難の際に有用である(73%)であった。この2項目への注目度が抜きんでて大きく、次いで「原風景」を育む「視点場」として重要である(60%)が続く、自然に親しみ、自然と文明の調和を考える「哲学の道」として役立つ(50%)であることが知られる。以上の結果から、黒石山山麓遊歩道からの眺望は地区全体の地理的構造を手にとるように見ることができ、そして原風景を育む視点場として重要であり、自然と文明の調和を考える「哲学の道」となるという項目が注目されたことが知られたので、黒石山山麓遊歩道からの眺望の評価は専門家と町内役員の間で情報の共有がなされているものと解釈できよう。

表一9 その他の回答

No	自由記述
1	散策路の整備を継続するのは大変な事業となる。
2	黒石山の地盤が固いか？ 土砂崩れが多いので調べてからなら良いかも。
3	小学生の勉強にも使えるので良いと思う。
4	老人のウォーキングに良い。

注) その他の回答

最後に、黒石山山麓遊歩道についてのその他の内容(自由記述)を表一9に示す。表一9に示される第1項目の「黒石山山麓遊歩道の整備事業」と第2項目の「黒石山の地盤の固さと土砂崩れ」に関しては、今後行政や民間企業との情報の共有の必要を示唆するコメントである。そして第3項目の「小学生の学習の場所としても使えるので良い」と第4項目の「老人のウォーキングに良い」に関しては、黒石山山麓遊歩道に隣接して構想された近隣住区センターと密接に関わるコメントであると認識している。

以上の分析結果から、専門家による黒石野平地区の機能更新のための4箇所の生活景の提案に対する町内会役員の評価は、それぞれ①近隣商店街(評価の平均値4.0, 第4位)、②近隣住区センター(評価の平均値4.2, 第3位)、③緑が丘三丁目ごみステーション(評価の平均値4.5, 第1位)、そして④黒石山山麓遊歩道(評価の平均値4.4, 第2位)となっており、総じて良い評価を得ていることが分かる。しかし、近隣商店街の「どちらともいえない」の回答率が35%と(20%値に比べて)極めて大きいことには注意する必要がある(図-4参照^{注8)}14)。

ここで、評価順位で第4位であった店舗地区のデザインの評価は当該店舗地区に隣接する他の三つの住区とも関わる事項なので、上述の結果を得たとも考えられるので、調査対象を隣接する4住区に拡大したうえでの再調査が必要であると思われる。

評価順位で、それぞれ第3位、2位、1位であった近隣住区センター、黒石山山麓遊歩道及び緑が丘三丁目ごみステーションの評価はいずれも「どちらともいえない」の回答率が20%以下であり、「良い」と「やや良い」に集中していることが知られるので、近隣住区センター・黒

石山山麓遊歩道・緑が丘三丁目ごみステーションの3つの要所のデザインの評価は、実施計画に向けての課題は残されているが、総じて良い評価を得たと言える。換言すれば、今回のパースによるスライド映写の実験を通して専門家と町内会役員の間近隣住区の3つの要所のデザインの「情報共有」が生まれたと言えよう。

5. 生活景のデザインの課題と展望

ここで、専門家と町内会役員の間でのデザインの「情報共有」とは何なのかを改めて考えてみたい。

今回のパースによるスライド映写の提供が情報であり、この実験を通して、町内会役員自らに専門家の情報を加えることができ、「この情報の重ね合わせ」が役員自らの主体的な新たな知識や知恵を生み出すことになる。

そして、役員自ら生み出したオートポイエーティク(自己創作的)なデザイン情報を適宜、地区住民へ発信することによって、情報の連鎖が生まれ、地域社会に共有される情報となる。これが地区住民の新たな知識となって、黒石野平地区の里山である黒石山山麓遊歩道からの市街地の眺望を、超越的な視点から統一的に総合し、評価し、「美しく自然豊かな故郷(ふるさと)」再生のための知恵を生み出すに至る。

以上の総ての過程で地区住民の総てに「当然のように」情報が共有されている状況になっているのが本来の意味での「情報共有」ではなからうか。

そのためには、全国的にこのような状況ができていないという状況を情報として共有し、早急に「住民主導のまちづくり」の仕組みづくりに取り組むことが喫緊の課題であると思われる。

5. 結 論

本研究は、盛岡市黒石野平地区を事例に近隣住区の機能更新に関わる生活景の現代的なデザインの方法を提案しようとしたものである。得られた主な結果を示せば次のようになる。

(1) まず、人間の感覚系ニューロンの構造と機能を念頭に置きながら、都市の細胞であるところの黒石野平地区の近隣住区の領域を設定し、次いで、当該地区の生活景デザインの要所として①緑が丘・黒石野商工会（通称：黒石野平通り）、②近隣住区センター、③緑が丘三丁目ごみステーション、④黒石山山麓遊歩道の4箇所に注目し、これらに筆者の提唱する感覚統合理論を適用して生活景のデザイン（案）を作成した。

(2) これらの4箇所の生活景のデザイン（案）を公民館内で、町内会役員を被験者としてパワーポイントによる映写会とアンケート調査を行い、当該地区の将来の機能更新のための生活景のデザインについての専門家と町内会役員との「情報の共有」の検討を行った。その結果、専門家の提案は町内会役員から4箇所とも5段階評価の平均値で4.0以上の評価を得たので、専門家と町内会役員の間には大略情報の共有が存在する、中でも近隣住内の近隣住区センター、緑が丘三丁目ごみステーション、黒石山山麓遊歩道の3箇所においては情報の共有があることを確認した。

(3) 人間の脳のニューロンと都市の細胞である近隣住区のアナロジーの検討を通して、近隣住区センターの中核的施設であるコミュニティセンターのデザイン情報発信機能（運動系；遠心性、突然変異的）と近隣住区に隣接する黒石山山麓遊歩道（眺望地）のデザイン情報統合機能（感覚系；求心性、自然選択的）の相互の意味的構造（意味連関）を検討しながら、これらの二つ機能は近隣住区の機能更新（進化）にとって不可欠な機能であることを指摘するとともに、今後の「住民主導のまちづくり」の課題と展望について述べた。

残された課題

今後は、地域住民、地権者、民間企業、関係行政機関とともに「まちづくり協議会」を設立し、黒石野平地区の機能更新のための生活景のデザインについて継続して検討する予定である。

謝辞：本研究は（一財）東北開発研究所の事業として実施したものである。発表時、地域住民、地権者、民間企業、

行政機関による「参加のまちづくり」へ向けての貴重なコメントをいただいた（株）邑計画事務所代表取締役吉田基様に謝意を表します。また、本調査にご協力いただいた環境創出研究所代表船水正雄様、高橋デザイン事務所代表高橋幸男様に謝意を表します。

付録

注1) 都市の段階的発展論のひとつに、L.H.クラッセン等（1981）によって提唱された都市サイクル仮説があり、大都市の発展段階は①都市化、②郊外化、③逆都市化、④再都市化の4段階の発展形態がみられるという説である。

注2) 山の仰角については、仰角5°以下の山はスカイラインが視覚的に卓越した重要性をもつ、このような仰角の山を生かすためには、ひきたたせ、ひきよせるための手法が必要とされる。仰角9°近傍の山は、山容全体を容易に見越すことができ、山にとっては最も好ましい眺望仰角である。仰角20°近傍の山は、山容を見越すことはできるけれども、もはや山腹斜面がひとつの小世界として壁立的に立ちあらわれてくる山である。

注3) 地区デザインに際しては、土地利用、交通、供給施設、緑地公園など都市施設の位置や規模、形態について地区全体のあり方を規定するマクロ構造に関するデザインと、このマクロ構造に関するデザインを基調に、近隣住区の公共施設、街路、オープンスペースや宅地、建築物などの作りだす空間の意匠や形態をデザインするミクロ構造のデザインの2つの局面から行われることを示している。

注4) 日本の都市史：古代都市⇌中世都市⇌近代都市

【約600年】

として、生物の生理的寿命説である“成熟期の5倍説”を基に都市の成熟期を求めれば、 $600 \text{年} \div 5 = 120 \text{年}$ となる。都市の進化は形成期、充実期、成長期、成熟期の4段階で胎生的に進化するとすれば、ひとつの時期は $120 \text{年} \div 4 = 30 \text{年}$ となる。従って、日本の都市は約30年毎に進化してきたものと考えられる。

注5) 筆者の提唱する近隣住区のデザイン論は人間の脳のニューロン（Neuron：神経細胞）をベース・アナログ（source analog）とし、都市の細胞である近隣住区をターゲット・アナログ（target analog）として、ベースとター

論 文

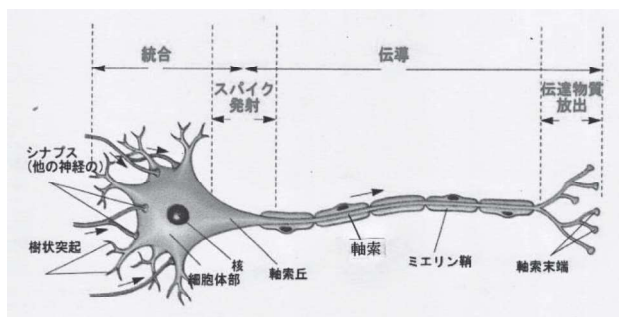
ゲットの間には有するアナロジーの検討を通して構想したものである。以下に、キース・j・ホリオークとポール・サガード (Keith J.Holyoak and Paul Thagard) のアナロジーの多重制約理論⁸⁾を適用して検討した結果の大略を記述する。

a)対象や概念の直接的な類似性の検討

対象が人間(生物)のニューロン(神経細胞)と都市(有機体)の細胞のように、同種の成員の細胞ならば、一般に内的な生物学的構造を共有することが知られている。

b)構造の類似性の検討

ニューロンは細胞体(核、軸索小丘を含む)と神経突起(樹状突起及び軸索)に分けられる。この中、他の細胞から入



ニューロン：細胞体 ・ 核 ・ 軸索小丘
 ↓↑ ↓↑ ↑↓
近隣住区：近隣住区・コミュニティセンター・眺望地

力を受ける部分を樹状突起と呼び、他の細胞へ出力する部分を軸索と呼んでいる。伝達物資の入力に関わる樹状突起や出力に関わる軸索末端は近隣住区の店舗地区に類似するとして、ここではニューロンの細胞体・核・軸索小丘と都市の近隣住区・コミュニティセンター・展望地(黒石山山麓遊歩道)の間に有する構造的類似に注目している。

c)機能の類似性の検討

細胞体は核(細胞核)などの細胞小器官が集中する部位でありタンパク合成などはここで行われる。核の中の遺伝子の本体であるDNAは①自己の複製と②遺伝情報に基づいてタンパク質を生成する設計図である。そして、軸索小丘は、樹状突起と細胞外から細胞体内に入力を受けた神経情報を統合して最終的な情報伝達の可否(fire or not)を決定する働きをする。

なお、生物の遺伝情報はすべて次の図に示されるように「DNA→(転写)→mRNA→(翻訳)→タンパク質」の順に伝達される仕組みになっている。この仕組みの概念



はフランシス・クリック(1958)によって提唱されたもので、セントラルドグマ(分子生物学の基本原則)として著名である。

一方、本研究は、都市をいつも眺め、その中で生活し、体験し、経験している、つまり都市を利用する人々の日常的な視点(いわゆるフサールの生活世界に視点)からとらえようとしているので、近隣住区は自然環境から送られてくる無限の感覚情報と人間の創造した文明の世界から送られてくる多様な感覚情報を整理統合して新しい認識を構成し、生活景として顕在化(発現)する場であるといえる。

コミュニティセンターは近隣住区の核心であるので、本館の役員会で、近隣住区の更新に関わる専門家(学者)と町内会役員による「情報の共有：情報の重ね合わせ」が行われる。このプロセスが

「情報が共有された状態⇔DNAの2重螺旋」に対応する。情報の共有がなされたならば、町内会役員、地権者、行政、民間事業者によって構成される「まちづくり協議会」を立ち上げて、近隣住区の更新に関わる「情報の共有」のための審議をする。このプロセスは

「DNAの転写→mRNA」に対応する。

まちづくり協議会の審議を通して近隣住区の更新に関わる町内会役員、地権者、事業者による情報の共有がなされ、近隣住区的生活景の更新がなされる。このプロセスが

「mRNAの翻訳→タンパク質合成」に対応する。

そして、住民によってオートポイエーシス(自己創造的)に更新された生活景の全体的な構造を統覚的に総合する場所が黒石山眺望地(黒石山山麓遊歩道：哲学の道)なのである。従って、このプロセスは

「軸索小丘は、神経情報を統合して最終的な情報伝達の可否を決定する」に対応する。

以上の検討の結果、ニューロンと近隣住区の間には1対1の一貫した機能的な類似性があることが推察される。

d) 目的の類似性の検討

生物の細胞核の中の遺伝子 (DNA) 情報に基づいてたんぱく質合成をすることと近隣住区の中核施設であるコミュニティセンターにおいて、感覚統合原理に基づいて生活景を更新することの間には類似性があることが分かる。

e) 得られたアナロジーの有用性からの検討

フランシス・クリックによって提唱された DNA の設計図に基づいてタンパク質を合成する仕組みの概念と筆者の提案する感覚統合理論に基づいて生活景を顕在化させる仕組みの概念のアナロジーの検討を通して、高度情報化時代における都市の文化秩序形成のための近隣住区の中核施設であるコミュニティセンターにおける情報発信機能の重要性と情報発現の状況を評価するための黒石山麓遊歩道からの市街地の展望の重要性を適切・正確に推論していることから有用であるといえる。

注6) 街路幅員 D と沿道の建物の高さの比 (D/H) は $D/H=1\sim 2$ 程度の空間にするのがよく、 $D/H > 3$ となるような街路は茫洋とした空間となる。また、近隣商店街としての空間的まとまりと視覚的均整を考慮すれば、街路延長を $900m$ 程度に抑え、 $450m$ 程度の分節を置くのがよい。

注7) 立った姿勢での標準的な視線の方向は俯角 10° であるので、 10° 近傍のところは人間にとって見やすい領域で、俯瞰景における中心領域という。そのため、俯角 10° 以遠の市街地は向こうにあるという “there” の感覚になってしまい、俯角 10° 以内の市街地はこちらにあるという “here” の感覚になるという。

注8) 本研究では、アンケート調査の結果「どちらともいえない」の回答率が2割以上あった場合には、パネル調査 (Panel survey : 同じ人に二度 (以上) 同じ質問をする) を実施して個人の意見の変化をみる必要があるとしている。理由: 被験者が2割程度の「固定票タイプ」と他人の意見に左右される「浮動票タイプ」に二分されるときには、民主的手続きによって議論を尽くすほど固定票タイプの意見が最終的結論になるという (参考文献13) 参照

- 1) C. A. ベリー: 日本都市計画図集, B-10, 技報堂出版, 1987
- 2) ルイス・マンフォード: 歴史の都市明日の都市, 生田勉訳, 新潮社, 1969
- 3) 安藤昭・赤谷隆一: 感覚統合理論による都市景観設計の体系化, 土木学会論文集 No. 653, IV-48, pp. 63-75, 2000
- 4) 安藤昭: 人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化のアナロジーの検討に基づく未来都市 (成熟時代の都市) の予測について, 観光まちづくり学会誌 Vol. 13, pp. 29-43, 2016
- 5) 安藤昭: 岩手県盛岡市上田黒石野平地区の生活景のデザインに関する基礎研究, 一般財団法人東北開発研究所研究報告, pp. 1-16, 2016
- 6) 安藤昭・原田房信: 盛岡市黒石野平地区の生活景のデザインに関する研究, 観光まちづくり学会誌 Vol. 14, pp. 3-18, 2017
- 7) 安藤昭: 都市の評価イメージの順位・規模法則の検討と都市デザインの目標設定への適用に関する実証的研究, 観光まちづくり学会誌 Vol. 17, pp. 5-10, 2020
- 8) キース・J・ホリオーク, ポール・サガード, 鈴木宏昭・河原哲雄, アナロジーの力ー認知科学の新しい探求ー, 新曜社, 2003
- 9) 金子邦彦: 生命とは何かー複雑系生命論序説, 東京大学出版会, 2003
- 10) 安藤昭・赤谷隆一: 昆虫音 (コオロギ科) の発音を刺激とする場合の音の評価に関する日本人とアングロサクソン系欧米人についての比較研究, 土木学会論文集 D, Vol. 63, 2007
- 11) 安藤昭・緒方友美: 東北地方における地域景観の評価に及ぼす昆虫音 (セミ科・コロギ科) の促進と抑制に関する研究, 観光まちづくり学会誌 Vol. 7, pp. 14-20, 2010
- 12) 土木学会編: 街路の景観設計, 技報堂出版, 1985
- 13) 樋口忠彦: 景観の構造, 技報堂出版, 1975
- 14) 全卓樹: 銀河の片隅で科学夜話, 朝日出版社, 2020
- 15) 塚田裕三編: Science illustrated 11, 生きている脳, 日本経済新聞社, 1981
- 16) 白田裕一郎: 災害時「情報共有」再考, 国立研究開発法人防災科学技術研究所, ACE, Vol. 107, 2020

(2020, 8, 31受理)

参考・引用文献

論 文

RESEACH ON THE LIVING LANDSCAPE DESIGN FOR FUNCTION RENEWAL OF KUROISHINOTAIRA, UEDA
AT MORIOKA CITY OF IWATE PREFECTURE IN JAPAN

—NEIGHBOURHOOD DESIGN FOR DEVELOPING PEOPLS MIND—

Akira ANDO

The purpose of this paper is to make clear the methods of Living landscape design for function renewal of Kuroishinotaira, Ueda at Morioka city. In this paper, in the first place, I made a suggestion of the original design of the key points of Kuroishinotaira to the staff members of neighborhood with project on a screen. And the investigation on “the own information joint” of the grading of the key points of landscape of Kuroishinotaira between the academic expert and the staff members of neighborhood were performed. And the last, Based on the analytical result mentioned above I made an attempt to systematize the living landscape design of neighborhood unit.

外国人観光客の地方分散化と その効果に関する研究 —群馬県を中心として—

早川雄丞¹・米本清²

¹院生会員 高崎経済大学 大学院地域政策研究科博士前期課程 (〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町1300)

²正会員 Ph.D. 高崎経済大学准教授 地域政策学部地域政策学科 (〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町1300)

E-mail:yonemoto@tue.ac.jp

本研究では、従来外国人観光客の訪問が比較的少なかった国内の地方への誘客を行い、地方分散を行うための方策を考えるため、群馬県を中心としたデータを用いて訪問と関係のある変数を特定するとともに、関係者への面接調査を行い、これらに基づく考察を試みる。加えて、産業連関分析により外国人観光客が地域にもたらす経済効果についても検証する。結果として、温泉施設やゴルフ場、宿泊施設など地方らしさを生かした要素が示されるとともに、群馬県においては公共交通の重要性が推察された。また、その経済効果の大きさは少なくとも他の産業以上であって、影響は幅広い産業に行き渡ることが分かった。

Key Words: *inbound tourism, tourist attractions, input-output analysis, dispersion to local areas*

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大以前、訪日外国人観光客数は増加し続け、2019年には3,188万人（対前年比2.2%増）が日本を訪れていた。しかしながら、外国人延べ宿泊者数を地域別にみると、東京・箱根・富士山・名古屋・京都・大阪などの大都市や有名観光地に集中しており、いわゆる「地方」と呼ばれる地域への訪問は少なかった^{注1}。

図-1は観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づき、2018年における国内観光客・外国人観光客の宿泊地を都道府県ごとの割合で示したものであるが、一般的に、外国人客の方が大都市・有名観光地などを含む都道府県に大きく偏っている状況がみてとれる。例えば、日本人客に関しては全国のうち1.8%が宿泊する群馬県には、外国人客の0.31%しか宿泊していない。なお、これらの割合は東日本大震災の影響が一段落した2012年にはそれぞれ2.0%と0.26%であったもので、インバウンド観光が急成長したこの時期においても大きな変化がみられない。

こうした現状を踏まえ、本研究は群馬県を中心としたデータを用いて昨今の外国人観光客の訪問動向を特徴付けるとともに、「地方」に誘致する方策を考えるものである。加えて、外国人観光客の訪問による経済効果についても検証する。

先行研究として栗原（2012）¹や矢ヶ崎（2020）²

は、人口減少が進む日本の地方において、外国人観光の消費活動は地域経済にとって大きな貢献が期待できる、としている。定量的な分析では、九鬼・清水（2019）³が中国本土・韓国・台湾などからの外国人観光客数を増加させる要因について、宇都宮（2014）⁴が外国人観光客数の地域間格差について、川口・小林・大澤（2019, 2020）⁵⁶が外国人観光客による消費の地方分散について分析している。

さらに、外国人観光客がもたらす経済効果に関する研究については、櫻井・細江（2005）⁷が外国人観光客が増加している北海道における客数の推移を予測した上で、その場合の経済効果について議論している。青木（2019）⁸は北陸3県（富山県・石川県・福井県）の各産業連関表をもとに、各県の外国人宿泊者数及び外国人消費額（推計）から経済波及効果を分析するとともに、同額の消費行動（2016年の石川県の外国人消費額）をした場合の各県における経済効果の比較を行っている。また平松（2017）⁹は経済産業省の47都道府県の産業連関表から地域間産業連関表の作成を試みており、外国人観光客が各都道府県に与える経済効果について分析している。

本研究の対象は、筆者らが研究・活動の拠点としている群馬県とその主要な隣接県にあたる、同じ北関東で日光市をはじめとした著名な観光拠点を有する栃木県、地方において比較的外国人観光客誘致に成功しているとされる長野県とし、主にRESAS

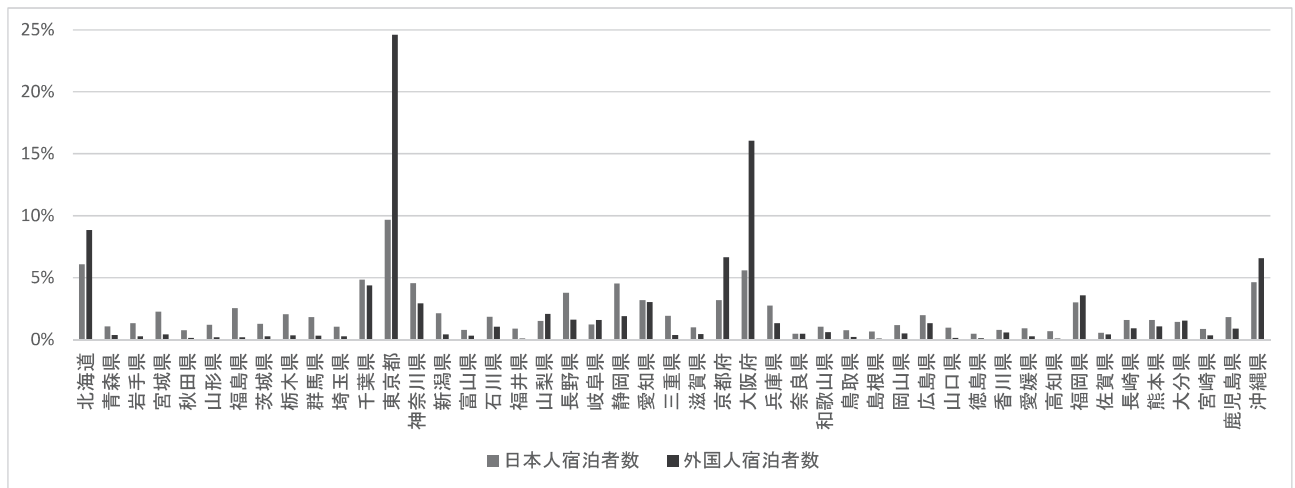


図-1 日本人・外国人延べ宿泊者数の都道府県ごとの割合 (観光庁「宿泊旅行統計調査」(2018年)より筆者作成)

(地域経済分析システム)や各県の統計情報、インターネット上のデータなどを利用して分析する。加えて、群馬県内の有名温泉地の一つである伊香保温泉を事例に、渋川伊香保温泉観光協会(以降、協会)への面接調査から、外国人観光客を誘致するための取り組みや今後の課題について検証し、群馬県の外国人観光客数を増加させるために必要なことを考察する。さらに、群馬県産業連関表を用い、2019年時点における外国人観光客数の来県がもたらした経済効果についても推計する。

本稿の構成は次のとおりである。まず、第2章ではデータと研究手法の詳細を述べる。第3章では群馬県を中心とした外国人観光客の集客要因に関する分析と考察をする。第4章では協会への面接調査をまとめる。第5章では外国人観光客が群馬県を訪問

した場合の経済効果を検証する。そして、第6章ではまとめと今後の方向性を示す。

2. データと研究手法

第3章の分析では、RESASで公開されている「外国人滞在分析」のデータを各市町村の外国人観光客数とみなし、これを被説明変数とする^{注2}。そして、重回帰分析を用いることによって、複数の変数(観光地の施設などで、市町村ごとの客観的な公的データなどが揃っているもの)の中から外国人観光客数と関係しているものを特定する。これらの外国人滞在者数については、昼間の2017年(年間)、2014年12月から2017年11月までの3年間、2014~2016年度の冬(12~2月)、2015~2017年の春

表-1 各変数の記述統計

変数	群馬県				栃木県				長野県				
	最小	最大	平均	中央値	最小	最大	平均	中央値	最小	最大	平均	中央値	
被説明変数	外国人滞在者数(昼間) 2017年(一ヶ月当たり)	0	6955.25	1242.05	383.67	18.75	26336.67	2956.71	1189.5	0	35169.17	1765.94	93.75
	外国人滞在者数(昼間) 2015-17年(一ヶ月当たり)	0	6395.94	1147.64	369.19	25.22	22947.11	2707.68	1050.25	0	30012.64	1554.70	72.47
	外国人滞在者数(昼間・冬12~2月・一ヶ月当たり)	0	6569.44	1131.14	299.89	0	13158.22	1967.6	880.56	0	59846.67	2486.88	65.56
	外国人滞在者数(昼間・春4月・一ヶ月当たり)	0	7857	1360.71	349.67	36.67	39541.67	3884.49	1017.67	0	35118	1767.26	80.33
	外国人滞在者数(昼間・夏7~8月・一ヶ月当たり)	0	7211.33	1203.04	471.67	46.5	22482.5	2812.92	1112.83	0	29723.83	1217.54	155
説明変数	各市町村人口(人)	1253	369867	55540.57	16469	11649	513125	78047.52	39234	453	374426	26962.62	8727
	外国人定住者数(人)	4	11362	1419.43	238	65	8577	1460.4	386	2	3816	427.97	115
	人口密度(人/km)	6.97	2315.03	472.59	247.04	57.76	1230.96	394.26	262.60	2.53	580.07	146.48	93.74
	公園、遊園地・テーマパーク	0	24	4.43	2	0	21	3.28	1	0	64	3.68	1
	レンタカー事業者数	0	39	4.14	1	0	49	6.4	2	0	41	3.66	1
	キャンプ場	0	9	1.71	1	0	14	2.16	0	0	10	1.52	1
	ゴルフ場	0	5	1	0	0	10	2.44	2	0	3	0.36	0
	温泉施設	0	149	17.46	0	0	170	19.2	2	0	164	14.05	0
	免税店	0	20	2.23	0	0	48	6.04	1	0	94	2.62	0
	大型小売店	0	53	7.89	3	0	80	10.6	5	0	68	4.18	0
	百貨店	0	5	0.57	0	0	11	1.08	0	0	6	0.42	0
	飲食品小売業年間商品販売額(百万円)	141	99929	15623.91	5305	1750	154858	24173.4	17584	0	98718	7799.71	1784
	鉄道乗降客数	0	90539	7693.49	1518	0	105013	13770.36	6926	0	112794	4332.62	0
	ロープウェイ定員数	0	564	41.2	0	0	366	18.32	0	0	1504	51.17	0
	自動車保有台数(一人当たり、乗用車)	0.70	1.09	0.88	0.86	0.48	0.81	0.63	0.60	0.73	1.27	0.89	0.87
	重要文化財	0	14	1.71	1	0	99	6.52	1	0	30	2.29	0
	第一次産業従業者率(%)	0.076	19.73	2.39	0.93	0.27	5.37	1.30	1.05	0	15.38	3.46	2.38
	第二次産業従業者率(%)	5.25	58.87	33.95	33.43	20.21	60.23	35.63	35.00	7.67	73.52	35.49	35.27
	ホテル	0	1370	92.29	0	0	1780	160.24	0	0	1999	121.74	0
旅館	0	988	129.43	19	0	1740	111.36	0	0	1155	94.81	22	
民宿	0	912	61.43	0	0	166	10.08	0	0	801	50.42	4	

表-2 群馬県を訪問した外国人観光客に関する分析結果（年間）

定数及び説明変数	被説明変数	外国人(昼間) 2017年			外国人(昼間) 3年間		
		係数	t値		係数	t値	
定数		3,421.97	3.80	****	4,553.63	1.94	**
説明変数	外国人定住者数	0.24	4.60	****	0.23	4.45	****
	キャンプ場	63.90	1.53	*	-		
	ゴルフ場	102.82	1.86	**	-		
	温泉施設	28.35	7.68	****	-		
	自動車保有台数(一人当たり、乗用車)	-3,998.91	-3.75	****	-4,218.99	-1.92	**
	第二次産業従業者率	-			-18.36	-1.50	*
	ホテル旅館	3.14	9.63	****	3.09	6.64	****
決定係数		0.943			0.882		
観測数		35			35		

(注) * p<0.15, ** p<0.10, *** p<0.05, **** p<0.01
各t値はWhite HCSE調整済みの値である (以降表-7まで同様)

(4月のみ)、2015~2017年の夏(7~8月)について一ヶ月当たりの平均値を用いて分析した^{注3}。なお、被説明変数を該当市町村の面積や人口などで基準化することも考えられるが、分母として決定的に妥当な変数がないため、そのままの数値を利用する。これに伴い分散不均一性が生じる場合、t値としては原則としてWhite不均一分散一致標準誤差(HCSE)による調整済みの値を報告する。説明変数については、表-1の変数を利用する。被説明変数が2017年を中心としたデータであるため、説明変数はこれに合わせるのが望ましいが、2017年のデータがない変数に関しては近い期間のデータを利用した。また、宿泊施設数などに内生性があることが予想されることから、過去の国内観光客数などを用いた操作変数法も試みる。

第4章では、群馬県の四大温泉地の一角を成す伊香保温泉の外国人観光を事例に、協会に面接調査を行い、外国人観光客を誘致するための取り組みや今後の課題について考察する。

第5章の分析では、2011年の産業連関表に基づく群馬県の経済波及効果分析ツール(37部門と108部門の両方)を利用し、2019年時点において群馬県を来訪した外国人観光客がもたらした経済波及効果を推計する。群馬県の外国人観光客数は、観光庁の「共通基準による観光入込客統計」の最新年間値(2019年)¹⁰を利用した。さらに、37部門で推計された直接効果と同額が他の産業において増えたと仮定した計算も行うことで、外国人観光客の来県に

よる経済効果が、他の産業における需要増の効果に比べてどの程度大きいかを検証する。

3. 外国人観光客の訪問に関わる要因：市町村データによる分析

本章では、群馬県、栃木県、長野県におけるそれぞれの外国人観光客数と関係している要素を示し、その傾向について考察する。説明変数は表-1にまとめた変数を利用する。

(1) 群馬県を訪問した外国人観光客の要因

まず、群馬県内の各市町村における外国人滞在者数を被説明変数とし、重回帰分析を行った結果を示したものが表-2~3である^{注4}。

年間の変数を用いた分析(表-2)では、キャンプ場、ゴルフ場、温泉施設、ホテルといった、山間部の観光地としての特徴を表すような変数に関する係数が正で有意となっている。外国人定住者数は、VFR(Visiting Friends and Relatives=友人・親族訪問)を説明していると考えられる。例えば群馬県内において、大泉町などは多数の日系ブラジル人の方々が生活している地域として知られている。一方で、自動車保有台数の係数が負で有意となっており、モータリゼーションによる公共交通の衰退などが、来訪者のアクセスに悪影響を及ぼしている可能性が推察される。

また、3年分のデータを用いた分析では第二次産

表-3 群馬県を訪問した外国人観光客に関する分析結果(季節ごと)

定数及び説明変数	被説明変数	外国人(昼間・冬 12~2月)		外国人(昼間・春 4月)		外国人(昼間・夏 7~8月)	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数		3,089.25	2.70	***	2,186.91	1.70	*
説明変数	各市町村人口	-			-		
	外国人定住者数	0.23	4.65	****	0.26	6.21	****
	公園、遊園地・テーマパーク	-			-		
	レンタカー事業者数	-			-		
	ゴルフ場	-			175.17	2.11	***
	温泉施設	33.55	7.40	****	32.07	9.96	****
	自動車保有台数(一人当たり、乗用車)	-3,564.77	-2.69	***	-2,626.49	-1.81	**
ホテル	2.77	8.58	****	4.03	10.98	****	
決定係数		0.902			0.928		
観測数		35			35		

表-4 栃木県を訪問した外国人観光客に関する分析結果（年間）

定数及び説明変数	被説明変数	外国人(昼間) 2017年		外国人(昼間) 3年間		外国人(昼間) 3年間	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数		-5.91	-0.02	344.05	1.02	98.04	0.45
説明変数	人口密度	-		-1.41	-1.85 **	-	
	公園、遊園地・テーマパーク	-		135.47	1.80 **	-	
	免税店	-		-		14.94	1.58 *
	百貨店	-		-		375.25	2.37 ***
	鉄道乗降客数	0.04	3.23 ****	0.05	2.93 ****	-	
	ロープウェイ定員数	3.86	4.12 ****	2.94	4.72 ****	3.57	3.77 ****
	重要文化財	235.40	26.83 ****	176.08	10.90 ****	204.99	23.50 ****
	ホテル	4.85	5.96 ****	3.36	2.57 ***	4.44	4.26 ****
決定係数		0.975		0.976		0.972	

表-5 栃木県を訪問した外国人観光客に関する分析結果（季節ごと）

定数及び説明変数	被説明変数	外国人(昼間・冬 12~2月)		外国人(昼間・春 4月)		外国人(昼間・夏 7~8月)	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数		-190.75	-0.71	90.78	0.24	-317.70	-1.21
説明変数	各市町村人口	-0.02	-1.80 **	-		-	
	公園、遊園地・テーマパーク	-		-		388.78	4.18 ****
	レンタカー事業者数	-		58.66	2.71 ***	-	
	ゴルフ場	-		111.80	2.46 ***	-	
	免税店	43.07	4.38 ****	-		30.75	2.30 ***
	大型小売店	239.20	4.07 ****	-		-	
	鉄道乗降客数	-		-		0.06	4.15 ****
	ロープウェイ定員数	4.21	6.85 ****	3.61	4.71 ****	2.05	2.43 ***
	重要文化財	-		373.37	173.72 ****	130.50	6.54 ****
	第一次産業従業者率	-		-242.13	-1.96 **	-	
	ホテル	-		5.99	10.47 ****	-	
	民宿	65.22	21.60 ****	-		-	
決定係数		0.961		0.993		0.967	
観測数		25		25		25	

業従業者率が有意となった。第二次産業従業者率は、ビジネス目的の訪問などを説明している可能性がある。なお、キャンプ場とゴルフ場の変数は、自然資源やその他娯楽施設などの代理変数となっている可能性もあり、実際にこれらの施設を拡充すれば外国人観光客が増加するとは限らないことに留意する必要がある。

季節ごとの分析に関しては、冬期においてゴルフ場が有意でなくなり、温泉施設などのみが有意となった。また夏期にはレンタカーや公園なども有意となった。

分析を通じてホテルは有意であったが、多くのケースで旅館や民宿は有意にならなかった。こうした宿泊施設は家族経営や個人経営が多く、誘致に成功していないことを示唆しているのかもしれない。

(2) 栃木県を訪問した外国人観光客の要因

次に、栃木県について同様の推定を行ったものが表-4~5である。なお人口に関する変数（人口密度）は他の変数などと共線性があるなど、分析全体に影響を与える可能性があるため、表-4においては入れた場合と入れない場合両方の結果を示している。

栃木県の推計結果では、群馬県と異なる結果が得られた。年間・3年間の変数を用いた分析では、ロープウェイ定員数、重要文化財、ホテルが有意となったほか、ケースに応じて公園など、免税店・百貨店もしくは人口密度・鉄道乗降客数などが有意となった。重要文化財や鉄道乗降客数の有意性は日光などの観光地に鉄道で訪れる外国人の存在に対応する

ものと思われ、この県特有の条件を示している。季節ごとの分析においては、冬期において民宿が、春季においてレンタカーやゴルフ場が有意となっている点が特筆される。

全体として、栃木県においては各種店舗やロープウェイ定員数の有意性も特徴的であり、宇都宮市などの商業施設、佐野市や那須塩原市のアウトレットモールなどの集客力が説明されている可能性がある。ロープウェイに関しては、日光市や那須町などの山岳部におけるレジャーの効果と思われる。このように、群馬県とは異なる方法や条件のもとで外国人観光客の滞在を可能としている点は、群馬県を含めた他県における誘致のヒントとなり得るかもしれない。

(3) 長野県を訪問した外国人観光客の要因

長野県の推定結果は表-6~7に示す。こちらにおいても群馬県と異なる結果が得られた。年間の変数に関しては、免税店、ロープウェイ定員数、第二次産業従業者率、民宿などが有意になった。春期においては公園など、キャンプ場、飲食料品小売業、ホテル、旅館なども有意となる。夏期にはさらにレンタカーやゴルフ場が加わる。

長野県の推計結果では、高度に有意である免税店をはじめとして、各季節において幅広く有意な変数が見られ、状況に応じて外国人受けのするサービスが供給されていることが推察される。なお、免税店に関しては、単に店舗数だけではなくインバウンド観光に関する一般的な環境整備が影響している可能性もある。

表-6 長野県を訪問した外国人観光客に関する分析結果（年間）

定数及び説明変数	被説明変数		外国人(昼間) 2017年		外国人(昼間) 3年間		外国人(昼間) 2017年		外国人(昼間) 3年間		
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	
定数	-571.02	-2.13 ***	-546.09	-2.13 ***	-873.66	-2.10 ***	-540.74	-1.89 **			
説明変数	各市町村人口	-0.03	-2.35 ***	-0.03	-2.07 ***	-	-	-	-	-	-
	外国人定住者数	1.59	2.02 ***	1.52	1.93 **	-	-	-	-	-	-
	キャンプ場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	温泉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	20.90	1.72 **
	免税店	287.97	10.67 ****	249.66	9.77 ****	355.59	40.43 ****	299.81	25.93 ****		
	ロープウェイ定員数	6.51	4.98 ****	5.94	4.72 ****	6.89	5.58 ****	5.21	3.10 ****		
	第一次産業従業者率	-	-	-	-	27.86	1.51 *	-	-	-	-
	第二次産業従業者率	12.48	2.29 ***	11.30	2.21 ***	14.13	1.87 **	10.38	1.78 **		
	ホテル	4.62	2.34 ***	3.59	1.93 **	-	-	-	-	-	-
	旅館	-	-	-	-	3.95	1.82 **	-	-	-	-
民宿	9.51	6.17 ****	8.39	5.92 ****	7.57	4.16 ****	7.54	4.18 ****			
決定係数	0.968		0.962		0.964		0.958				
観測数	77		77		77		77				

表-7 長野県を訪問した外国人観光客に関する分析結果（季節ごと）

定数及び説明変数	被説明変数		外国人(昼間・冬 12~2月)		外国人(昼間・春 4月)		外国人(昼間・夏 7~8月)		
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	
定数	-3,324.49	-1.94 **	-2,059.88	-2.42 ***	-759.41	-2.27 ***			
説明変数	各市町村人口	-0.01	-1.98 **	-0.15	-2.05 ***	-0.06	-2.74 ****		
	外国人定住者数	-	-	-	-	-	-		
	人口密度	3.70	1.79 **	-	-	-	-		
	公園、遊園地・テーマパーク	-	-	85.27	1.78 **	-	-		
	レンタカー事業者数	-	-	-	-	31.63	1.82 **		
	キャンプ場	-	-	309.70	2.14 ***	98.52	1.94 **		
	ゴルフ場	-	-	-	-	346.76	2.05 ***		
	免税店	345.43	18.44 ****	180.88	3.19 ****	289.72	37.26 ****		
	飲食料品小売業商品販売額	-	-	0.42	1.73 **	0.20	2.50 ***		
	ロープウェイ定員数	26.14	5.84 ****	-	-	-	-		
	第一次産業従業者率	169.73	1.80 **	-	-	-	-		
	第二次産業従業者率	40.73	1.63 *	40.99	2.64 ***	16.91	2.49 ***		
	ホテル	-	-	6.82	2.22 ***	-	-		
旅館	-	-	10.03	3.28 ****	3.69	3.37 ****			
民宿	24.81	4.75 ****	-	-	-	-			
決定係数	0.917		0.913		0.972				
観測数	77		77		77				

・操作変数法による推定例（群馬県）

これまで（分散不均一性は考慮してきたものの）単純な重回帰分析の結果を示してきたが、説明変数の一部、例えば宿泊施設などには内生性が生じている可能性がある。例えば観光客数が多くなると、宿泊施設（客室）が増設されるような場合である。今回は時間的制約により全てのケースに関して内生性の検定とコントロールを行うことはできなかったが、例としてホテル変数に関して内生性を仮定し、2段階最小自乗推定を行った結果が表-8である。ここで操作変数として、ホテルの耐久性を考慮し、まだ外国人観光客がほとんどいなかった10年前（2007年）における（国内客を含む）観光入込客数を操作変数とし、推定を行った。表-2との比較において、

ホテルに関する係数の有意性および係数値は低下し、他の係数で上昇している。すなわち、宿泊施設の客室数は観光地振興の「原因」となって観光客数に正の影響を与えているだけでなく、逆に「結果」として、観光客数の増加がその地域の客室数に影響を与えていることが推察される。

4. 面接調査：渋川伊香保温泉観光協会

前章では市町村別データによる定量分析を中心に行ってきたが、本章では群馬県において四大温泉（草津温泉・水上温泉・四万温泉・伊香保温泉）の一つである、渋川市に位置する伊香保温泉（図-2）を事例に、協会への面接調査から、外国人観光客を

表-8 ホテルに関して内生性を仮定した2段階最小自乗推定結果（群馬県，年間）

		2SLS (操作変数に2007年観光客数を利用)		外国人(昼間) 2017年	
		係数	t値	係数	t値
定数		4,490.37	2.84 ****		
説明変数	外国人定住者数	0.28	5.01 ****		
	キャンプ場	149.51	2.45 ***		
	ゴルフ場	147.13	1.94 **		
	温泉施設	26.18	6.27 ****		
	自動車保有台数(一人当たり、乗用車)	-5,300.58	-2.83 ****		
	ホテル ※内生変数	1.58	1.58 *		
決定係数		0.908			
観測数		35			

各t値はWhite HCSE調整済みの値である



図-2 伊香保温泉・石段街（筆者撮影）

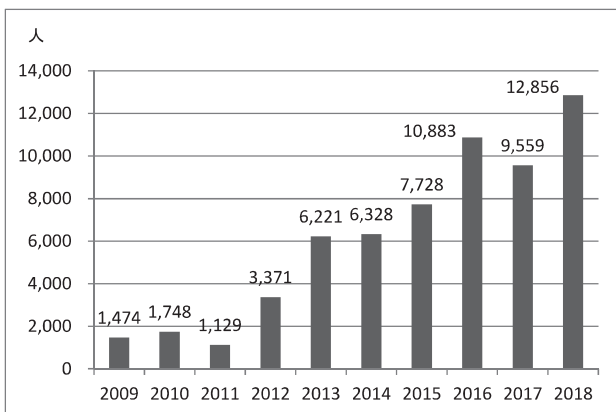


図-3 伊香保温泉の外国人宿泊者数推移
（協会資料より筆者作成）

誘致するための取り組みや今後の課題について検証する。なお同調査は2019年3月22日（金）に、協会の宣伝PR課係長のT氏にご協力いただき、同所で約2時間にわたり行われた。

一般社団法人渋川伊香保温泉観光協会は、群馬県渋川市（旧伊香保町）にあり、当初は1885年（明治18年）に温泉地の公衆衛生などの管理する組織として設立された。協会では、「伊香保温泉を核とした渋川市全般の観光事業の健全な発達を図るとともに、国際化や外国との交流を深めることにより公共の福祉に寄与すること」（当協会ホームページより）を目的としており、現在も伊香保温泉における各事業を支援している。

図-3は、伊香保温泉の外国人宿泊者数の推移である^{注5}。集計開始の2009年は1,474人であったが、2018年には12,856人となっている。ここ10年間でおよそ10倍に増加しており、外国人観光客の需要は年々高まっている。図-4は同年における伊香保温泉への外国人宿泊者の国・地域別構成比を示している。台湾（45.0%）、香港（21.2%）、中国本土（11.4%）、タイ（4.1%）、韓国（2.7%）の順番で多く、アジア圏の外国人宿泊者だけでもおよそ8割を占めている状況である。なお参考のため、図-5には同年における全国・群馬県における構成比を示す。群馬県では一般的に台湾・タイ・香港からの訪

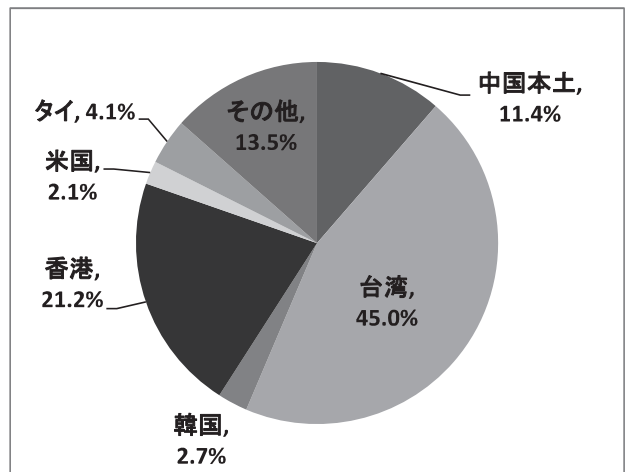


図-4 伊香保温泉の外国人宿泊者構成比
（協会資料より筆者作成）

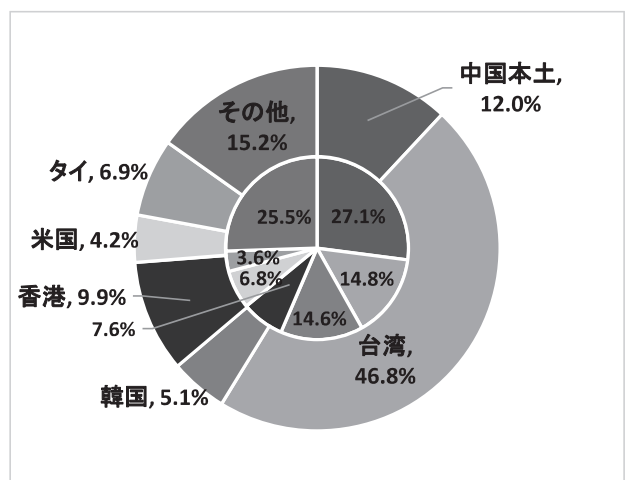


図-5 全国（内側）・群馬県（外側）の構成比
（観光庁「宿泊旅行統計調査」より筆者作成）

問者が多いが、図-4と図-5を比較すると、伊香保温泉ではとくに香港が目立っている。

協会によれば、事業内容は大きく二つに分けることができる。一つは従来から続く温泉の管理、もう一つは観光イベントのキャンペーンを推進することである。観光イベントのキャンペーンの代表例には「伊香保ハワイアンフェスティバル」があり、これは平日に開催している。平日の温泉街は普段客足が少ないが、このような平日にイベントを主催することで多くの観光客を呼び込むことを目的としている。

ほかにも協会では、SNSやホームページから積極的に情報発信をしている。特に、協会のホームページは4ヶ国語（日本語・英語・韓国語・中国語）に対応しており、近年、そのホームページから外国人の問い合わせも増えているという。

今後の課題については、キャッシュレス決済、バス停などの言語表記の整備、外国人観光客の荷物負担の軽減、多言語を話せる人材の確保を挙げる。キャッシュレス決済については、言語表記も関係してくるが、料金がいくらかわからないため、現金以外での決済方法を設ける必要性を指摘していた。また表記については、渋川市の3社のバス会社（関越交

通株式会社，日本中央交通株式会社，株式会社群馬バス）の路線が煩雑であるため，国内観光客も困惑してしまっている問題も存在している。

アジア圏の外国人観光客は手荷物が多い傾向があり，荷物負担の軽減という課題もある．そこで渋川駅に預けて，宿泊先に荷物を直接届けるサービスも検討しているという．多言語を話せる人材の確保に関し，各施設で外国人を雇っていく動きが見られ，実際に留学生がそのまま伊香保温泉の宿泊施設で雇われているという．

外国人観光客が情報収集する手段としては，国内の仲介業者を通して温泉街の旅館やホテルの情報を得ていることがほとんどであるという．しかし，外国人観光客が仲介業者と情報網を持つ一部の旅館に偏っている問題も挙げられた．

こうした面接結果からは，近年における外国人観光客の増加を一般的に歓迎しながらも，まだ受け入れ側の環境や対応，認識がそれに追いついていない様子が垣間見られた．異文化交流のイベントは国際化を印象付けるのに役立っていると見られるが，さらに今後，温泉街のイベントやキャンペーンが東アジアなどを中心とする外国人観光客の興味に応えられる内容となり得るかどうかは課題かもしれない．ホームページや現地における言語表記や表記の分かりやすさも重要であり，今後の環境整備が期待される．また各施設の経営方針もあるが，外国人観光客の受け入れ状況に偏りが拡大してしまうと，温泉街の観光業者やその他の人々の間に不満を誘発してしまう恐れがある．偏りの是正を含め，街全体としての受け入れの方向性を議論していくことは，温泉街全体がよりよい関係を構築するために必要であると考えられる．

5. 外国人観光客がもたらす経済効果

前章までは，群馬県を中心に，主として外国人観光客の訪問に影響を与えている要因について検証した．しかし，外国人観光客の誘致を正当付けるためには，これがもたらす効果を把握することも重要である^{注6}．本章では，第2章で紹介したデータ・手法に基づいて経済効果の分析を行う．**図-6**は，37部門の産業連関表による，群馬県における2019年の外国人観光客（数）がもたらした経済効果の推計である．総合効果は67億4,200万円となった．部門別に見ていくと，対個人サービス（28億300万円），運輸・郵便（14億4,900万円），商業（5億5,700万円）の順番で高くなっている．なお，対個人サービスに関しては項目内の効果の詳細が不明であるため，108部門でも推計を行った結果，宿泊業が14億9,700万円，飲食サービスが11億1,200万円などとなった．

さらに，外国人観光客の訪問による効果と比較するため，37部門で推計された直接効果（43億5,600万円）と同額を他の産業に入れた場合，つまり他の産業に同額の需要があった場合，どの程度の効果が生じるかを推計した．代表例として外国人観光客の訪問に加え，農林水産業・鉄鋼・輸送機械を挙げるが，総合効果（直接効果・一次波及効果・二次波及効果の合計）の直接効果に対する効果倍率はそれぞれ1.55, 1.46, 1.42, 1.52であり，観光客の訪問による生産波及効果が比較的高いことが分かる．また，効果が波及する産業を特徴付けるため，一次波及効果のみを示したのが**図-7**であるが，観光客の訪問は鉄鋼・輸送機械より裾野が広く波及しており，第三次産業に関しては農林水産業と比しても幅広く行き

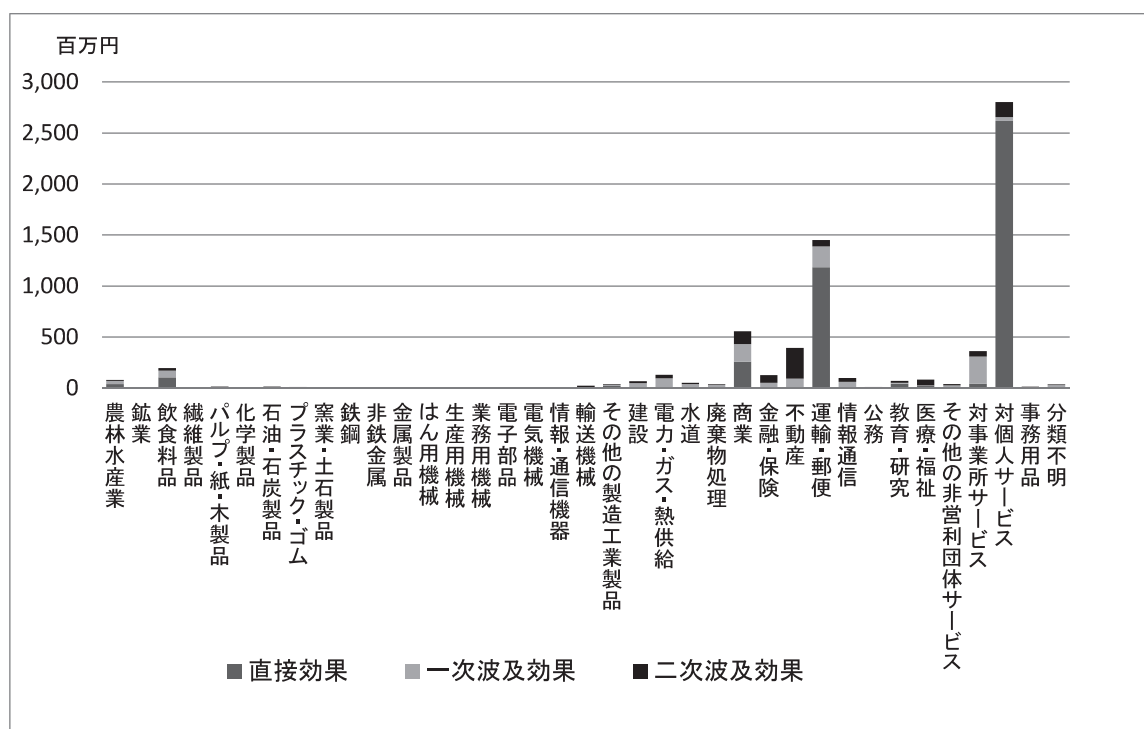


図-6 群馬県に外国人観光客がもたらしている経済効果の推計 (2019年)

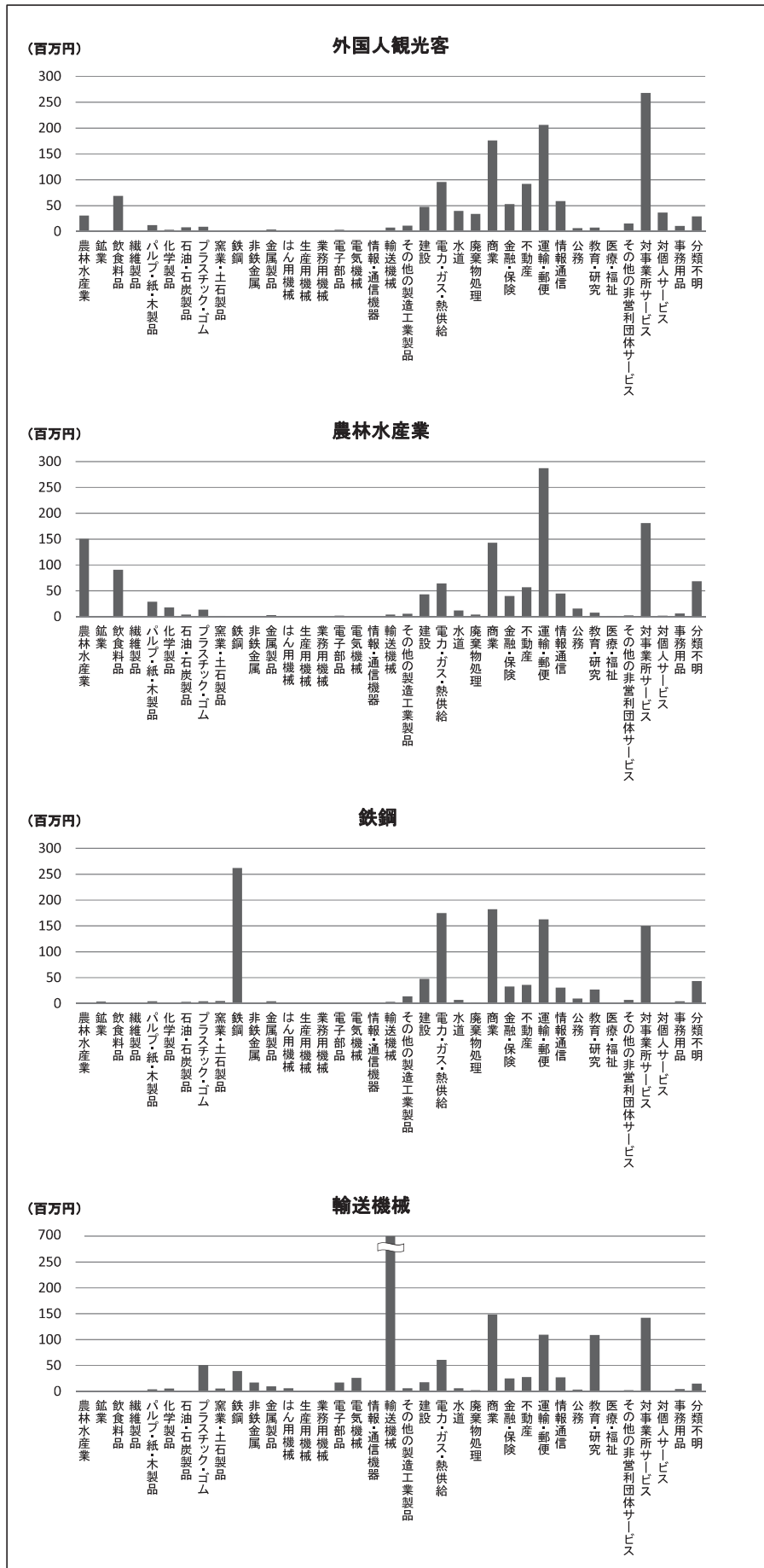


図-7 推計された一次波及効果

渡っている。

また、誘発される雇用者数に関しては、外国人観光客の訪問により 814 人の雇用が誘発されていると推計された。同額の需要増に対して、従来の基盤産業である鉄鋼では 286 人、同じく基盤産業の輸送機械でも 281 人であり、かなり高いことが分かる。なお農林水産業は 1,364 人とさらに高かったが、第一次産業の高い就業係数が今後も維持されるかどうかには不安がある。

誘発される雇用を部門別にみても、農林水産業や鉄鋼、輸送機械は一つの産業に偏る傾向にある一方で、外国人観光客数の訪問による場合は、旅行と関連の深い運輸業、サービス業などの産業に対して幅広い雇用を誘発することが分かった。

6. まとめと今後の方向性

本研究では第一に、RESAS や各県の統計情報、インターネット上のデータに基づき、群馬県や隣県における外国人観光客の訪問要因に関する分析を行った。「地方」らしさを生かした施設などが評価されている一方で、とくに群馬県ではショッピング施設などをはじめとする、外国人観光客に魅力を感じさせる施設や公共交通の面での不足が示唆された。

渋川伊香保温泉観光協会への面接調査からは、群馬県内で最も有名な観光地の一つである同所においても、外国人観光客を受け入れる環境や対応、認識が追いついていないことが窺われた（そのことは、現在課題とされている事柄の大半が、今日多くの国内観光地において対策済み・対策中とされているものであったことから推察された）。また、群馬県の産業連関表を利用し、外国人観光客の訪問がもたらす経済効果についても検証し、他の産業の需要が増加した場合に比べて、地域経済において幅広く規模の大きい恩恵を与える可能性があることから、自治体などにおいて限られた予算内で産業の振興を行う際、（インバウンド）観光振興はかなり有用性があるものと考えられる。

なお本研究は、重回帰分析の際に主に各市町村の観光資源を変数に入れて分析を行ってきたが、先述のように内生性などのコントロールや、外国人観光客のタイプ（国・地域など）別分析、宿泊施設のタイプや料金など細かい属性の考慮、出発地と到着地の距離の関係を考慮した分析などの点に今後の課題がある。また、経済効果に関する分析では、県内の地域別分析、外国人のタイプ別消費行動を考慮したより詳細な分析などを今後行っていきたい。さらに、本研究をまとめている時期に内外において新型コロナウイルス感染症が拡大し、観光業を含め大きな混乱が生じている状況であるが、この状況についての分析や、いわゆる「コロナ後」の構造変化に関する予測なども、今後の大きな検討材料である。

謝辞：本研究にあたり、一般社団法人渋川伊香保温泉観光協会の宣伝 PR 課ご担当者からは資料のご提供や丁寧なご説明をいただきました。また、本研究

を開始した 2018 年以來、観光まちづくり学会第 17 回盛岡大会（於岩手大学）にご出席の方々をはじめ、同学会会員の方々から数多くのご意見を賜りました。また匿名の査読者の方々からも数々のコメントをいただきました。ここに感謝の意を表します。

付録

注1) 「宿泊旅行統計調査」において外国人とは、原則として「日本国内に住所を有しない」外国人すなわち訪日外国人を記録しているが、判別が困難な場合は「日本国籍を有しないもの」すなわち在日外国人を含めてよいことになっている。なお、本研究の後半において主として使用した RESAS データは、原則として訪日外国人中心である。本研究は基本的に訪日外国人を対象とするものであるが、このように、データなどに関して定義が曖昧な場合が多く見受けられることから、タイトルなどは一般的に「外国人」としている。

注2) このデータは NTT ドコモの携帯電話のローミングデータに基づいており、年間約 250 万人分のデータを実際の入国数（法務省の「出入国管理統計年報」）により拡大している。データは昼間（10 時台～18 時台）と夜間（2 時台～5 時台）の 1 時間ごとに、その地域にいる外国人滞在者の平均人数を集計したものである。平均人数の単位は（人・時）となり、その地域に 1 時間いた方を 1 人、30 分いた方を 0.5 人として推計を実施している。出所は、NTT ドコモ、ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計」による。

注3) 2017 年 1 年間のみの状況は近年におけるインバウンド観光の質的变化を反映している可能性があるため、それ以前の 3 年間を含む分析も、併せて行った。また春期として 4 月のみを選んだ理由としては、各県においてこの月がとくに高い外国人観光客数を記録しており、特徴的であると考えられたからである。

注4) 表 2-8 においては、説明変数のうち各表中のいずれかの推定において有意になったもののみを示した。

注5) このデータは協会が温泉地の旅館やホテルなどの各宿泊施設から集めたデータである。2009 年から独自に集計したものであり、今回の面接調査で提供していただいたデータをもとにまとめている。

注6) 本研究においては昨今の群馬県における効果を中心に推計したが、波及効果に関わる研究は 1988 年以來行われてきた北海道観光産業経済効果調査（概要に関しては北海道経済部観光局（2017）¹¹⁾を参照）など、数多く行われ、以前からその大きさが検証されてきた。

参考文献

- 1) 栗原剛（2012）「地方におけるインバウンド観光の実態とその効果」運輸政策研究 15(1), 71-79.
- 2) 矢ヶ崎紀子（2020）「訪日外国人旅行の意義・動向・課題」IATSS Review（国際交通安全学会

論文

- 誌) 45(1), 6-17.
- 3) 九鬼令和・清水哲夫 (2019) 「訪日外国人旅行者 (中国, 韓国, 台湾) の延べ宿泊者数に対する影響要因についての研究」日本観光研究学会機関誌30(2), 5-13.
 - 4) 宇都宮浄人 (2014) 「インバウンド観光の地域間格差と今後の課題ー「宿泊旅行統計調査」の実証分析ー」土木計画学研究・講演集50
 - 5) 川口明子・小林隆史・大澤義明 (2019) 「訪日外国人消費の地方分散方策に関する考察」第33回応用地域学会 (ARSC) 研究発表大会
 - 6) 川口明子・小林隆史・大澤義明 (2020) 「訪日外国人向け消費税免税制度の消費促進効果」応用地域学会 (ARSC) 研究発表大会
 - 7) 櫻井賢一郎・細江宣裕 (2005) 「北海道観光振興計画はアド・バルーンか?ー外国人観光客数予測と産業連関分析ー」運輸政策研究8(1), 2-10.
 - 8) 青木卓志 (2019) 「訪日外国人における地域経済効果ー北陸3県の事例分析」地域経済学研究37, 91-102.
 - 9) 平松燈 (2017) 「訪日外国人と経済効果: 地域間産業連関表による分析」国際学研究6(3), 51-62.
 - 10) 国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」, 「共通基準による観光入込客統計」
 - 11) 北海道経済部観光局 (2017) 「第6回北海道観光産業経済効果調査」
 - 12) 群馬県 (2020) 「群馬県観光振興計画 はばたけ群馬観光プラン2020」
 - 13) 群馬県統計情報提供システム「経済波及分析ツール」
 - 14) 伊香保温泉観光協会ホームページ

(2020年12月 31日 受付)

A Study on the Dispersion of Inbound Tourists and Its Effects: The Cases of Gunma Prefecture and Its Surroundings

Yusuke HAYAKAWA and Kiyoshi YONEMOTO
Graduate School of Regional Policy, Takasaki City University of Economics

This study considers how to induce inbound tourists to visit the regions currently not (relatively) popular, such as Gunma prefecture, by a regression analysis and a field survey. Also, the corresponding economic effects are derived by an input-output analysis. As a result, some local factors such as hot springs, golf courses and hotels attract the foreign visitors while poor public transportation may keep them away. It has been also found that the economic effects of inbound tourism are at least as large as those of the other industries.

岩手県三陸沿岸地域における観光資源としての八景に関する基礎的研究

大泉 剛¹

¹正会員 工博 川崎市 高津区役所 まちづくり推進部 企画課 (〒213-8570 神奈川県川崎市高津区下作延 2-8-1)

E-mail: ooizumi-g@city.kawasaki.jp

本研究は、岩手県沿岸地域における「八景」を観光資源等として着目し、観光資源及び景観の分類から分析し、考察を行うものである。「八景」とは、中国の「瀟湘八景」に倣い、日本では室町時代から取り入れられた風景評価の様式である。時代を経るに伴って伝統的な評価様式からは離れ、地域を代表する風景を選び出すものへと変化し、近年においても新たな八景が選定されている。

調査の結果、伝統的な八景とは大きく異なり地名のみとなっていること、自然資源に大きく偏っており人文資源は数少ないこと、景観そのものではなく視点場としての機能を有する場所が多く選定されていることなどが明らかとなった。

Key Words: Hakkei, Sanriku Coast Area, Tourism Resources

1. 研究の背景と目的

(1) はじめに

八景とは、中華人民共和国の湖南省、洞庭湖及びそれに流れ込む湘江流域を描いた北宋時代(960-1127)の山水画、「瀟湘八景」(しょうしょうはっけい)を起源とする風景評価の様式であり、今日では、これに倣って選出された、その土地の優れた八つの風景(本論文においては、自然や人の営みなどの目に映る眺め全般を指す広い意味で用いる。)を指すことが多い。

八景は我が国を含む東アジア全域に広く浸透しており²⁾、既往の研究³⁾によると、我が国の1,133箇所において八景が確認されているが、各都道府県の教育委員会を対象とした調査の結果であり、実態と

しては、さらに多いものと推測される。

内容については後段で述べるが、近江八景(滋賀県琵琶湖周辺)と金沢八景(神奈川県横浜市金沢区)は、我が国において最も著名な八景として挙げられよう。

近江八景は、近江国(現在の滋賀県)琵琶湖の南側付近の風景を選定したもので、その成立年代には諸説あるが、公家であった近衛信伊(このえ のぶただ; 1564-1614)が近江八景の水墨画を描いていることにより、16世紀後半であろうとされている⁴⁾。

また、金沢八景は、明からの亡命僧であった東皐心越(とうこうしんえつ; 1639-1696)が、元禄7年(1694頃)、武蔵国倉城郡六浦庄村と金沢村(現在の神奈川県横浜市金沢区)の風景を瀟湘八景に倣って選定したものである(写真-1)⁵⁾。

この八景という風景評価様式は、14世紀に我が国に伝わり、18, 19世紀に各地に広まったとされる⁶⁾。

近年は以前ほど聞かれなくなったものの、各地には多くの八景が選出されており、その土地を代表する風景を選び出す枠組みとして秀でていたことを示すものと考えられる。

(2) 研究の目的

各地における優れた風景は、評価手法や評価主体、評価対象等によって際限なく選定することができるが、八景のように選定数が八つに限定され、対象すら限定される場合もある中で選ばれた風景は、その地域の特性を先鋭化して描き出しているものと考えられる。

そのような特徴を持つ八景は、観光資源としてはもちろん、地域の特徴を端的に表現し、伝えること



写真-1 金沢八景「称名の晩鐘」に謳われた称名寺

論文

ができるツールとしての価値も持ち合わせていると考えられる。

本研究は、以上のような背景と認識のもと、我が国において制定されている八景を調査対象とし、その内容等进行分析し、観光資源及び情報発信の手段としての八景に着目し、その基礎的知見を得ることを目的としている。

(3) 本論文の位置づけ

八景に関する研究は、美術や文学的方面からのものが多数あるほか、その起源である瀟湘八景や日本への伝来に関する研究⁷⁾、各地の八景を通じたその特性や有用性に関する分析⁸⁾、八景の選定に関する研究⁹⁾¹⁰⁾などがある。

また、八景とまちづくりの観点から論じたものとしては藤田らの研究¹¹⁾があり、観光資源としての八景の可能性を指摘している。

本論文は、これら既往の研究を参考として、観光資源等としての八景に着目して基礎的知見を得るものであるが、自然的条件を共有する複数の市区町村の八景を同時に調査対象とする研究は少なく、特に三陸沿岸地域の八景を対象とした研究については見られない。

2. 本論文の構成

本論文は、まず、瀟湘八景及びその影響を強く受けた我が国の八景を代表するものとして近江八景と金沢八景の概要について整理と考察を行う。

次に、調査対象とした岩手県の三陸沿岸地域における八景の概要を整理するとともに、観光資源及び景観の分類の枠組みを用いてその傾向を分析、考察し、結果をまとめるものである。

3. 瀟湘八景並びに近江八景及び金沢八景

「瀟湘」とは、中華人民共和国の華中地区、長江中下流に位置する湖南省、その北部にある洞庭湖に注ぐ「湘江」の美称であり、広く湘江流域一帯を指す¹³⁾ (図-1)。

また、瀟湘を「湘江」及びその支流である「瀟水」の一帯とする研究¹⁴⁾もあるが、いずれにせよ、湖南省南部から洞庭湖に至るまでの湘江流域一帯を指すものと考えられる。

この瀟湘を題材として、北宋時代に宗迪(そうてき; 1015頃~1080)が描いた八つの山水画(瀟湘八景圖)が「瀟湘八景」の起源である。後年、僧侶であった覚範恵洪(かくはんえこう; 1071~1128)が、上述の宗迪の山水画にちなんで八景詩を遺しており¹⁵⁾、山水画と詩歌の組合せである八景の源流となった。

瀟湘八景とその内容(板倉¹⁶⁾による解説に筆者が一部加筆)は以下のとおりである。

①平沙落雁(へいさらくがん): 砂州に飛来する雁・



図-1 洞庭湖及び湘江流域概略図

羽を休める雁の姿

- ②遠浦帰帆(えんぼきはん): 岸边に向かう帆船とそれを眺める人々の姿
- ③山市晴嵐(さんしせいらん): 山霞に煙る山間の村落、市で語らう人々
- ④江天暮雪(こうてんぼせつ): 日暮れの河の上に降る雪
- ⑤洞庭秋月(どうていしゅうげつ): 洞庭湖にかかる秋の月、映じる月光
- ⑥瀟湘夜雨(しょうしょうやう): 瀟湘に降る夜の雨、傘を持った人々

表-1 瀟湘八景並びに近江八景及び金沢八景

瀟湘八景	近江八景	金沢八景
①平沙落雁	①堅田の落雁	①平瀨の落雁
②遠浦帰帆	②矢橋の帰帆	②乙艦の帰帆
③山市晴嵐	③栗津の晴嵐	③洲崎の晴嵐
④江天暮雪	④比良の暮雪	④内川の暮雪
⑤洞庭秋月	⑤石山の秋月	⑤瀬戸の秋月
⑥瀟湘夜雨	⑥唐崎の夜雨	⑥小泉の夜雨
⑦煙寺晚鐘	⑦三井の晚鐘	⑦称名の晚鐘
⑧漁村夕照	⑧勢多(瀬田)の夕照	⑧野島の夕照

- ⑦煙寺晩鐘(えんじばんしょう):霧に包まれた寺塔や山門,夕刻の鐘の音,その音を聞く僧侶ら
- ⑧漁村夕照(ぎょそんせきしょう):夕焼けに照らされた漁村の様子,また,釣舟・投網する漁師・網干

先述の近江八景¹⁷⁾と金沢八景¹⁸⁾も,この瀟湘八景に倣って選定されていることがわかる(表-1)。

さて,瀟湘八景を見ると,具体的な地名を挙げられているのは「⑤洞庭秋月」(洞庭湖)と「⑥瀟湘夜雨」(瀟湘)のみであるが,この二つについても広がりを持った表現であり,瀟湘八景が具体の地点を示したのではないことがわかる¹⁹⁾。

また,前半に「平沙(広大な砂原)」、「山市(山間の町)」、「漁村」といった具体的な地名ではない場所を示す語句を配し,後半に「落雁」、「帰帆」、「晴嵐」、「暮雪」、「秋月」、「夜雨」、「晩鐘」という季節,気象,時間を想起させる事象を配して組み立てられているが,明確な場所や事物を示さない抽象的な表現が,言葉を受け取る側の創造力をかき立てるように思われる。

近江八景及び金沢八景については,後半の事象に関する語句は瀟湘八景をそのまま引き継いでいるが,前半については,具体的な地名が配されている。本論文では,このように前半に場所,後半に事象を配置する組立てを伝統型の八景と呼ぶこととする。

各地において八景が広まった背景には,前半の地名を変えることにより,比較的容易に「ご当地八景」とも言えるものが作成できたこともあると思われる。

3. 岩手県三陸沿岸地域の八景の概要

(1) 調査対象地の選定

本研究における調査対象は,岩手県三陸沿岸地域の宮古市,下閉伊郡山田町,上閉伊郡大槌町,釜石市及び陸前高田市の3市2町における八景とした。

既往の研究²⁰⁾などにより,岩手県内には盛岡市の「舟橋八景(盛岡八景)」や「花巻八景」等の八景が確認されているが,筆者が実施した予備調査の結果から,八景が選定されている複数の市町村が隣接し,かつ,八景の内容が各自治体や当該自治体の観光協会等から観光パンフレット等を通して発信されてい

たのは,岩手県においては沿岸南部地域のみであった。

なお,調査地点を選定するにあたり,当該自治体の一部区域のみを対象とした八景は除外した。例えば,大船渡市には基石八景があるが,これは基石海岸一帯に限定された八景であり,当該市町村全体の特性を表しているものとは言えないと考えられるためである。

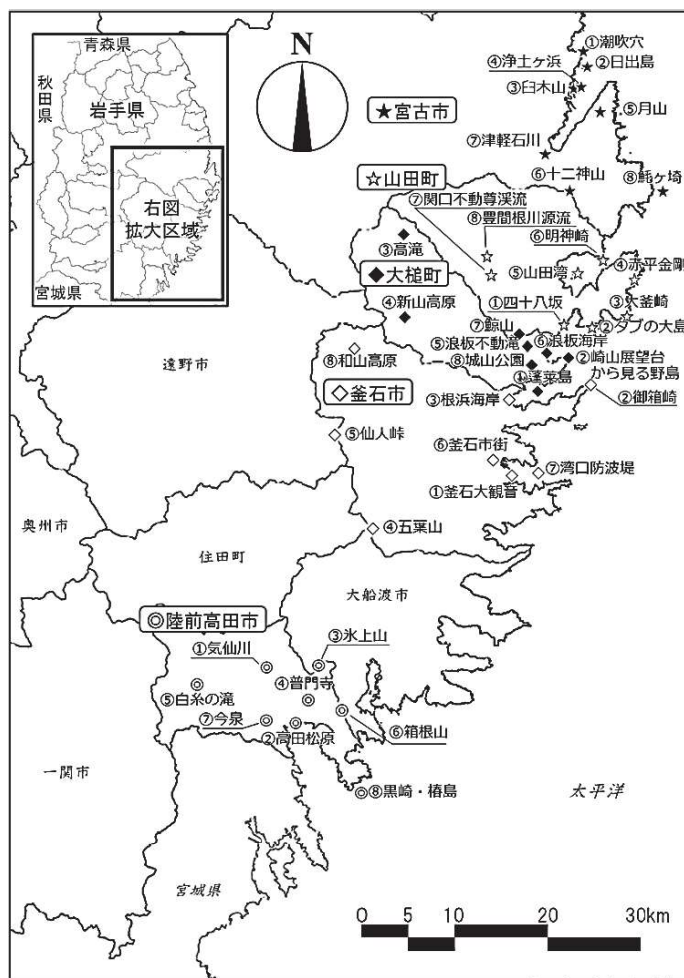


図-2 調査対象の八景分布図

表-2 調査対象の八景

市町名	名称	制定年	八景として選定されている風景
宮古市	新宮古八景	平成13年(2001)	①潮吹穴, ②日出島, ③臼木山, ④浄土ヶ浜, ⑤月山, ⑥十二神山, ⑦津軽石川, ⑧鮎ヶ埼
山田町	山田八景	昭和61年(1986)	①四十八坂, ②タブの大島, ③大釜崎, ④赤平金剛, ⑤山田湾, ⑥明神崎, ⑦関口不動尊溪流, ⑧豊間根川源流
大槌町	新大槌八景	平成13年(2001)	①蓬萊島, ②崎山展望台から見る野島, ③高滝, ④新山高原, ⑤浪板不動滝, ⑥浪板海岸, ⑦鯨山, ⑧城山公園
釜石市	新釜石八景	平成17年(2005)	①釜石大観音, ②御箱崎, ③根浜海岸, ④五葉山, ⑤仙人峠, ⑥釜石市街, ⑦湾口防波堤, ⑧和山高原
陸前高田市	高田八景	平成15年(2003)	①気仙川, ②高田松原, ③氷上山, ④普門寺, ⑤白糸の滝, ⑥箱根山, ⑦今泉, ⑧黒崎・椿島



写真-2 浄土ヶ浜



写真-3 赤平金剛

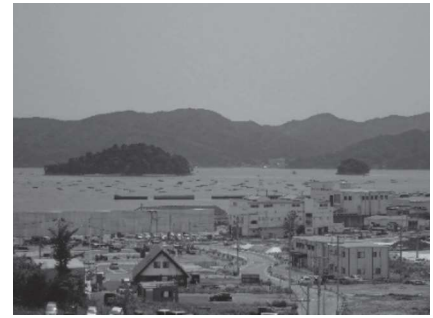


写真-4 山田湾



写真-5 浪板海岸



写真-6 仙人峠



写真-7 普門寺

(2) 調査対象の八景

調査対象の5つの八景を表-2, 分布の様子を図-2に示す。

a) 新宮古八景

新宮古八景は、平成13年(2001)に制定され、①潮吹穴、②日出島、③臼木山、④浄土ヶ浜(写真-2)、⑤月山、⑥十二神山、⑦津軽石川、⑧鮎ヶ埼が選定されている。

b) 山田八景

山田八景は、昭和61年(1986)に制定され、①四十八坂、②タブの大島、③大釜崎、④赤平金剛(写真-3)、⑤山田湾(写真-4)、⑥明神崎、⑦関口不動尊溪流、⑧豊間根川源流が選定されている。

c) 新大槌八景

新大槌八景は、平成13年(2001)に制定され、①蓬萊島、②崎山展望台から見る野島、③高滝、④新山高原、⑤浪板不動滝、⑥浪板海岸(写真-5)、⑦鯨山、⑧城山公園が選定されている。

d) 新釜石八景

新釜石八景は、平成17年(2005)に制定され、①釜石大観音、②御箱崎、③根浜海岸、④五洋山、⑤仙人峠(写真-6)、⑥釜石市街、⑦湾口防波堤、⑧

和山高原が選定されている。

e) 高田八景

高田八景は、平成15年(2003)に制定され、①気仙川、②高田松原、③氷上山、④普門寺(写真-7)、⑤白糸の滝、⑥箱根山、⑦今泉、⑧黒崎・椿島が選定されている。

(3) 調査対象の八景の組立て

瀟湘八景及びそれに倣った近江八景と調査対象の八景について代表的なものを取り上げ、その組立てを見てみる(表-3)。

瀟湘八景は、先述のとおり、「⑤洞庭秋月」と「⑥瀟湘夜雨」を除けば「(具体的な地名ではない)場所」と「季節・気象・時間」の事象を表す語句により組み立てられている。

近江八景と金沢八景もこれに倣った伝統型の八景となっているが、前段がより具体的な地名になっている点が異なる。

一方、調査対象の八景は、新大槌八景の「②崎山展望台から見る野島」を除き、新宮古八景の「④浄土ヶ浜」など、具体的な地名や地物等のみが示され、季節等を示す表現は含まれておらず、瀟湘八景や近

表-3 瀟湘八景等と調査対象の八景の組立ての例

	前半	後半
瀟湘八景の例	平沙 <small>場所(地名等ではない)</small>	落雁 <small>季節・気象・時間</small>
近江八景の例	粟津 <small>場所(地名等)</small>	の晴嵐 <small>季節・気象・時間</small>
金沢八景の例	瀬戸 <small>場所(地名等)</small>	の秋月 <small>季節・気象・時間</small>
調査対象における八景の例 (新宮古八景から)	浄土ヶ浜 <small>場所(地名等)のみ</small>	

表-4 旧山田八景及び旧釜石八景

(旧)山田八景	(旧)釜石八景 (江戸)	(旧)釜石八景 (天明)
①沢田の落雁	①鈴子の落雁	①鈴子の落雁
②大島の帰帆	②松原の帰帆	②十二神の帰帆
③関谷の晴嵐	③青出の青嵐	③須賀の青嵐
④霞露の暮雪	④坊主山の暮雪	④清涼庵の納涼
⑤御蔵山の秋月	⑤広巖山の秋の月	⑤女坂の秋月
⑥千馬ヶ崎の夜雨	⑥須賀崎の夜雨	⑥松原の夜雨
⑦経塚の晩鐘	⑦石応禅寺の晩鐘	⑦石応寺の晩鐘
⑧十二神山の夕照	⑧大渡橋の夕照	⑧八幡館の夕照

江八景等とは大きく異なるものとなっている。

しかし、当初からこのように地名等のみの八景ばかりであった訳ではなく、調査対象の八景のうち、文献により確認できた旧山田八景²¹⁾と旧釜石八景²²⁾を表-4に示す。

旧山田八景は、山田町の医師、歌人であり、私塾を開いた教育の先駆者でもあった安倍長俊（あべながとし；1837-1912）によるものである²³⁾。

また、旧釜石八景（江戸）については、江戸期に選定されたものであること以外、詳細は不明である。旧釜石八景（天明）は、現在の釜石市薬師公園内にあった医王寺の僧、敬天律師（けいてんりっし；1745-1817）が天明6年（1786）に近江国から釜石へ帰郷した後に選定したものである²⁴⁾。

これらの旧八景を見ると、従前は伝統型の八景であり、現在のような観光スポット紹介的な八景ではなかったことがわかる。

本研究は、観光資源としての八景に係る研究の端緒として現に選出されている八景の分析に重点を置き、調査対象の八景の選定過程等の調査を行っていないが、昭和の末頃から平成中盤にかけて新たな八景を選定した際、伝統型に拘らず当該市町村を代表する観光スポット等を選出したように推察されるものであり、今後の課題としてこれを明らかにしていきたい。

いずれにせよ、調査対象の八景は伝統型の八景とは遠く離れたものになり、八つの風景を選出するという選出数の上限及び「八景」という看板のみが生き残った形である。このような状況は、八景及びそれを生み出したその地で暮らす人々への畏敬の念が忘れられたもののように思われる。

(4) 八景の分布状況

八景として選定された風景の分布は、図-2のとおりである。

各地の八景は、概ね地域的な偏りなく選定されている傾向にあり、海辺の町であっても、川の源流や峠といった内陸部のものも選定されている。

しかし、新宮古八景は、海岸部又はその近接地のみが選定されている。

宮古市は、いわゆる「平成の大合併」を実施しており、平成17年に旧田老町及び旧新里村、平成22年には旧川井村と合併し、市域は1,259km²にも及ぶ。

新宮古八景は平成13年に制定されていることから、これら合併された町村の区域は対象とされていないため、広大な市域にも関わらず、八景として選定されている風景は、旧宮古市区域である海側に集中していることがわかる。

三陸海岸は第一級の観光資源ではあるが、広大な行政区においては一部の地区にしか過ぎず、全域を俯瞰した選択を期待したい。

(5) 現存状況

調査対象の八景は、ほとんどが平成中盤に制定さ

れたものであり、東日本大震災の影響を受けて制定時の風景から大きく変わったものもある。

新大槌八景の「⑥浪板海岸」は津波（東日本大震災時の津波をいう。以下同じ。）により海岸及びシンボルであった松林が大きな被害を受けた。

同様に、新釜石八景の「③根浜海岸」、「⑦湾口防波堤」（平成30年に復旧工事が完了）²⁵⁾、高田八景の「②高田松原」と「⑦今泉」（かつて宿場町として栄えた地区）も津波によって大きな被害を受け、制定当時の面影は残っていない。

4. 観光資源としての八景の分類

ここでは、調査対象の八景の観光資源としての特徴を端的に捉えるため、既往の研究を参考として分類を試みる。

これにあたっては、公益財団法人日本交通公社が1974年に策定し、今日まで継続して使用され一定の実績があると考えられる「全国観光資源台帳」において現在採用されている、中野ら²⁶⁾による主要な観光資源の分類（10種別の自然資源と14種別の人文資源）を用いた。

なお、人文資源は「人間の英知を結集し創造されて長い時間の経過を経ながら価値が定まっているもの」と定義しているが、その中でも「現在は多数の人々を集客しているが、将来もそのような集客ができるかどうか不明なもの」を人文資源Ⅱとして区分し、それ以外が人文資源Ⅰと区別されている²⁷⁾。

これに則って調査対象の八景を分類してみると表-6のとおりとなる。

山田八景の「①四十八坂」は、現在、展望台としての機能のみであるが、元々は曲がりくねった坂が続く交通の難所として名が知れていたことから選定されたものなので「15 郷土景観」に分類した。

新大槌八景の「⑧城山公園」は、大槌城跡としての歴史的な価値から選定されているものであり、「12 城跡・城郭・宮殿」に分類した。

また、新釜石八景の「⑤仙人峠」は、新緑や紅葉の名所として知られることから、ここでは「10 自然現象」に分類した。

全体の傾向を見ると、自然資源が圧倒的に多く、人文資源は少ないものとなっている。

細分化したカテゴリー別に見ると、最も多いのは「06 海岸・岬」の16箇所である。次いで、「01 山岳」、「04 河川・峡谷」、「05 滝」、「02 高原・湿

表-5 観光資源の分類

自然資源（10種別）	人文資源（14種別）	
	人文資源Ⅰ（8種別）	人文資源Ⅱ（6種別）
01 山岳	11 史跡	19 動植物園・水族館
02 高原・湿原・原野	12 神社・寺院・教会	20 博物館・美術館
03 湖沼	13 城跡・城郭・宮殿	21 テーマ公園・テーマ施設
04 河川・峡谷	14 集落・街	22 温泉
05 滝	15 郷土景観	23 食
06 海岸・岬	16 庭園・公園	24 芸能・興業・イベント
07 岩石・洞窟	17 建造物	
08 動物	18 年中行事	
09 植物		
10 自然現象		

表-6 調査対象の八景の観光資源からの分類

観光資源分類	市町名 八景名称	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	陸前高田市	計
		新宮古八景	山田八景	新大槌八景	新釜石八景	高田八景	
自然資源 (10種別)	01 山岳	③臼木山 ⑤月山 ⑥十二神山		⑦鯨山	④五葉山	③水上山 ⑥箱根山	7
	02 高原・湿原・原野			④新山高原	⑧和山高原		2
	03 湖沼						0
	04 河川・峡谷	⑦津軽石川	⑦関口不動尊溪流 ⑧豊間根川源流			①気仙川	4
	05 滝			⑤浪板不動滝 ③高滝		⑤白糸の滝	3
	06 海岸・岬	①潮吹穴 ②日出島 ④浄土ヶ浜 ⑧鮎ヶ埼	②タブの大島 ③大釜崎 ④赤平金剛 ⑤山田湾 ⑥明神崎	①蓬莱島 ②崎山展望台から 見る野島 ⑥浪板海岸	②御箱崎 ③根浜海岸	②高田松原 ⑧黒崎・椿島	16
	07 岩石・洞窟						0
	08 動物						0
	09 植物						0
	10 自然現象				⑤仙人峠		1
人文資源 (14種別)	11 史跡						0
	12 神社・寺院・教会				①釜石大観音	④普門寺	2
	13 城跡・城郭・宮殿			⑧城山公園			1
	14 集落・街				⑥釜石市街	⑦今泉	2
	15 郷土景観		①四十八坂				1
	16 庭園・公園						0
	17 建造物				⑦湾口防波堤		1
	18 年中行事						0
	人文資源Ⅱ (6種別)						0

原・原野」,「12 神社・寺院・教会」,「14 集落・街」,「10 自然現象」,「13 城跡・城郭・宮殿」,「15 郷土景観」,「17 建造物」の順となおり,人文資源Ⅱについてはひとつもない。

自然資源の中では「06 海岸・岬」に分類される風景が最も多く,新宮古八景の「②日出島」,新大槌八景の「①蓬莱島」,高田八景の「⑧椿島」といった島が多いことも特徴である。

中には,遠目に見ることはできるものの現地へは容易に行けないものもあり,例えば山田八景の「⑥明神崎」は,重茂半島の南端に当たり,船越半島方向へ突き出している部分である。周囲には道路もなく,アクセスするには船を用いることしかできないが,定期観光船もない。

山田八景では,他にも「④赤平金剛」,「③大釜崎」,「②タブの大島」も同様に容易にアクセスできない場所があり,必ずしも観光資源としての活用を意識した選出とはなっていない。

次いで多いのが「01 山岳」であり,新宮古八景の「⑤月山」,新釜石八景の「④五葉山」など,いずれも地域を代表する山岳である。山岳については,風景としての山岳,展望台としての山岳など性格は様々であるが,本論文では自然資源の山岳にまとめている。

人文資源に分類された八景は数が少なく,「12 神社・寺院・教会」,「14 集落・街」等がいくつか選出されている程度である。

瀟湘八景や近江八景,金沢八景,また旧山田八景や旧釜石八景は僧侶や文人が選出しているのに対し,現代の八景は,当該市町村やその住民,観光協会等が関わって選出されたものである。

そのような中で選出された八景の大部分が自然資源により占められているということは,地域住民が恵まれた自然を自負している反面,歴史文化的な資源については,まだ意識が醸成されていないとも言え,今後の課題である。

なお,瀟湘八景,近江八景及び金沢八景といった伝統型の八景は,先述のとおり「場所」と「事象」により組み立てられたものであり,それによって想起される情景であると考えられるため,観光資源として細分類化することは難しいが,瀟湘八景の「場所」の部分を見ると,「山市」,「煙寺」及び「漁村」が人文資源となり,その他は自然資源となる。

同様に「事象」について見ると,「帰帆」と「晩鐘」が人文資源に分類され,その他は自然資源となる。

すなわち,瀟湘八景等の伝統型の八景は,自然資源と人文資源が織り交ぜられ,自然資源を基調としながら,人々がそこで何をしているのかが重要なものとなっていると考えられる。

5. 八景の景観の現象的分類

調査対象とした八景の基本的特性は前章までで確認したが,景観面から見た基本的特性を考察するた

表-7 調査対象の八景の景観の現象的分類

景観の種類	市町名 八景名称	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	陸前高田市
		新宮古八景	山田八景	新大槌八景	新釜石八景	高田八景
現象的分類	シーン景観	①潮吹穴 ②日出島 ④浄土ヶ浜 ⑤月山※ ⑥十二神山 ⑧鮎ヶ埼	②タブの大島 ③大釜崎 ④赤平金剛 ⑥明神崎	①蓬莱島 ②崎山展望台から 見る野島 ③高滝 ⑤浪板不動滝 ⑥浪板海岸 ⑦鯨山	①釜石大観音※ ②御箱崎 ③根浜海岸 ④五葉山※ ⑥釜石市街 ⑧和山高原	②高田松原 ③氷上山※ ④普門寺※ ⑤白糸の滝 ⑥箱根山※ ⑧黒崎・椿島
	シークエンス景観					
	場の景観	③白木山 ⑦津軽石川	①四十八坂※ ⑤山田湾 ⑦関口不動尊溪流 ⑧豊間根川源流	④新山高原 ⑧城山公園※	④五葉山※ ⑦湾口防波堤	①気仙川 ④普門寺※ ⑥箱根山※ ⑦今泉
	変遷景観					
その他	視点場	⑤月山※	①四十八坂※	⑧城山公園※	①釜石大観音※ ④五葉山※ ⑤仙人峠	③氷上山※ ⑥箱根山※

※ひとつの 카테고リーに属さないため複数のカテゴリーに分類している八景

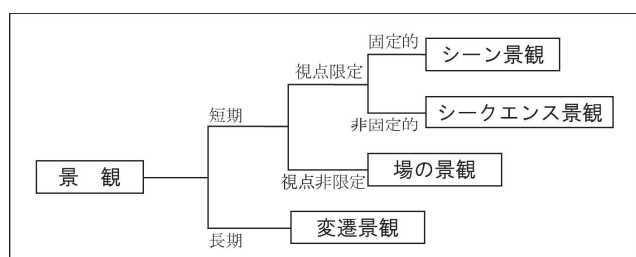


図-3 景観の現象的分類

め、篠原²⁸⁾による景観の現象的分類を参考に八景の分類を試みる。

篠原は、「景観とは、対象（群）の全体的な眺めであり、それを契機として形成される人間の心的現象である。」とし、景観を図-3のように4つに分類している。

このうち、シーン景観とは最も基本的なものであり、例えば展望台に登って眺めた風景のように、固定的な視点からの透視図的（写真的）な眺めとしている。

シークエンス景観とは、車を運転したときの車窓のように、次々と移り変わるシーンを継的に体験してゆく場合としている。

場の景観とは、限られた視点からの眺めではなく、複数、不特定の視点からの眺めを総体した、ある一定の範囲内の眺めの総体を意味するとしている。

変遷景観とは、長い時間の経過に伴って、見られる対象そのものが変わって変化していく景観をいう。

この景観の現象的分類を用いて、調査対象の八景として選定された風景の分類してみるが、新宮古八景の「⑤月山」のように、見る対象としてだけではなく、風景を眺める場所として評価されているものもある。

そこで、景観を得る際の視点の存在する場である「視点場」の概念²⁹⁾を導入した上で、調査対象の八景を上掲の篠原による景観の現象的分類並びに現地

及び文献調査を基に筆者が行った。

視点が概ね固定されており代表的な構図が存在するものは「シーン景観」、視点が線形に移動して連続的に移り変わる眺めの総体は「シークエンス景観」、広がりを持つ場の中に視点が複数存在する場合の眺めの総体は「場の景観」、長い時間の経過により対象物が変わっていく様子がうかがえるものは「変遷景観」として分類する。

また、展望台等、眺望の場として利用されているものについては、視点場にも該当するものとする。

なお、同じ風景が複数の景観等に分類される場合もある。

結果としては、シーン景観に該当するものが最も多く、次いで場の景観となり、シークエンス景観と変遷景観に該当するものはなかった。

特徴としては、山田八景の「①四十八坂」や新釜石八景の「⑤仙人峠」など、視点場としての性格も有するものが多いことが挙げられる。

四十八坂は、いくつもの曲がりくねった坂道が続いたことから名づけられたが、国道の開通により整備され、現在では太平洋を挟んで船越半島やタブの大島を眺望できる展望台として名前を留めている。

仙人峠は、釜石市と岩手県内陸部を結ぶ釜石街道の峠であるが、そこからの眺望が優れており、特に紅葉は圧巻で、眼下に見えるループ橋との対比が美しい。

6. まとめ

本研究の結果は、以下のようにまとめられる。

1) 名称と内容

調査対象の八景のほとんどは、場所と事象から組み立てられる伝統型の八景とは大きく異なり、具体的な地名や地物等のみが示される観光スポット的なものとなっており、季節等を示す表現は含まれてい

論文

ない。なお、山田町及び釜石市における従前の八景は伝統型の八景であった。

2) 分布と変化

八景は対象となる区域内に満遍なく分布しているが、宮古市の新宮古八景については、平成の大合併前に制定したものであり、旧宮古市区域の三陸海岸域に偏っている。

また、新大槌八景の浪板海岸等、津波の影響により選定時とは様相が一変したものがあるほか、高田八景の高田松原と今泉についてはほぼ完全に失われてしまったものもある。

3) アクセス

山田八景における明神崎等、一般的な方法では当該地にアクセスすることや見ること自体も困難な八景が見受けられる。

4) 観光資源としての分類

観光資源分類に基づく、八景として選定されている風景は自然資源に大きく偏っており、人文資源は数少ない。

また、自然資源の中でも、海岸・岬に分類されるものが多く、島も多く見られる。

5) 景観の現象的分類

景観の現象的分類から、調査対象の八景はシーン景観に該当するものが最も多く、次いで場の景観となり、シークエンス景観と変遷景観に該当するものはなかった。また、景観そのものではなく、視点場としての性格をするものも多数確認された。

7. 最後に

本論文では、調査対象地を三陸沿岸地域の市町村に限定したが、さらに調査対象を広げることにより、三陸沿岸地域の地域的な特性がより鮮明にされることが期待される。

近年は「八景」よりも「〇〇百選」といったように、より多くの地域資源が選定される枠組みが用いられる傾向があると思われるが、これは八景のように選定数を少数に限定した場合、ひとつも選定されなかった地区から疑義が寄せられることと、より多くの資源を周知したいとする選定者側の思惑が一致したことから生じる現象かもしれない。

筆者の主観ではあるが、「〇〇百選」的な枠組みが多くなった結果、総花的で薄い印象しか残らず、どのような地域であるのか、かえってわかりにくくなった印象である。

調査対象となった八景は、ほとんど平成中盤の時期に策定されたものであり、その後、新たに策定したり、見直したりするような動きは見られず、また、それを積極的に活用していこうとする動きもあまり見られない。

八景という枠組み自体、時代の流れから取り残されたような感も受けるが、地域を代表する優れた風景を限定列挙する手法は地域の特徴を先鋭化させ強く印象付けさせるものであり、大量の情報が行き交い、自らに必要な情報のみを取捨選択する現代にお

いて、その効用を再評価すべきであると考えらる。

参考文献

- 1)青木陽二、榊田映子：八景の伝搬と分布、国立環境研究所研究報告、No.197、pp.12、2007.
- 2)鎌田出：「荻八景」序論—日本における瀟湘八景定着過程を考察する手がかりとして—中国詩文論叢、No.32、pp.168、中国詩文研究会、2013.
- 3)榊原映子：全国の八景リスト、国立環境研究所研究報告、No.197、pp.106、独立行政法人国立環境研究所、2007
- 4)木村至宏：近江八景、国立環境研究所研究報告、No.197、pp.90、独立行政法人国立環境研究所、2007.
- 5)永井晋：金沢八景—江戸・東京の郊外に発展した観光地—、国立環境研究所研究報告、No.197、pp.84、独立行政法人国立環境研究所、2007.
- 6)前掲 1)
- 7)武藤蕭：「瀟湘八景」の伝来に関する新発見—平安時代における瀟湘のイメージを中心に、デザイン理論、No.70、pp.21-34、2017.
- 8)野上陽子：八景式風景鑑賞法による風景解釈の現在の有効性に関する考察、総合論文誌、pp71-77、2006.
- 9)新田太郎：「日本八景」の選定：1920年代の日本におけるメディア・イベントと観光、Booklet、No.18、pp.69-84、2010.
- 10)武山あかね：日本新八景の集票活動及びその影響について：愛知県下を中心として、兵庫地理、No.57、pp.41-49、2012.
- 11)藤田洋治、和田康一郎：“まちづくり”“まちおこし”としての「八景」—現代の八景を中心に—、東京成徳短期大学紀要、No.42、pp101-110、2009.
- 12)前掲 3)、pp.09-110
- 13)堀川貴司：五山文学研究：資料と論考、pp.172、笠間書院、2011.
- 14)前掲 7)
- 15)千海義之：「瀟湘八景」をめぐる画と詩、pp.96-97、イメージとテキスト—美術史を学ぶための13章、ブリュッケ、2007.
- 16)板倉聖哲：瀟湘八景、水墨画・墨蹟の魅力、pp.116-117、吉川弘文館、2008.
- 17)前掲 4)
- 18)前掲 5)
- 19)前掲 16)
- 20)前掲 12)
- 21)山田町史編纂委員会編：山田町史上巻、pp.846-848、山田町教育委員会、1986.
- 22)釜石町役場：釜石案内、pp.103-113、1926.
- 23)岩手県山田町：広報やまだ、No.838、pp.14、2005.
- 24)前掲 22)、pp.114-115
- 25)国土交通省釜石港湾事務所：釜石港湾口防波堤完成式のお知らせ—湾口防波堤復旧工事完了、2018
- 26)中野文彦、五木田玲子：観光資源の今日的価値基準の研究、pp.20-28、観光文化、No.222、2014.

27)中野文彦, 五木田玲子: 観光の事典, pp.20, 朝倉書店, 2019.

29)前掲 28), pp.30

28)篠原修: 新体系土木工学 59 土木系景観計画, pp.19 - 25, 技報堂出版, 2019

(2020年12月31日 受付)

A Study on Hakkei as Tourism Resources in the Sanriku Coast Area of Iwate Prefecture Go Oizumi

The purpose of this paper is to focus on "Hakkei" as tourism resources, and to clarify the features of the scenery by analyzing the scenery selected as Hakkei in the Sanriku coastal area.

"The Eight Views of Xiaoxiang" is beautiful scenes of the Xiaoxiang region, in what is now modern Hunan Province, China, and "Hakkei" is the eight scenes selected in the same way as "The Eight Views of Xiaoxiang".

As a result of surveying, this study found that the Hakkei differed greatly from the traditional Hakkei, that they were heavily biased toward natural resources with only a few human resources, and that many of them were selected not for their scenery itself but for their function as viewpoints.

The Impact of Historic District Designation: Geographic Regression Discontinuity and the Building Fixed-effects Approach

Hideyuki NAKAGAWA¹

¹Akita International University (193-2 Okutsubakidai, Tsubakigawa, Yuwa, Akita, 010-1211)

Email: hnakagawa@aiu.ac.jp

The designation of historic districts has been an effective preservation policy tool worldwide, and numerous empirical studies have been conducted, albeit with mixed findings. One reason for the mixed findings is the variabilities in the identification strategies. The Kawaramachi-Serimachi Preserved District in Hikone City, Japan, offers the opportunity to contrast the impacts of the historic district designation through two identification strategies: the fixed-effects approach and the geographic regression discontinuity design. When we consider the different estimates using these methods, the differences get smaller as we narrow the buffer from the border in the discontinuity set, indicating the need for a narrow bandwidth when applying the geographic discontinuity design for analyzing the preservation district designation.

Key Words: *Historic District, Hedonic Method, Geographic Regression Discontinuity Design, Fixed-effects Approach*

1. Introduction

The preservation of historic landscapes has been an important concern for policymakers from the historical and cultural perspectives as well as business and economic perspectives. Historic buildings are a source of collective identity in communities (Harrison, 2013). They also offer favorable cultural landscapes and promote tourism, thereby contributing to the sustainable growth of the area. At the same time, the preservation policy is a concern for urban development agencies as it often comes with regulations over the renovation or demolition of old buildings in the area (Been et al., 2016). Policymakers have to find the appropriate balance between the utility loss from the regulations and the values created by the preserved areas. The designation of

historic districts has often been evaluated using various econometric techniques. Since the early studies of Coffin (1989) and Ford (1989), numerous studies with hedonic price models have quantified the impact of the historic district designation, yielding mixed evidence.¹ A number of explanations for the indefinite signs of examined impacts exist. One possible reason is the ambiguities encountered when identifying the impacts of the designation. The impacts of the designation can be decomposed into internal and external effects (Noonan and Krupka, 2011). The internal effect on the real estate value can be positive or negative, depending on the relative strength of the regulation on the property uses and development and the financial assistance for the preservations. The preserved buildings offer a favorable amenity to the surrounding communities, which is

often recognized as the external effect of the designation. As a result, the total impact on the property value can be positive or negative. Although recent studies have clearly identified which effect they are examining, the cumulative research is still inconclusive in terms of the sign of the impact. Another issue is that the diversity in the restrictiveness of regulations and generosity of subsidies placed in the designated areas are attributed to the mixed evidence in the past research. Nakagawa and Tanaka (2021) found differential impacts in the areas designated as a landscape district or a historic district in the Kitano-Cho and Yamamoto-Dori districts in Kobe City, Japan. Lastly, there is a possibility of bias in the estimated impacts. The early research on the historic district designation used simple OLS specifications with cross-sectional data, which is hardly free of endogeneity problems. More recent studies have employed various identification strategies to establish the causal impact of the historic designation. A widely used approach is the property fixed-effects or repeat-sales approach, which require longitudinal data before and after the district designation. When longitudinal data are not available, researchers employ an instrumental variable approach (Noonan and Krupka, 2011) and a geographic regression discontinuity design (Koster et al., 2016; Nakagawa and Tanaka, 2021). Geographic regression discontinuity design also requires a rich data set near the boundaries of the district. Due to the data limitations, not enough studies have employed multiple identification strategies under the same setting or compared data to confirm the validity of the proposed identification strategies. The posted rental property data provided by LIFULL HOME (LIFULL Co., Ltd., 2015) near the Kawaramachi-Serimachi Important Preservation District for Groups of Traditional Buildings (hereafter, Preserved District) in Hikone City for the period one year before until one year after the designation offer the unique opportunity to employ a geographic regression discontinuity design and a building fixed-effect approach. Our findings from the Kawaramachi-Serimachi Preserved District show a different estimated net impact, although the estimated impacts by regression discontinuity get closer to the one by the fixed-effect approach as we narrow the buffer across the border. The researcher may need very narrow bandwidth to eliminate the bias from time-invariant unobservable characteristics correlated with the

designation. Our finding of positive net internal effects also adds additional insights to studies of preserved districts in Japan as the different settings, especially the financial incentive schemes and regulation rules, can accrue positive or negative net internal effects (Nakagawa and Tanaka, 2021), thereby warranting further studies quantifying such schemes and regulations in 123 preserved districts.

2. Literature review

Preservation literature has recognized various effects from the historic district designation. The essential separation is the internal and external effect (Noonan and Krupka, 2011). The internal effect refers to the premium or discounts on the property values in the historic districts. A property that maintains a traditional architectural style due to preservation policies, for example, attaches additional utility for owners with such preferences. This internal effect on intrinsic quality is reflected by the difference in building qualities between inside and outside the district. It may take time for the effect to appear after the designation until the buildings in the non-designated area start to deteriorate and properties in the district become more precious (Ahlfeldt et al., 2012). Other internal effects, sometimes called policy effects, refer to the change in property values reflected by financial incentives provided by the governments and restrictions that cause inconveniences for the owners. The external effects are spillover effects from the properties in the designated district on the other property owners both inside and outside the historic district. A prime example is favorable scenery created by a cluster of buildings with a similar traditional exterior. The tourism literature has quantified the impact of having different views (Wong and Kim, 2012), but most studies in preservation literature use distance from the district border as a proxy for the external effects. Koster et al.'s (2016) study, to which we return later in this section, sought to extract the direct view effect from other external effects. We summarize these effects in Table-1.

Past hedonic studies have relied on one or a mixture of the following identification approaches: a simple comparison of property values inside and outside the district; a cross-sectional analysis controlling for geographic information such as distance to the district border, which captures the external

Table-1: Summary of Impacts from the Historic District Designation

Internal effects	General sign of impact
Intrinsic quality of the buildings	Indeterminate
Financial incentives such as tax exemptions and subsidies	Positive
Restrictions	Negative
External effects	
General amenity shared by the neighbors	Positive and diminishing as further apart
Direct view from the buildings only for owners	Positive

effects; the panel or repeat-sales approach; causal inference using instrumental variables; or a geographic regression discontinuity design. Studies with different approaches are hard to compare because the identifying effects of designation are different. A comparison inside and outside the district captures the net of both internal and external effects. Rigorously speaking, such a mean comparison cannot define the impact of designation as the attributes influencing the selection of the area also reflect the property values as well. Another problem of the mean comparison is difficulty in decomposing internal and external effects. The cross-sectional analysis with controls, especially the distance from the district border, disentangle the net internal effect and external effects.² To disentangle the positive internal effects from the financial incentives as well as the negative internal effects from the regulation, the researcher has to compare the outcome of the designation in numerous districts with different regulations and financial schemes. Leichenko et al. (2001) found that state and national designations conveyed more prestige and were generally less restrictive than local designations, which had greater positive impacts, in nine cities in Texas. Nakagawa and Tanaka (2021) found negative impacts on properties in the more stringent preserved district than in the landscape district, which has less strict regulations. A significant issue with the cross-sectional analysis is the possible omitted variable bias. Repeat-sales property fixed-effects control the time-invariant property-specific characteristics (Noonan, 2007). Triple-differencing specifications by interacting with a distance variable can also disentangle internal and external effects (Noonan, 2007; Been et al., 2016). If the designation or drawing of the district border is correlated with non-controlled time-varying property characteristics, the estimated impacts are still biased. Noonan and Krupka (2011) explained this condition in detail and suggested an instrumental variable approach, with the

interaction of the historic quality of the properties and neighborhood demographics being the instrumental variable for the designation dummy. Another preferred approach for establishing the causal impact is the geographic regression discontinuity design, which essentially compares property values across the district border conditioned on observed property characteristics (Black, 1999). The key assumption for geographic regression discontinuity is that unobservable property characteristics that may affect the property value are not systematically different across the border. For example, the district border should not overlap the administrative border. The coefficient of the designation variable in the regression discontinuity design captures different effects depending on the specifications and the context of the historic district. Koster et al. (2016) captured the external effect of having favorable direct views by comparing the properties inside the district that have views to properties outside the district that geometrically cannot see similar views. They reported a positive external view effect of 15.5% under the OLS setting and 3.5% under the regression discontinuity design setting. They used the properties within a 100-meter buffer from the district border in the most restrictive specification. Nakagawa and Tanaka (2021) examined net internal effects from financial incentives and restrictions on all rental properties (not only registered properties) in the district using a 10-meter to 50-meter bandwidth in Kobe City, Japan. Other internal effects of the intrinsic quality of the buildings are captured through observed property characteristics. Due to its design, the geographic regression discontinuity approach estimates the impact of the designation near the boundary, as external validity is a concern. Table-2 illustrates the trend of empirical studies. As the number of empirical studies using various rigorous estimation approaches increases, one needs to clarify what effects from the designation are captured before comparing

Table-2: Sample Past Studies with Various Identification Strategies

Study	Location	Method	Identifying Effects
Noonan (2007)	Chicago	FE	Internal and external
Noonan and Krupka (2011)	Chicago	IV with FE	Internal and external
Heintzelman & Altieri (2013)	Greater Boston Region	FE	Internal and external
Been et al. (2016)	Greater Boston Region	FE	Internal and external
Koster et al. (2016)	The Netherland	RDD	External (view)
Oba and Noonan (2017)	Atlanta	FE	Internal and external
Nakagawa and Tanaka (2020)	Kobe City, Japan	RDD	Internal

Note: Abbreviations in the column of identification method indicate as follows: FE as Repeat-sales property fixed effects; IV as Instrumental variable approach; RDD as geographic regression discontinuity design.

their magnitude. To the author’s knowledge, no study compares the magnitude of the net internal effect by the repeat-sales approach and geographic regression discontinuity design. The unique dataset of the posted rental properties in the Kawaramachi-Serimachi Preserved District in Hikone City offers the opportunity to contrast the net internal effects of the designation through a variant of repeat-sales approach (property building fixed-effects) and the geographic regression discontinuity design in the same location.³

3. Research design

(1) Study site

The Kawaramachi-Serimachi Preserved District in Hikone City used to be a merchant district in the vicinity of the Hikone Castle as early as the 17th century. Although other areas in Hikone City have gone through rezoning redevelopments, demolishing most of the traditional wooden townhouses (Machiya), the Kawaramachi-Serimachi Preserved District was not included in the major urban development project and thus preserved its traditional architectural style (Hikone City, 2016). In April 2016, the Board of Education in Hikone City stipulated the 5 hectares of the area as a preservation district. In the same year, the Agency for Cultural Affairs (Japanese government) selected the preserved district as an Important Preservation District for Groups of Traditional Buildings. The district is shaped along one main street for about 780 meters. Eighty-eight properties in the district were built before 1945, and their architectural style has been preserved. They are registered as traditional

buildings and follow different regulations from other properties in the district. Guidelines for restoring the registered buildings and other buildings share the idea that any such projects do not alter the scenery of the district. In terms of financial incentives, the registered buildings receive more generous subsidies than the other properties—specifically, 80% of the cost, for a maximum of 8 million yen, is subsidized for the restoration of the registered buildings whereas 60% of the total cost, for a maximum of 5 million yen, is subsidized for similar projects on other properties (Hikone City, 2020). None of the properties in our estimation is a traditional building; therefore, our estimated net internal effect should reflect regulations and financial incentives for non-traditional buildings.

(2) Property data

We used the rental property information posted on LIFULL HOME’s platform provided through the National Institute of Informatics (LIFULL Co., Ltd., 2015). From July 2015 to June 2017, approximately 66 million postings were included on the platform in Japan. The dataset includes property characteristics such as the area and age of the building, the distance from the nearest station, and the exact location expressed by longitude and latitude. We extracted properties from the designated districts and those within 100 meters of the boundary. After cleaning the data, we included 389 rental properties in the analysis: 89 unique property buildings and 300 properties with multiple listings of the same building. The means and standard deviations of the relevant variables for the analysis are summarized in Table-3. A negative sign for the distance from the preserved district indicates being inside the district while a positive sign indicates

being outside the district. Mean rental price is actually higher outside the district than inside, although the difference is not statistically significant. In the analysis section, we explore the difference in detail. Building age and property area are not significantly different across the border of the preserved district. Distance from the nearest station is actually different, which has to be controlled for in the cross-sectional specifications.

(3) Identification

Our estimation starts with Ford's (1989) hedonic price model in a cross-sectional setting. Consider the following equation:

$$\ln R_{ibt} = \alpha_0 + \alpha_1 H_{ib} + \alpha_2 D_{ib} + \alpha_3 D_{ib}^2 + \sum_{k=4} \alpha_k X_{kibt} + \sum_{t=1} \gamma_t M_t + \varepsilon_{ibt} \quad (1)$$

where $\ln R_{ibt}$ is the natural log of the monthly rental price of property i in building b at year-month t .⁴ H_{ib} is a dummy variable for being located in a preserved district whose coefficient represents net internal effects. D_{ib} is the distance from the preserved district border. External effects are captured in the coefficients for the border-distance variables. X_{kibt} is a vector of property characteristics, including the area of the property, age of the property, and distance from the nearest station with squared terms. M_t is the year-month dummy variable. ε_{ibt} refers to the unobservable property characteristics. We estimate the following equation in the various bandwidths between 100 meters and 20 meters. Next, we consider the specification under the panel setting:

$$\ln R_{ibt} = \beta_1 H_{ib} + \sum_{l=2} \beta_l X_{libt} + \sum_{t=1} \delta_t M_t + \mu_{ib} + \theta_{ibt} \quad (2)$$

In this setting, only the time-varying property characteristics are included in X_{libt} . μ_{ib} refers to the time-invariant unobservable characteristics captured in building dummy variables. In this specification, border-distance variables are absorbed in μ_{ib} , which does not identify external effects unless we add the interaction of the distance variable and designation variables. Our prime interest in this study is the comparison of net internal effects across different identification strategies, which means comparing α_1 and β_1 .

Table-3: Summary Statistics across Areas

	Preserved District	100-meter buffer from Preserved District	All samples
Rental price (Yen)	53,033	55,056	54,276
	9,197	16,934	14,469
Building age (Year)	12.0	15.6	14.2
	7.2	5.4	6.4
House area (m ²)	31.1	40.3	36.8
	18.2	24.7	22.8
Distance from station (m)	1,331	879	1,053
	274	535	503
Distance from Preserved District Border (m)	-12.18	39.161	19.36
	7.128	30.772	35.02
Sample size	150	239	389

Source: Author's calculation from LIFULL Co., Ltd. (2015). Note: Odd rows show mean and even rows show standard deviations.

4. Results

We present the estimation results of identification equations (1) and (2) in Table-4. Columns (1) through (4) are cross-sectional specifications with different bandwidths (equation 1). Column (5) shows the estimation result under the specification with the building fixed-effects (equation 2). All estimation models have an R-squared value higher than 0.9, indicating a relatively high fit. Interpreting the parameters of dummy variables in a semi-logarithmic specification requires further calculations (Kennedy, 1981). The value of 0.0392 for the designation of the preserved district in column (1) indicates a 0.040% increase in the price when the district designation variable changes from 0 to 1. We report the percentage change from the district designation in the bottom row. Coefficients of property characteristics show reasonable signs except for distance from the nearest station. The coefficients of building age and its squared term indicate the rental price decreases as the building is older up to the age of roughly 50 years, but starts to increase with age after that, indicating the vintage effect. Rental prices also get lower if the property area is smaller. District designation incurs a premium on rental property prices across all specifications. Extending the bandwidth outward to 500 meters does not change this tendency.⁵ Although the two identification equations intend to estimate the same net internal effect, we estimate a larger impact in the building fixed-effects approach.

Table-4 Estimation Results of Equation (1) and (2)

Samples in the X-meter buffer from the Preserved District border	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	100-meter	50-meter	30-meter	20-meter	100-meter
District Designation	0.0392* (0.0200)	0.0299* (0.0170)	0.0589*** (0.0191)	0.0659*** (0.0211)	0.0851* (0.0448)
Distance from the border	0.000608 (0.000408)	-0.000327 (0.000386)	0.000145 (0.000430)	-0.000852 (0.00124)	
Distance from the border squared	1.12e-06 (5.28e-06)	-4.24e-06 (1.73e-05)	-5.23e-05** (2.46e-05)	-0.000308*** (0.000117)	
Building age	-0.0349*** (0.00265)	-0.0389*** (0.00215)	-0.0462*** (0.00260)	-0.0336*** (0.00573)	
Building age squared	0.000361*** (6.60e-05)	0.000485*** (5.13e-05)	0.000706*** (6.73e-05)	0.000253 (0.000181)	
Property area	0.0146*** (0.000601)	0.0113*** (0.00176)	0.0131*** (0.00192)	0.0232*** (0.00358)	-0.0569 (0.0660)
Property area squared	-2.43e-05*** (4.33e-06)	1.90e-05 (1.79e-05)	-1.33e-06 (1.96e-05)	-0.000112*** (3.77e-05)	0.000651 (0.000599)
Distance from station	5.62e-05 (3.56e-05)	8.70e-05*** (3.20e-05)	0.000170*** (4.15e-05)	6.33e-05 (6.17e-05)	
Distance from station squared	-4.80e-08** (1.94e-08)	-5.24e-08*** (1.61e-08)	-1.01e-07*** (2.24e-08)	-3.54e-08 (3.52e-08)	
Fixed effects	Month-year	Month-year	Month-year	Month-year	Month-year Building
Observations	389	294	262	204	300
R-squared	0.906	0.956	0.946	0.942	0.975
% change from the designation	0.040	0.030	0.061	0.068	0.089

Note: Estimation results of the equation (1) are reported. Standard errors are in parentheses. The asterisks beside the coefficients indicate as follows: *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1.

Because the estimated internal impacts get larger and closer to those from the fixed-effects approach as we narrow the bandwidth to 30 meters and 20 meters, it may indicate unobserved time-invariant characteristics correlated with the district designation, thereby generating some biases that are not completely eliminated.

5. Discussion and Conclusion

This paper examined the net internal effects of historic district designation on rental property values among different identification strategies. A fixed-effects approach and a geographic regression discontinuity approach, which are more rigorous in establishing the causality than the conventional cross-sectional hedonic pricing model, were contrasted in the same location. Our estimation results indicated some differences between the two approaches. The

estimated impact gets closer to the one from the fixed-effects approach as we narrow the buffer from the border in the discontinuity specifications, suggesting the need to use a very narrow bandwidth when applying the geographic discontinuity design, although it is challenging to secure a large sample size near the border. To the author's knowledge, this study is the first evaluation study of preservation policy using a fixed-effect approach with large-scale microdata in Japan.⁶

This finding and other cross-sectional or regression discontinuity results indicate that the preservation policy for designating groups of traditional buildings has incurred mixed net internal effects, depending on the incentive schemes and regulation rules stipulated by the local governments. Nakagawa and Tanaka (2021) reported the discounts due to the designation of similar preserved districts in the Kitano-Cho and Yamamoto-Dori Districts in Kobe City. Generating the opposite net impact is not surprising as the

degree of restriction and financial incentives are under the discretion of local administration (Ishimoto, 2018). Such findings warrant further examination of the policy effect by compiling many districts with differential regulations and financial incentive schemes.

This research has examined the short-term impact of district designation on rental properties. However, the main purpose of the district designation is to protect the environment with historical, cultural, and aesthetic values from deterioration over a larger time span. Estimating such long-term impacts would require the transaction history for a long time after the designation, which is unfortunately beyond the scope of this paper. It would call for a further persistent examination of the housing values and the changes in their physical condition to holistically evaluate the historic designation.⁷

Acknowledgement: We thank the seminar participants at Akita International University. LIFULL Co., Ltd. provided the property data. This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 20K13488. Finally, all errors are our own.

Appendices

¹ The studies on the positive vintage value of the buildings can be found earlier than the studies on the historic district designation (Randolph, 1988). A similar study in Japan was also conducted by Yonemoto et al. (2010).

² For a review of a hedonic pricing model in a cross-sectional setting, please refer to Leichenko et al. (2001) and Warren et al. (2017).

³ The analysis of rental properties rather than sales properties fits better for repeat sales analysis in a short time because the transactions of the same buildings are frequent. In terms of the logic and the literature reviews for analyzing the rental prices of properties instead of the sales prices for the hedonic method, please refer to Beracha and Hardin (2018).

⁴ Monthly price includes room rent and maintenance fees.

⁵ The magnitude of the coefficient for the designation is 0.044 under this specification.

⁶ Nakagawa and Tanaka (2021) summarize the past evaluation studies of district designation in Japan.

⁷ It will also be important to examine if the impacts differ among renters and owners as owners may have a longer time perspective than renters.

References

- 1) Ahlfeldt, G. M., Holman, N. and Wendland, N.: An Assessment of the Effects of Conservation Areas on Value, English Heritage, London, United Kingdom, 2012.
- 2) Been, V., Ellen, I. G., Gedal, M., Glaeser, E. and McCabe, B. J.: Preserving History or Restricting Development? The Heterogeneous Effects of Historic Districts on Local Housing Markets in New York City, *Journal of Urban Economics*, Vol. 92, pp. 16-30, 2016.
- 3) Beracha, E. and Hardin, W. G.: The Capitalization of School Quality into Renter and Owner Housing, *Real Estate Economics*, Vol. 46, No. 1, pp. 85-119, 2018.
- 4) Black, E. S.: Do Better Schools Matter? Parental Valuation of Elementary Education, *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 114, No. 2, pp. 577-599, 1999.
- 5) Coffin, D. A.: The Impact of Historical Districts on Residential Property Values, *Eastern Economic Journal*, Vol. 15, No. 3, pp. 221-228, 1989.
- 6) Ford, D. A.: The Effect of Historic District Designation on Single-Family Home Prices, *Real Estate Economics*, Vol. 17, No. 3, pp. 353-362, 1989.
- 7) Harrison, R.: *Heritage: Critical Approaches*. Routledge: London, 2013.
- 8) Hikone City.: Rules regarding the Kawaramachi-Serimachi-District Preservation Ordinance in Hikone City. Retrieved from https://www.city.hikone.lg.jp/section/reiki_int/act/frame/frame110001511.htm. 2020.
- 9) Hikone City Board of Education.: Preservation Plan in the Kawaramachi-Serimachi-District in Hikone City. Retrieved from <https://www.city.hikone.lg.jp/material/files/group/4/keikaiku.pdf>. 2016.
- 10) Ishimoto, T.: A Study on the Administration Policy for

- Conservation of the Historic Area and Tourism Town Development in “Kitanomachi-Yamamoto-dori” Kobe, *JAFIT International Tourism Review*, Vol. 25, No. 1, pp. 15-23, 2018.
- 11) Kennedy, P. E.: Estimation with Correctly Interpreted Dummy Variables in Semilogarithmic Equations, *The American Economic Review*, Vol. 71, No. 4, p. 801, 1981.
- 12) Koster, H. R. A., van Ommeren, J. N. and Rietveld, P.: Historic Amenities, Income and Sorting of Households, *Journal of Economic Geography*, Vol. 16, No. 1, pp. 203-236, 2016.
- 13) Leichenko, R. M., Coulson, N. E. and Listokin, D. C.: Historic Preservation and Residential Property Values: An Analysis of Texas Cities, *Urban Studies*, Vol. 38, No. 11, pp. 1973-1987, 2001.
- 14) LIFULL Co., Ltd.: LIFULL HOME's Monthly Data of Rentals and Sales. Informatics Research Data Repository, National Institute of Informatics. (dataset). 2015. <https://doi.org/10.32130/idr.6.3>.
- 15) Nakagawa, H. and Tanaka, M.: Contrasting the Net Impacts of Preservation Policies in Historic Districts, *The Tourism Studies*, Vol. 32, No. 2, pp. 17-27, 2021.
- 16) Noonan, D. S.: Finding an Impact of Preservation Policies: Price Effects of Historic Landmarks on Attached Homes in Chicago, 1990-1999, *Economic Development Quarterly*, Vol. 21, No. 1, pp. 17-33, 2007.
- 17) Noonan, D. S. and Krupka, D. J.: Making- or Picking-Winners: Evidence of Internal and External Price Effects in Historic Preservation Policies, *Real Estate Economics*, Vol. 39, No. 2, pp. 379-407, 2011.
- 18) Oba, T. and Noonan, D. S.: The Many Dimensions of Historic Preservation Value: National and Local Designation, Internal and External Policy Effects. *Journal of Property Research*, Vol. 34, No. 3, pp. 211-232, 2017.
- 19) Randolph, W. C.: Estimation of Housing Depreciation: Short-Term Quality Change and Long-Term Vintage Effects, *Journal of Urban Economics*, Vol. 23, No. 2, pp. 162-178, 1988.
- 20) Warren, C. M. J., Elliott, P. and Staines, J.: The Impacts of Historic Districts on Residential Property Land Values in Australia, *International Journal of Housing Markets and Analysis*, Vol. 10, No. 1, pp. 66-80, 2017.
- 21) Wong, K. K. F. and Kim, S.: Exploring the Differences in Hotel Guests' Willingness-to-Pay for Hotel Rooms With Different Views, *International Journal of Hospitality & Tourism Administration*, Vol. 13, No. 1, pp. 67-93, 2012.
- 22) Yonemoto, K., Watanabe, M., Ono, M.: A Hedonic Analysis of Historical Value of Hotels and Inns in Iwaki City, Fukushima, *Kanko Machidukuri*, Vol. 7, pp. 21-27.

(Received on February 28, 2023)

歴史保存地区指定制度のインパクト評価：地理的回帰不連続デザインと建物固定効果手法の比較検討

中川 秀幸

歴史保存地区指定制度は、現在様々な国または地方で実施されている保存政策であり、これまで多くの実証的研究が行われているが、その研究結果について統一された見解は得られていない。その理由のひとつに識別手法 (Identification strategies) の相違があげられる。本研究では彦根市の河原町芹町地区重要伝統的建造物群保存地区を対象として、地理的回帰不連続デザインと固定効果手法の2つの識別手法による地区指定制度の影響を推計し、比較検討を行う。分析の結果、地理的回帰不連続デザインにおける保存地区の境界からの帯域幅を狭めるにつれて固定効果手法による推計結果との差は小さくなることが分かった。この結果は保存地区指定の分析に地理的不連続デザインを適用する際には、狭い帯域幅が必要であることを示唆している。

恒星の進化と日本文明圏の都市の進化のアナロジーの 推論に基づく自然と都市文明の調和に関する基礎研究 —銀河都市論の研究—

安藤 昭¹・石垣 剛²

¹正会員 工博 岩手大学名誉教授 (〒020- 0117 盛岡市緑が丘3丁目17番13号)

E-mail: a.h.ando@titan.ocn.ne.jp

²理(博) 岩手大学教授 (〒020- 8550 盛岡市上田3丁目18番34号)

E-mail: ishigaki@iwate-u.ac.jp

アナロジー的思考(二者連結的思考法)は、一般に次に示す4つの点において有用である。①ターゲット(target analog)の新たな仮説の形成に貢献する。②ターゲットの理論の構築と発展に貢献する。③ターゲットの仮説及び理論の妥当性の検討において貢献する。④ベース(source analog)に対する新たな解釈を示唆する点において貢献する。本研究は、まず、散開星団の恒星の質量の順位・規模法則の仮説検証を行った。次いで、令和2年(2020)10月1日に実施された国勢調査資料を基に、日本の都市の人口規模の順位・規模法則の検討を行った。そして最後に、これらに有する類似性の推論を踏まえて、恒星の進化を根底に置いた都市の進化システムの検討を試みた。これにより、近代完成期(高度情報化社会)の日本文明圏における自然と文明の調和を考え、美しく機能的で個性豊かな故郷を創出する都市のランドデザインの新たな手掛かりを得た。

Key Words: Rank-size rule of mass of the fixed stars, Rank-size rule of the population of cities, Analogy in creative thought

1. まえがき

都市の順位・規模法則(Rank-size rule)とは、ある文明圏における都市の人口規模分布のべき乗則である。この関係は、人口規模と大きさの順位の間には対数線形の関係が成立することを主張している¹⁾。

都市の順位規模法則を説明する試みは古く、このような事実を初めて主張した人は、アウエルバッハ(F. Auerbach)(1913)であった。彼は、都市の人口規模をP、その大きさの順位をRとしたとき、人口規模とその大きさの順位の間関係は $P=aR^{-1}$ 、または、 $\log P=-\log R+\alpha$ という関係があることをみいだした。ここに、aはパラメータであり、 $\alpha=\log a$ である¹⁾。

ロトカ(A. J. Lotka)(1925)は1920年代のアメリカ合衆国の都市を対象に解析した結果、 $\log R$ の係数は-1ではなく、 $\log P=-0.93\log R+\log 5000000$ で示されることを明らかにした¹⁾。そして、これ以降、この関係式は一般に、

$$P=aR^{-b}, \text{ または, } \log P=-\beta\log R+\alpha \quad (1)$$

という対数線形式によって示されるようになった。こ

に、aおよびbはパラメータであり、 $\alpha=\log a, \beta=b$ である。

ジップ(G. K. Zipf)(1941)は、都市の人口規模とその大きさの順位の間関係には、 $P=BR^a$ または

$$\log P=|a|\log R+b \quad (\text{ここに, } b=\log B) \quad (2)$$

という関係があることを主張した。ここに、パラメータ|a|およびbは、都市の分布に働く統合の力(force of unification)と多様化の力(force of diversification)によって決定されるもので、大都市の統合の力が強くなるにつれて、|a|およびbは大きくなり、多様化の力が強い場合にはbは小さくなる、つまり(2)式は、パラメータ|a|およびbの大小関係によって、その文明圏における都市群の性質の概要を定量的に記述できることを示したものであるといえよう¹⁾。

鈴木啓祐(1971)²⁾は、1968年における日本文明圏の都市(人口52,000人以上の都市)を対象として、人口規模とその順位の間関係を解析し

$$\log P=-0.846\log R+6.80 \quad (3)$$

を得るとともに、東日本の都市と西日本の都市を対象に同様な解析を行って、ジップの順位・規模法則の検証を試

みている。

金本・徳岡³⁾ (2002) は、日本文明圏の 1980 年, 2000 年, 2010 年の約 30 年間に及ぶ都市雇用圏^{註(1)}の人口規模(人口 10 万以上の都市を対象)とその順位との関係を解析して、いずれの時点においても対数線形の関係が成立することを検証するとともに、その傾き $|a|$ は一定値を示すと述べている。

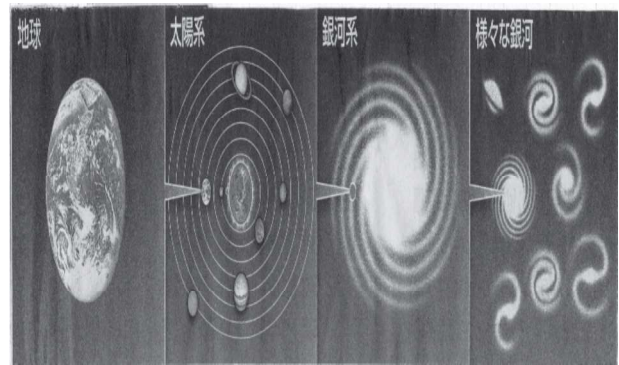
さて、上述のように、既往研究においても、都市の順位・規模法則に関する研究がなされていることが知られるが、必ずしも都市の順位・規模の内側に潜む都市の本質に関する認識が十分とはいえず、研究は仮説作業の段階にとどまっている^{4) 5) 6)}。そのため、都市の進化システムは現在何処にいて、何処に行こうとしているのかを検討するための理論モデルの開発と適切・正確な検証が必要とされている。

本研究は、都市の進化システムは、まさに恒星の進化システムを繰り返すという“反復説”を仮説立て、恒星の進化システムを根底に置く都市の進化システムを表現するひとつのモデルとして銀河都市論 (Galactic cities) を提唱し、これによって日本文明圏の都市の進化システムをまとめることを提案しようとするものである。

さて、ここで、「宇宙原理」とのアナロジーに関わる既存の都市論をレビューすれば、エベネッツァー・ハワード (E. Howard) の田園都市論 (Garden city) (1898) やこれを拡張したといわれるグラハム・ロバート・テーラー (Graham R. Taylor) の衛星都市論 ((Satellite cities) (1915) がある。⁷⁾

本研究では、ひとつの文明圏の数百から数千個の都市の進化システムを対象にするため、太陽系とは宇宙の階層構造において大きく異なる。しかし銀河に比べ遥かに小さな星の集まりである散開星団に注目し、星団の恒星の進化システムを根底に置く都市論を展開して、今後の日本文明圏における都市の進化システムの課題と展望を提案しようとするものである。

自然科学と都市学という異なる分野の現象を銀河都市論としてどのように結び付け統合するかが本研究の重要な課題であった。本研究が、今後の日本の都市の美しく機能的で個性的な故郷を創出する都市デザインの基盤となる都市論の展開を切り拓く礎となればと考えている。



図一1 宇宙の階層構造^{2,4)}

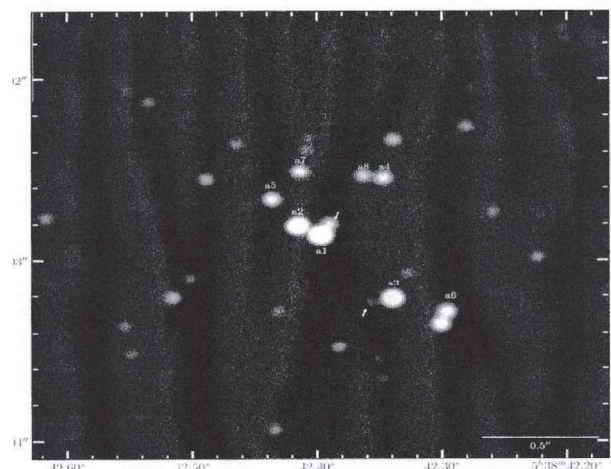
2. 宇宙の階層構造

(1) 宇宙の姿

宇宙は、その空間的スケールに応じた階層構造をなしている (図一1 参照)。図一1 に示されるように、地球の影響圏 (太陽に面した側で、地上約 2 万 km まで)、太陽系、銀河系、そして様々な銀河団によって構成される空間があるが、一般に宇宙とは地球の影響圏の外側の空間のことで、地球を含めた太陽の周りを回っている惑星の世界である惑星空間以遠を宇宙という。太陽系は、銀河系の中心から 2 万 8 千光年離れたオリオン腕と呼ばれる腕の中にある。

(2) 星団 (散開星団) と恒星

星間物質やちりが集まって、自ら輝く恒星 (星) となり、恒星は集団となって星雲や星団となり、そして銀河



写真一1 散開星団 (RMC 136) ¹⁰⁾

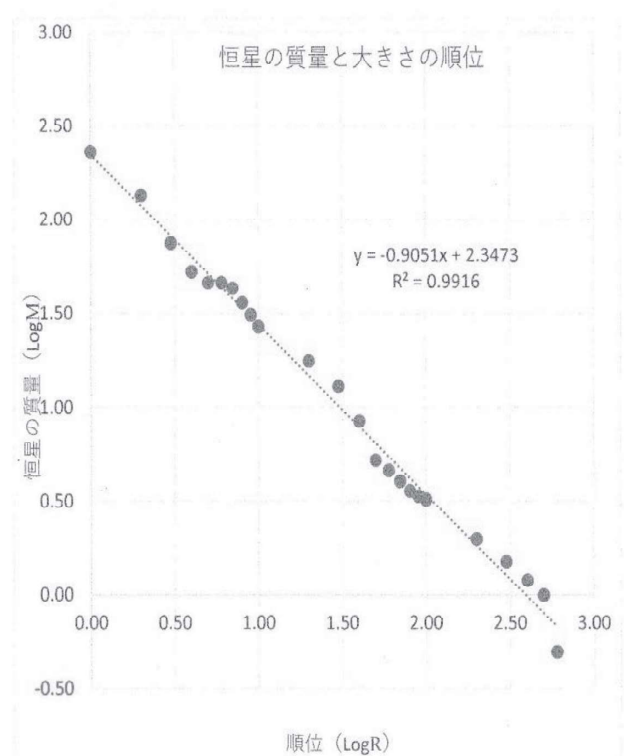
表一1 恒星の質量と大きさの順位^{9) 10) 23)}

順位	目録または制	質量M	LogR	LogM
1	R136a1	230.0	0.00	2.36
2	R136-19 (a6)	135.0	0.30	2.13
3	R136-27 (a8)	75.0	0.48	1.88
4	R136-46	53.0	0.60	1.72
5	R136-35	46.1	0.70	1.66
6	R136-40	46.1	0.78	1.66
7	R136-86	43.2	0.85	1.64
8	R136-62	36.1	0.90	1.56
9	R136-45	31.1	0.95	1.49
10	V3903 Sgr, R136-65	27.0	1.00	1.43
20	Y Cyg	17.7	1.30	1.25
30	CW Cep	13.0	1.48	1.11
40	QX Car	8.5	1.60	0.93
50	V539 Ara	5.3	1.70	0.72
60	V760 Sco	4.6	1.78	0.66
70	OGLE-LMC-ECL-13360	4.1	1.85	0.61
80	OGLE-LMC-SC9-230659	3.6	1.90	0.56
90	V906 Sco	3.4	1.95	0.53
100	V414 Pup	3.2	2.00	0.51
200	V459 Cas	2.0	2.30	0.30
300	NGC 2506 V4	1.5	2.48	0.18
400	KIC 6864859	1.2	2.60	0.08
500	V565 Lyr	1.0	2.70	0.00
600	YY Gem	0.5	2.78	-0.30

注1) 本研究で対象とした恒星の質量は、太陽の質量を基準とする0.5M_{solar}から196M_{solar}までの範囲のものである。

注2) Paul A. Crowther et al. (2016)²³⁾とVenu M. Kalari et al. (2022)¹⁰⁾のR136a1の最大質量の観測値を比較すれば、Kalariの観測値はCrowtherの観測値の0.622に相当している(196M_{solar}/315M_{solar}=0.622)。本研究では、この点に注目して、1位から10位までの質量はCrowtherの恒星の質量M_{solar+α-β}の観測値をKalariの恒星の質量M_{solar+α-β}の観測値に換算した値(観測誤差を考慮)を代表値としている【p9.注(2)参照】。

系等の天体をかたちづくる。ここに、星団とは銀河に比べて、ずっと小さい恒星の集まりを呼ぶ。星団は、球状星団(Globular clusters)、散開星団(Open clusters)、アソシエーション(association)に分類されるが⁸⁾、本研究では、半径が数光年~数十光年の範囲に、比較的若い種族Iの数十~数百個の恒星が集まっている散開星団に注目している(写真-1参照)。散開星団は球状星団に比べて恒星の質量のばらつきが大きくまばらに分布しており、ひとつの散開星団の恒星は総てほぼ同時に生まれたものとみなすことができるという。散開星団は銀河面(銀河赤道)の付近に数多く存在しこれまでに発見されたものは千個あるが、約2万個存在すると考えられている⁸⁾



注3) 0.1M_{solar}程度から27M_{solar}程度までの恒星の頻度分布であれば、恒星の質量と大きさの順位との関係に場所(星団)による大きな違いはあまり報告されていない。この点に注目して、本研究では10位から600位までの質量の大きさの順位についてDEBoat(2023.9.18)⁹⁾のデータを用いている。

図一2 恒星の質量と大きさの順位

3. 恒星の質量の順位・規模法則の仮説・検証

筆者等は、先行研究⁵⁾(2010)において、恒星の質量の順位・規模法則を仮説立て、その検証分析を試みている。しかし当時は、測定された恒星の質量数が少なく、特に大質量星(8M_{solar}以上)の質量の推定値の不確実性から、検証分析の評価のうえで課題が残された。

このような中、近年、伴星をもつ連星系による太陽の約27.3倍までの恒星の質量626個の測定値の一覧が発表された(2022)⁹⁾のを契機に、本章において、恒星の順位・規模法則の再検討を行ったものである。

なお、本研究では、大質量星の恒星の質量の限界値として、カラリ(Venu M. Kalari)(2022)の近年の研究結果¹⁰⁾を用いている。

本研究で得られた恒星の質量と大きさの順位を表一1に示す。先行研究では、恒星の質量(M)と大きさの順位(R)

の間には、べき乗則 $M=aR^b$ または対数線形式

$$\log M = -\beta \log R + \alpha \quad (\text{ここで, } \alpha = \log a, \beta = b) \quad (4)$$

という関係があるとしているので⁵⁾、本研究では 図-2 に示されるように、恒星の質量の対数を縦軸に、その大きさの順位の対数を横軸にとつて、最小二乗法を用いてパラメータ α, β を求めれば回帰式 (5) 式を得る。

$$\log M = -0.91 \log R + 2.35 \quad (\text{ただし, } M > 0.5M_{\text{solar}}) \quad (5)$$

(相関係数 $\gamma = -0.99$)

ここに、寄与率の値が $R^2 = 0.99$ (相関係数 $\gamma = 0.99$) を得て、高い説明力があるので、恒星の質量とその大きさの順位の間関係はべき乗則に従うといえ、弾性係数が $|\beta| = 0.91 > (1 - 0.1)$ であるので⁴⁾、(5) 式は太陽質量の約 0.5 倍 ($M > 0.5M_{\text{solar}}$) 以上の恒星でフラクタル構造を有することが分かる。また、(5) 式の切片 $2.35 \doteq \log 224$ であるので $169M_{\text{solar}} < 224M_{\text{solar}} < 230M_{\text{solar}}$ を満たす、つまり 切片の値はカラリ (Venu M. Kalari) (2022) によって大質量星の質量の限界値とされた $169M_{\text{solar}} < 196M_{\text{solar}} < 230M_{\text{solar}}$ の値を満たしている点に注目したい。¹⁰⁾

4. 平成の市町村大合併後の都市の順位規模法則の検討

平成の市町村大合併 (市町村合併特例法の施行：平成7年～17年) によって、市町村数は平成13年1月の3447市町村 (市695, 町2186, 村566) から、平成21年10月の1772市町村 (市783, 町798, 村566) へと半減し、市の数では12.7%増加したもの、町の数において63.5%、村の数において66.3%も減少し、町村は大きく消滅した。

ひとつの文明圏の都市の本質を簡潔に説明する法則に都市の順位・規模法則 (Rank-size rule) がある。ここでは、平成の市町村大合併後の令和2年 (2020) に実施された国勢調査の結果を基に作成した日本文明圏の都市 (市町村) の人口規模とその大きさの順位を表-2^{注(3)} に示す。

本研究でも、都市の人口規模 (P) とその大きさの順位 (R) の間関係は、べき乗則 $P=aR^b$ (a, b はパラメータ) に従う、または

$$\log P = -\beta \log R + \alpha \quad (\text{ただし, } \alpha = \log a, \beta = b) \quad (6)$$

表-2 都市の人口規模と大きさの順位 (2020)

順位	市町村名	人口 (人)	人口/5万人	LogR	LogP
1	特別区部	9,733,276	194.67	0.00	2.29
2	横浜市	3,777,491	75.55	0.30	1.88
3	大阪市	2,752,412	55.05	0.48	1.74
4	名古屋市	2,332,176	46.64	0.60	1.67
5	札幌市	1,973,395	39.47	0.70	1.60
6	福岡市	1,612,392	32.25	0.78	1.51
7	川崎市	1,538,262	30.77	0.85	1.49
8	神戸市	1,525,152	30.50	0.90	1.48
9	京都市	1,463,723	29.27	0.95	1.47
10	さいたま市	1,324,025	26.48	1.00	1.42
20	岡山市	724,691	14.49	1.30	1.16
30	市川市	496,676	9.93	1.48	1.00
40	柏市	426,468	8.53	1.60	0.93
50	吹田市	385,567	7.71	1.70	0.89
60	大津市	345,070	6.90	1.78	0.84
70	秋田市	307,672	6.15	1.85	0.79
80	市原市	269,524	5.39	1.90	0.73
90	草加市	248,304	4.97	1.95	0.70
100	春日部市	229,792	4.60	2.00	0.66
200	うるま市	125,303	2.51	2.30	0.40
300	あま市	86,126	1.72	2.48	0.24
400	柳川市	64,475	1.29	2.60	0.11
500	七尾市	50,300	1.01	2.70	0.00
600	糸魚川市	40,765	0.82	2.78	-0.09
700	滑川市	32,349	0.65	2.85	-0.19
800	大竹市	26,319	0.53	2.90	-0.28
900	栄町	20,127	0.40	2.95	-0.40
1000	河南町	15,697	0.31	3.00	-0.51
1100	芦別市	12,555	0.25	3.04	-0.60
1200	松川村	9,599	0.19	3.08	-0.72
1300	真室川町	7,203	0.14	3.11	-0.85
1400	大樹町	5,420	0.11	3.15	-0.96

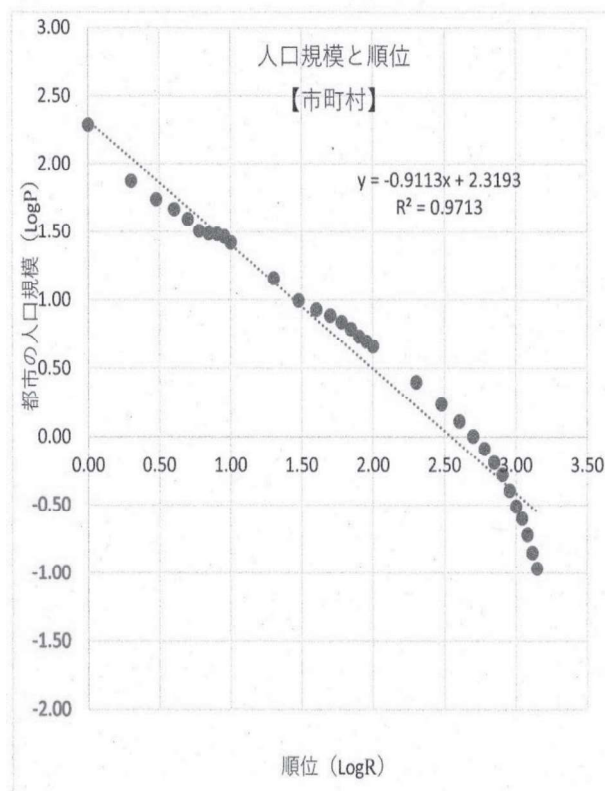


図-3 人口規模と大きさの順位

対数線形式 (6) が成立するとし、図-3に示されるように、都市の人口規模の対数を縦軸に、その大きさの順位の対数を横軸にとり、最小二乗法を用いてパラメータ α 、 β を求めれば回帰式 (7) 式を得る (表-2, 図-3 参照)。

$$\log P = -0.91 \log R + 2.32 \quad (\text{ただし, } P > 0.108P) \quad (7)$$

(相関係数 $\gamma = -0.99$)

ここで、 P_0 : 人口 5 万人 (市制施行の基準) を示す^{註(4)}
ここに、寄与率の値が $R^2 = 0.97$ (相関係数 $\gamma = -0.99$) を得て、高い説明力があるので、都市の人口規模とその大きさの順位の間の関係はべき乗則に従うことが知られ、弾性係数が $|\beta| = 0.91 > (1 - 0.1)$ であるので、(7) 式は人口規模 5,400 人以上の都市においてフラクタル構造を有することが分かる^{4) 11)}。

最後に、(7) 式をジップ (G. K. Zipf) に倣って、都市に働く統合の力 (Force of unification) と多様化の力 (Force of diversification) の観点から考察すると、日本文明圏の都市は近代完成期 (高度情報化社会) (2020) になって初めて統合の力と多様化の力の間に適度なバランス、つまり「多様の統一」性原理が成立していることが検証されたので^{註(5)}、(7) 式の都市の人口規模とその順位に根底を置く都市の進化システムは (5) 式の恒星の質量とその順位に根底を置く恒星の進化システムに比べて、都市化現象と自然現象という違いはあるものの、類似的現象 (analogic phenomenon) として議論できる状況に至ったと推論される^{5) 11)}。

5. 恒星の順位・規模法則と都市の順位・規模法則のアナロジーの検討

ここに、恒星の順位・規模法則とは恒星の質量に関する順位・規模法則 (Rank-size rule) のことであり、都市の順位・規模法則とは都市の人口規模に関する順位・規模法則のことである。

ところで、アナロジー (Analogy) 的思考 (二者連結的思考法) は、一般的に次に示す 4 つの点において有用である。①ターゲット (target analog) の新たな仮説の形成に貢献する。②ターゲットの理論の構築と発展に貢献する。③ターゲットの仮説及び理論の妥当性の検討において貢献

する。④ベース (source analog) に対する新たな解釈を示唆する点において貢献する¹²⁾。この章では、恒星の質量の順位・規模をベース (source analog) とし、都市の人口規模の順位・規模をターゲット (target analog) として、これらに有するアナロジーについて、適切・正確に推論し検証するため、ここでは、キース・ホリオークとポール・サガード (Keith J. Holyoak and Paul Thagard) のアナロジーの多重制約理論を適用し¹²⁾、ベースとターゲットの間の a) 対象や概念の直接的な類似性、b) 構造の類似性、c) 目的の類似性、d) そして、得られたアナロジーの有用性についての検討を行う。

a) 対象や概念の直接的な類似性の検討

自然科学と人文科学の融合の研究が注目されてきている中、本研究は、散開星団の恒星 (無機体) をベース (source analog) とし、日本文明圏の都市 (有機体) をターゲット (target analog) としてとりあげ、種類の異なるベースとターゲットの間を直接 “行きつ戻りつ” しながら、要素間に共通する抽象的な関係のパターンの類似性を見つけ出すことによって、複雑な都市群の進化システムと意味を実証的に追究しようとするものである。異なる分野の直接的な現象の観察あるいは調査を超えた推論ができるかどうかは本研究の重要な課題であった。

b) 構造の類似性の検討

ここでは、散開星団の恒星の順位・規模法則と、日本文明圏における都市の順位・規模法則 (2020) の類似性の検討を行ったものである。なお、ここで恒星とは恒星の質量を、都市とは都市の人口規模を意味しており、順位とはそれぞれの大きさの順位である。また、構造の類似性の比較にあたり、恒星の質量は太陽の質量で無次元化し、都市の人口規模は人口 5 万人 (市制施行の基準) によって無次元化したものであり、太陽質量の 0.08 から 196 (230) 倍または人口規模 5 万人の 0.11 から 195 倍の範囲のデータ (表-1, 2 参照) を分析対象としている。さらに、本研究では、ベースである恒星の質量とターゲットとしての都市の人口規模の対応付けが一对一、かつ首尾一貫して対応づけられているので、同型性が達成されているといえ、構造的観点から支持される。

c) 目的の類似性の検討

本研究の目的は、散開星団の恒星の進化システムと日

本文明圏における近代完成期（高度情報化社会）（2020）の都市の進化システムの中に有するアナロジーについて適切・正確に推論し検証することである。そのため、本研究では、「散開星団 R136 中の「個々の星」の質量と大きさの順位」に注目して、散開星団の恒星の質量の順位・規模法則を仮説検証し、わが国の平成の市町村大合併後の令和2年（2020）に実施された国勢調査の結果を基に作成した市町村人口の順位・規模法則と既述の恒星の質量の順位・規模法則との間に有するアナロジーについて推論しながら、恒星の進化システムと本文明圏における近代完成期（高度情報化社会）（2020）の都市の進化システムの中に有するアナロジーについて検証することを試みたものである。

d) 得られたアナロジーの力（有用性）の検討

近年、われわれは多くの危機に直面している。地球生態系の危機、国際規範崩壊の危機、社会規範崩壊の危機、社会組織溶解の危機、そして、個人の心の空洞化をもたらす高度情報化社会の危機がこれである。そのため、人間とそのありようの総体を都市デザイン（Urban design）という一貫した視座の基でまとめたいという欲求が今ほど強く抱かれるときはない^{13) 14) 15)}。本研究は、日本における近代完成期（高度情報化社会）の都市デザインの基盤となる国土のグランドデザイン（Grand design）の有用な情報を提供していると判断される。

6. 恒星の進化（一生）と都市の進化システムの類似性の検証

以上の検討を踏まえて、恒星の進化（一生）と本文明圏の都市の進化システムとの間の類似性について検証するために、まず、表-3に、恒星の質量の分類と恒星の進化（一生）の関係を示し^{8) 16)}、次いで、表-4に、既述の恒星の質量の分類と本文明圏における都市の人口規模の分類（水準）及び都市の進化システムの様相を示す。

なお、表-4の中欄には、従来の都市の分類（水準）の様相を示し⁷⁾、右欄には、近代完成期（高度情報化社会）（2020）の都市の分類（水準）と都市の進化システムの様相を示したものである。

表-3 恒星の質量と恒星の進化（一生）

恒星の質量	恒星の進化
太陽質量の40-200倍	原始星⇒主系列星⇒ウォルフ・ライエ星⇒Ib/Ic型超新星爆発⇒ブラックホール
太陽質量の8(10)-40倍	原始星⇒主系列星⇒赤色超巨星⇒主にII型超新星爆発⇒主に中性子星
太陽質量の約0.5-8倍	原始星⇒主系列星⇒赤色巨星⇒炭素酸素白色矮星⇒Ia型超新星爆発など
太陽質量の0.08-約0.5倍	原始星⇒主系列星⇒ヘリウム白色矮星
太陽質量の約0.01-0.08倍	原始星⇒褐色矮星

注1) 褐色矮星とは質量が小さいため水素の核融合を起こすに至らず、そのため恒星のように自ら光輝くことはできないが長い時間をかけてゆっくり冷えていく星のことである。

注2) Ia型超新星爆発は白色矮星に伴星からガスが降着することにより起こる、または白色矮星同士が合体することによって起こる現象である。このタイプの恒星の進化は、II型超新星やIb/Ic型超新星にみられる重い恒星の表層が激しく爆発することによって起こる進化とは異なるところに注目したい。

(1) 恒星の質量と恒星の進化システムの検討

表-3に示されるように、太陽質量の約0.01から0.08倍の恒星では、原始星⇒褐色矮星という一生を送る。太陽質量の0.08から約0.5倍の恒星では、原始星⇒主系列星になり⇒ヘリウム白色矮星という一生を送る。また、太陽質量の約0.5から8倍の恒星では、原始星⇒主系列星になり、赤色巨星から⇒炭素酸素白色矮星を経て⇒Ia型超新星爆発などの一生を送る。

太陽質量の8(10)から40倍の恒星では、原始星⇒主系列星になり、赤色超巨星を経て⇒主にII型超新星爆発の後、主に中性子星と呼ばれる小さいが密度の大きな天体（上限太陽質量の2倍以内¹⁶⁾）となり、そして、太陽質量の40から200倍¹⁰⁾の恒星では、原始星⇒主系列星になり⇒ウォルフ・ライエ星を経て⇒Ib/Ic型超新星爆発後、最後にブラックホールになる。つまり、恒星がどのような形で最期を終えるかは、その恒星の質量の大きさでおおよそ決まり、一般に、質量が大きければ、恒星の一

表一 4 恒星の質量の分類と都市の進化システム

恒星の質量の分類	従来の都市の分類	近代完成期の都市の分類 (都市の進化システム)
超大質量星 (Super massive star) 太陽質量の 200 倍以上		巨大都市 (Megacity : 都市圏人口) 1,000 万人以上
大質量星 2 (Very massive star) 太陽質量の 40~200 倍	巨大都市 100 万人以上	大都市 2 : 3 大都市圏中核都市~ 首府都市 (Metro Polis) 200 万~1,000 万人
大質量星 1 (Massive star) 太陽質量の 8(10)~40 倍	大都市 50 万~100 万人	大都市 1 (政令指定都市) 40 (50) 万~200 万人
中小質量星 (Middle and Small mass star) 太陽質量の約 0.5~8 倍	中都市 10 万~50 万人 小都市 5(3) 万~10 万人	中小都市 (中核市・中心市を含む) 5(3) 万~40 万人
低質量星 1 (Low mass star) 太陽質量の 0.08~約 0.5 倍	町村 5(3) 万人以下	町 (town) 4,000~5(3) 万人
低質量星 2 (Very Low mass star) 太陽質量の約 0.01~0.08 倍		村 (village) 500~4,000 人

注 1) 巨大都市 (Megacity) とは、居住区や人口密度が連続する都市的集積地域の居住者が 1,000 万人を超える都市的地域をいう (国際連合統計局の定義, 2005)

生は短いが華々しいものになり、小さければ、地味だが長い一生を送ることになる^{8) 16)}。

(2) 恒星の質量の分類と都市の進化システムの検討

一般に恒星の質量の分類は、太陽質量の 8 (10) 倍以上の大質量星とその値未満の中小質量星に二大別して示されることが多い。ここでは、恒星の進化システムと都市の進化システムのアナロジー (Analogy ; 類似性) について検討するため、表一 4 の左欄に示すように、上述の大質量星の質量をさらに 2 分類し、中小質量星未満の恒星の質量を低質量星の質量と定義して、2 分類追加して、①大質量星 2 (太陽質量の 40~200 倍)、②大質量星 1 (太陽質量の 8(10)~40 倍)、③中小質量星 (太陽質量の約 0.5

~8 倍)、④低質量星 1 (太陽質量の 0.08~約 0.5 倍)、⑤低質量星 2 (太陽質量の約 0.01~0.08 倍) の 5 分類で示すとともに、最後に大質量星 2 以上の大きさの恒星の質量を超大質量星として定義して 1 分類を追加し、表一 4 を作成した (表一 4 参照)。

なお、ここで対象とした恒星の質量は、太陽の質量を基準とする恒星約 $0.01 M_{\text{Solar}}$ から 200 (230) M_{Solar} の範囲のものである¹⁰⁾。また、表一 4 の中欄に従来の都市の人口規模による分類を示し⁷⁾、右欄に近代完成期 (2020) の都市の人口規模による分類を示す。

表一 4 に示されるように、恒星の質量の分類と同様に日本文明圏の都市の分類においても人口 5 万人 (市制施行の基準) の約 10 倍の 50 万人以上の大都市とその値未満の中小都市に二大別して示されることが多い。ともあれ、ここでは、ジップ (G. K. Zipf) (1941) の近代形成期の時代とは異なり、「多様の統一」、または有機的な秩序ある体系としての都市 (Mezo-cosmos) の実現を目標とする近代完成期 (高度情報化社会) (2020) の注⁶⁾ 都市の進化システムを検証するため、表一 4 の右欄に示すように、大都市の人口規模を 2 分類し、中小都市未満の人口規模を町と村に 2 分類する、①大都市 2 (市制基準人口 5 万人の 40~200 倍)、②大都市 1 (市制基準人口 5 万人の 8(10)~40 倍)、③中小都市 (市制基準人口 5 万人の約 0.5~8 倍)、④町 (市制基準人口 5 万人の約 0.08~0.5 倍)、⑤村 (市制基準人口 5 万人の 0.01~0.08 倍) の 5 分類にて示す。なお、ここで対象とした日本文明圏の都市の人口規模は、約 500 人 (市制基準人口 5 万人の 0.01 倍) から 約 1,000 万人 (市制基準人口 5 万人の 200 倍) の範囲のものである。

ところで、この中、大都市 2 の分類には、日本文明圏の都市の統合の力を象徴する「東京 23 区の人口規模 973 万人 (市制基準人口 5 万人の 195 倍) (2022) を始め、(以下、市制基準人口を省略)、3 大都市圏の中核都市である横浜市 : 378 万人 (76 倍)、大阪市 : 275 万人 (55 倍)、名古屋市 : 233 万人 (47 倍)」の 1 特別区 3 市が存在し^{注 7)}、大都市 1 の分類には、都道府県に準ずる権限を行使できる政令指定都市 (指定基準 : 主に人口 50 万人以上の都市) (1956) を中心に 50 万人 (市制基準人口 5 万人の 10 倍) 以上の都市が存在することは興味深く思われ

る(表-2参照)。

次いで中小都市の分類に注目すると、都道府県の権限の一部を行使できる中核市(指定基準:主に人口20万人以上の都市)(1995)が存在し、近隣市町村の「定住自立圏の交流の拠点」となる中心市(指定基準:人口5万人程度以上(少なくとも4万人を超えていること)で、昼夜間人口比率>1の都市)が存在することが分かる。これらの中小都市の進化は、Ia型超新星の進化から示唆されるところの、主として中心都市への近隣市町村からの通勤・通学人口の増加に伴う(合併1市型)や隣接する都市同士の合併に伴う(複眼型)の進化のタイプが多いところが注目される²²⁾注(8)。

最後に、本研究によって得られた町の人口規模の下限值5,400人(わが国の市制施行基準の人口5万人×0.108)の値が、降矢によって山形県内の19村を対象に財政効率の改善を目的として実施された調査分析(1950)を通して得られた、町の適正人口規模4,000人(わが国の市制施行基準の人口5万人×0.08)以上¹⁹⁾注(9)という値に近似していること、そして、本研究を通して得られた村の基礎集落の人口規模500人(わが国の市制施行基準の人口5万人×0.01)の値が、森尾・河上による中山間地域における「小さな拠点」の成立可能性の検討の研究を踏まえて得られた将来(2050)²⁰⁾の日本の中山間地域の村落の「小さな拠点」の予測人口500人に一致していることは実に興味深く思われる。

さて、本章においては恒星の進化システムと日本文明圏における近代完成期(2020)の都市の進化システムの類似性の検証分析を試みたが、令和2年(2020)年の国勢調査人口1億2,615万人が50年後の将来人口は8,700万人(約69%)に減少すると推計される中²¹⁾、今後とも、第3章の(5)式で示されるところの「宇宙の秩序(Macro-cosmos)」に照応する第4章の(7)式で示されるところの都市の秩序(Mezo-cosmos)を持続可能にするためには、日本文明圏における都市の統合の象徴である「首都東京」と美しく機能的で個性豊かな故郷を創出するための中心市(中核市を含む)を地域の核とし、「情報共有のためのループとフィードバック・ループ」を備えた高度情報化社会対応の新たな「定住自立圏」²²⁾との「共進化」を図ることが必要であると思われる。

7. 結 論

本研究は、「都市は星(恒星)の申し子」であるという“反復説”を仮説立て^{註(10)}、散開星団R136の恒星群の進化(一生)と日本文明圏の都市群の進化の本質の解釈に務めながら、恒星と都市の進化の関係を検討することによって、これを基に日本文明圏における近代完成期(高度情報化社会)の都市のランドデザインの方法を述べたものである。得られた主な結果を要約すれば、以下のように示される。

① 散開星団R136の恒星の質量をM、その大きさの順位をRとしたとき、RとMの間にはべき乗則 $M=224R^{0.91}$ または対数線形式 $\log M=-0.91 \log R+2.35$ という関係がある(ただし、 $M>0.5M_{\text{Solar}}$ (相関係数 $\gamma=-0.99$)。つまり、M型星以上の星であれば、恒星の質量とその順位の間には順位・規模法則(rank-size rule)が成立し、その構造はフラクタル構造を成すことをみいだした。

② 令和2年(2020)10月1日の国勢調査資料を基に、わが国の都市(町村を含む)の人口をP、その大きさの順位をRとしたとき、RとPとのあいだには $P=209R^{0.91}$ 、または対数線形式 $\log P=-0.91 \log R+2.32$ という関係がある。

【ただし、 $P>0.108P_0$ 、 P_0 ;人口5万人(市制施行の基準)を示す】(相関係数 $\gamma=-0.99$)。つまり、約5,400人以上の人口規模であれば、日本の人口規模とその順位の間には順位・規模法則が成立し、その構造はフラクタル構造を成すことをみいだした。

③ 恒星の順位・規模法則と都市の順位・規模法則の類似性の推論を踏まえ、恒星の質量を根底に置く新たな都市の分類として、巨大都市、大都市(2タイプ)、中小都市、町、村の5地域の分類を行った。そして、これに“共進化”の概念を導入して首都東京と地方都市、特に地方の中小都市との共進化の観点から都市の進化システムの検討を行った。その結果、日本文明圏における自然と文明の調和を考え、美しく機能的で個性豊かな故郷を創出する都市のランドデザインのひとつの方法を提案することができた。

論文

謝辞

本研究の推進にあたり、岩手大学名誉教授岩崎正二・岩手大学竹原明秀教授をはじめ、一般財団法人東北開発研究所の研究員の皆様には多くの助言と励ましを頂きました。ここに御礼申し上げます、また、本研究に最後までご協力いただいた環境創出研究所代表の船水正雄様に感謝します。なお、本研究は令和4年度一般財団法人東北開発研究所の自主研究として行ったものであり、ここに記して深謝します。

付録

注(1)なお、釜本・徳岡の提案する都市雇用圏(Urban Employment Area: UEA)は:(1)中心都市をD. I. D. 人口によって設定し,(2)郊外都市を中心都市への通勤率が10%以上の都市とし,(3)同一都市圏内に複数の中心都市が存在することを許容する都市圏としている。

注(2)表-1の1位から10位の恒星の質量はDEBeatの合計質量と散開星団R136の(全)質量と初期質量関数を念頭に置きながら、Paul A. Crowtherの観測した散開星団R136の恒星の質量(2016)を大きさの順に1位から30位まで並べ、その中から等間隔サンプリング(Systematic sampling)によって10個の恒星の質量を選び出し、これらの恒星の質量をVenu M. Kalariの恒星の質量に換算したものである。なお、本研究では、スタート番号(start number)をR136a1の質量とし、サンプリング間隔(sampling interval)を3としている。

注(3)国勢調査による日本の市の法定人口とその順位、町の法定人口とその順位、村の法定人口とその順位を基に、筆者が作成した市町村を包含した市町村の法定人口とその順位を示す。

注(4)恒星は太陽質量の0.6倍(M型星)以上で主系列星となる。一方、わが国においては市制施行の基準を人口5万人としているが、合併市町村を促進するため人口5万人の0.6倍の人口3万人から市制を許した時期があり、現在地方の小都市の中には人口規模3万人の都市が存在する。そのため、恒星の質量の中における太陽の質量の位置づけに対応する日本文明圏における都市の人口規模を適切・正確に推論し検証して、都市の進化システムを検討しようとするとき、都市の人口規模5万人を市制施行基準として設定したことの意義は極めて大きいといえる。

注(5)過度な統一は単調を生み出だし、過度な変化は混沌を生み出す。そのため、「多様の統一」の原理は、単調すぎず、不規則

すぎず、二つの要素をバランスよく備えているため、1/fゆらぎによっても示され、多義性、成熟度、固有性、快適性、心地よさ、共進化等のバランス指数(Balance index)として用いられることが多い。

注(6)古代の都市史、中世の都市史、近代の都市史はいずれも形成期と完成期に二分別して記述されることが多い。本研究においては、近代を世界史(15世紀~25世紀/1千年紀)、日本史(18世紀~24世紀/600年)と仮定しているの、世界史的視点からは、現代はすでに近代完成期(高度情報化社会)に達しており、日本史的視点からは、間もなく近代完成期(高度情報化社会)達するとしている。

注(7)大都市論者として著名なル・コルビジエ(Le Corbusier)は「緑・太陽・空間」をキャッチフレーズに、都市の計画人口は300万人(わが国の市制施行基準人口5万人×60倍)¹⁷⁾¹⁸⁾程度が必要であるとして「人口300万人の都市」(1924)を提案している点に注目したい。なお、(5)式より恒星の質量の限界値を求めれば、太陽質量の約224倍の値を得る。ここで太陽質量を日本の市制施行基準人口5万人に類比させて東京23区の人口の限界値を求めれば、1,120万人となる。日本文明圏の人口減少現象が進行する中、令和6年1月30日現在の東京都は転入者が転出者を上回る転入超過人口が6.8万人である(総務省調査/朝日新聞提供、2024.1.31)。依然として東京への一極集中が強いが、東京23区の将来人口の限界値を示唆する研究は少ない。

注(8)ドイツの都市計画者ゴットフリート・フェダー(Gottfried Feder)は、Le Corbusierが大都市論を唱えたのに対し、都市は小都市の方が環境・機能・効率の点で優れていると考え、人口2万人の小都市(Die neue Stadt)(1939)を最適規模の都市として提案した。しかし、そのためには、日常中心、週間中心、月間中心の生活圏の構想が必要であるとしており⁷⁾、フェダーの小都市論はわが国の定住自立圏構想の原型であると解釈できる。

注(9)4,000人/km²の人口密度をもった地区の人口が1ブロックとして5,000人以上になった場合、人口集中地区(Densely inhabited district:D. I. D.)と呼ぶが、解析結果から得られた市町村人口の下限値としての5,400人(基準人口5万人×0.108倍)の値は上述のD. I. D.人口に近い。また、C. A. Perryの提案した近隣住区(Neighbourhood unit)計画の人口は約5,000~10,000人であるので、その下限

値5,000人に近い。なお、わが国の町としての要件は都道府県の条例で定めることになっているが、人口規模においては約4,000～8,000人とされることが多い。5,400人という値は町の成立要件としての下限値4,000人に近似した値であり、興味深い結果を得たといえる。

注(10) ここでは、ある文明圏の都市(群)の進化システムはその根底をなす星団の恒星(群)の進化システムを繰り返す。つまり、ある文明圏における都市の進化システムは古代の単調なシステムから中世の進化システムを経て近代の多様な進化システムへと胎生的に進化する。そして、近代完成期(高度情報化社会)の都市に至るにつれて、都市の進化システムと恒星の進化システムの間で平行関係を見出すことができるようになるという、いわゆる“反復説”仮説を簡潔に述べたものである。

参考・引用文献

- 1) 石水照雄・奥野隆史編:計量地理学, pp. 41-61, 共立出版, 1975
- 2) 鈴木啓祐:都市の履歴書, 科学朝日, 12月号, p. 71, 1971
- 3) 金本良嗣・徳岡一幸:日本の都市圏設定基準, 応用地域学研究, Vol.7pp. 1-15, 2002
- 4) 吉村弘:都市の順位・規模の法則について—1990年の日本の場合—, 地域経済研究6号, pp. 37-42, 広島大学経済学部附属地域経済研究センター, 1995
- 5) 安藤昭・原田房信:銀河都市論, 観光まちづくり学会誌 Vol. 7, pp. 7-13, 2010
- 6) 高山雄貴:空間経済分析と新経済地理学 経済活動の都集積メカニズムを考慮した経済モデル—都市計画 Vol. 66, No2, pp. 18-21, 日本都市計画学会, 2017
- 7) 加藤晃・竹内伝史:新・都市計画概論, 改訂2版, 共立出版, 2006
- 8) 長沢工:宇宙の基礎教室, pp. 94-100, 地人書館, 2002
- 9) DEBCat, Catalogue of the physical properties of well -Studied eclipsing binaries, the poster, the Kopal conference in Litomyšl, Czech Republic, 2023.9.18
- 10) Venu M. Kalari, et al., Resolving the Core of R136 in the Optical, The Astrophysica Journal, 935-162(11pp), 2022
- 11) 安藤昭:都市の評価イメージの順位・規模法則の検討と都市デザインの日標設定への適用に関する実証的研究, 観光まちづくり学会誌, Vol. 17, pp. 3-8, 2020
- 12) Keith J. Holyoak and Paul Thagard, MENTAL LEAPS-Analogy

in Creative Thought, アナロジーの力—認知科学の新しい探求—, 鈴木宏昭/川原哲雄監訳, 新曜社, 1995

- 13) 安藤昭・赤谷隆一:感覚統合理論による都市景観設計の体系化, 土木学会論文集, No653, PP. 63-75, 2000
- 14) 安藤昭:都市の胎生的進化モデルの検証について—西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして—, 観光まちづくり学会誌, Vol. 11, PP. 51-67, 2014
- 15) 安藤昭:人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化のアナロジーの検討に基づく未来都市(成熟時代の都市)の予測について, 観光まちづくり学会誌, Vol. 13, PP. 29-43, 2016
- 16) 新星出版社編集部, 宇宙の仕組み, 新星出版社, 200
- 17) L. R. Yungelson, et al., On the evolution and fate of super-massive stars, Λ & Λ 477, 223-237, 2007
- 18) 細川隆史:大質量星形成と原始星進化, 天文月報第102巻第10号, PP. 595-603, 2009
- 19) 降矢敬義:最近における市町村の分離統合問題, 公務員, Vol. 5, No. 6, 33-36, 1950
- 20) 森川淳・川上翔太:中山間地域における「小さな拠点」の成立可能性の検討に関する基礎的研究—小さな拠点と周辺地域の人口動態分析—, 都市計画論文 Vol. 50, No3, 日本都市計画学会, 2015
- 21) 澤美帆・守泉理恵・別府志海:国立社会保障・人口問題研究所:日本の将来推計人口(令和5年推計)結果の概要, 2023
- 22) 国土交通省:「国土のグランドデザイン 2050—対流促進型国土の形成」, 2014

引用文献(恒星の質量・図・写真を引用)

- 9) DEBCat, Catalogue of the physical properties of well -Studied eclipsing binaries, the poster, the Kopal conference in Litomyšl, Czech Republic, 2023.9.18
- 10) Venu M. Kalari, et al., Resolving the Core of R136 in the Optical, The Astrophysica Journal, 935-162(11pp), 2022
- 23) Paul A. Crowthr, S. M. Caballero-Nieves, et al., The R136 star cluster dissected with Hubble Space Telescope/STIS.I. Far-ultraviolet spectroscopic census and the origin of He II λ 1640 in young star clusters, Advance Access Publication 2016
- 24) 佐々木克司:グラフィック, The Asahi Shinbun, 2008

(2023年10月23日 受付)

論 文

The fundamental study on harmony in nature with urban-civilization depend on analogous reasoning in creative thought between the evolution of the fixed stars of the star cluster and the evolution of the cities within the sphere of Japanese civilization—A theory of galactic cities—

Akira ANDO and Tsuyoshi ISHIGAKI

It is the most effective method for the assessment of system of evolution of Japanese cities to analogize between rank-size rule of mass of fixed stars and rank-size rule of population of cities in Japan. In this paper, in the first place, the hypothesis and verification of rank-size rule of mass of fixed stars are performed. And in the next place, the examination of rank-size rule of population of cities in Japan (2020) are performed.. And the last, through analogous reasoning in creative thought which lie between rank-size rule of mass of fixed stars and rank-size rule of population of cities, I examined to clear the system of evolution of Japanese cities (2020) which is based on the system of evolution of fixed stars of open cluster. And thus, a grand design of cities to harmonize nature with urban-civilization in Japan has been systematically discussed.

国際航空におけるさらなる自由化の必要性

: 航空業界の激変する市場環境と依然 かわらない政策介入

塩谷さやか¹

¹正会員 博士(学術) 埼玉学園大学教授 経済経営学部

(〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 1510 番地)

Email: sayaka.shiotani0808@gmail.com

2007年の安倍政権下における「アジア・ゲートウェイ構想」と、それに続く2010年の国交省「成長戦略会議報告書」によるオープンスカイ協定の拡大政策提案は、戦後一貫して世界の国際航空自由化の動きに背をむけて、オープンスカイ協定を否定してきた日本の航空史からすれば、政策を180度転換させる、画期的な措置と評価できる。しかし、この航空自由化には、世界に遅れた分を取り戻すには、まだ多くの課題が残されているし、世界標準に追いつくだけでなく、それを先取りする革新的な政策を実施しなければ、世界との差は縮まらない。本稿では、航空政策の展開をひもといて世界的な自由化の動きを概観し、航空自由化の必要性を議論したのち、首都圏空港政策に焦点をあて、オープンスカイ協定の徹底、首都圏空港容量の拡大、羽田の完全国際化、空港民営化等を考察する。

Key Words: *airline deregulation policy, metropolitan airport capacity, airport privatization, foreign investment restrictions, cabotage regulations*

1. はじめに: オープンスカイ政策とは

現在、世界の航空政策は、国際航空の自由化＝「オープン化」を進める「オープンスカイ政策」が主流となっている。戦後の各国の航空政策では、長期にわたり保護主義的な体制が維持されてきたが、1980年代から、規制緩和・自由化を背景に国際航空においても二国間協定を自由化の方向で締結する国々が登場し、2000年代に入ると、先進国間だけでなく、航空輸送産業の発展しているアジアの中進国間においても、自由化協定が一般的となり、さらに、EUが2007年2月にアメリカとの間でオープンスカイ協定を結ぶなど、オープンスカイ政策は世界各国に広がっている。

これに対して、日本の国際航空政策は、諸外国に一对一对の路線設定を求める保護主義的な「シカゴ・バミューダ体制」にもとづく枠組みを堅持してきた。しかし、世界的なオープンスカイ政策の流れに遅れること20年、2007年6月、政府は、経済諮問会議と規制改革会議の意見に基づき、「アジア・ゲートウェイ会議」の答申という形で、「オープンスカイ構想」を表明し、航空局もこれを基本的には了承した。その後2007年8月には、日韓の間で羽田・成田を除き相手国空港に自由に路線設定ができる日韓航空協定自由化改訂が行われ、同年11月には国土交通省が地方空港のオープン化を発表、外国航空会社は首都圏を除く地方空港へ自由に参入できることとなった。これは、日本の国際航空政策を180度転換させる大きな動きであり、日本の空も世

論文

界標準のオープンスカイ政策に向けて、スタートを切ることとなったのである。

ただし、日本の国際航空政策が真の自由化政策に到るには未だ多くの課題が残されている。自由化を標榜したオープンスカイ構想を評価するには、これまでの政策の流れの概略を理解し、かつ、自由化の妥当性についての理論的検討が前提として必要となる。そこで、本稿では、まず、戦後の日本と世界の航空政策の流れを概観し、航空自由化にいたる経緯を整理したうえで、航空自由化に対する規制の妥当性を検討したのち、それを踏まえて、国際航空分野におけるオープンスカイ協定に対応した改革のあり方を、主に首都圏空港問題との関連で論ずることにしたい。なお、本稿の前半部分は、塩谷さやか(2010)「日本の航空政策と空港政策の問題点～アジア・ゲートウェイ構想を中心に～」を加筆・修正したものである。

2. 規制緩和政策の経緯と航空自由化に対する規制の正当性

戦後 1970 年代までの間は、世界の航空輸送事業は、幼稚産業保護論の観点から、保護事業として政府の規制を受けることが当然と考えられ、厳しい参入規制と価格規制を受けてきた。しかし、1970 年代後半から、世界は規制緩和の動きを示すようになった。

米国では、1960 年代後半頃から、競争抑制的な需給調整規制の非効率性について批判的な議論が活発化し、CAB (Civil Aeronautics Board: 民間航空委員会) の在り方を含めて、規制見直しの機運が高まり、1978 年の「航空運送事業規制撤廃法

(Airline Deregulation Act)」に基づいて規制撤廃政策が推し進められ、市場参入の完全な自由化と価格の自由化が段階的に実現され、1985 年には経済的規制当局である CAB 自体が解体された。

また、欧州各国でも、米国より少し遅れて自由化が段階的に始まった。欧州各国では国内市場が小さ

いため、規制緩和と自由化の圧力は欧州内の国際航空輸送の自由化に向けられ、英国と各国との間の二国間航空協定のオープン化を皮切りに、EU 内の航空自由化が進められ、これは後に、EU 全体の共同政策方針となり、1990 年代初頭までにはほぼ自由な共通航空政策が EU 全域に導入された。

このように歴史の古い米国と欧州の自由化に比べて、日本は大きく遅れをとった。航空輸送市場に対する規制の歴史は、1970 年代までは、日本と欧米とでそれほど変わるものではなかったが、1970 年代以降、日本は規制緩和の世界的な流れの中から取り残されていった。

米国や英国がすでに規制緩和を徐々に進め始めた 1970 年代、日本は、いわゆる「45・47 体制」の下で、定期航空の完全な市場別棲み分けによって航空輸送産業の保護を図ろうとしていた。「45・47 体制」とは、当時の航空主要 3 社 (日本航空、全日空、東亜国内航空 (後に日本エアシステム)) の担当領域を厳密に規定し、国際線は日本航空 1 社に限定した保護的な政策であった。

1980 年代に入って航空輸送が飛躍的に発展し、1986 年によく「45・47 体制」は撤廃されたが、厳しい需給調整規制はその後も継続された。この時期、すでに米国でも欧州でも規制緩和が主要な流れであったのに対し、日本では、欧米に比べて規制緩和政策への転換が遅れたのである。その後、運賃規制については、1994 年に割引運賃の一部届出制が採用され、また、普通運賃について「幅運賃制度」が 1996 年に導入されて、幾分は緩和されたものの、新規参入の可能性については、混雑空港の発着枠の制約を理由として、(旧) 運輸省・大手航空会社とも長らく否定的であった。

戦後長期にわたって政府の厳しい参入・価格規制下にあった日本の航空輸送市場が、自由化に向けての第一歩をようやく踏み出したのは、1996 年であった。この年、スカイマーク、エアドゥの 2 社が新規参入の意向を示し、これが行政改革委員会や世論の支持を多数得たことにより、(旧) 運輸省は方針転換を図らざるを得なくなった。新規参入 2 社の参入

を認める一方で、ようやく 2000 年に航空法が改正されて需給調整規制が廃止され、基本的には参入・便数・運賃の制度上の自由化が達成された。米国の航空規制撤廃法が 1978 年に成立したのと比べると、20 年以上も遅れたことになる。

アジア・ゲートウェイ構想は、形の上にはせよ、また、表面上だけにせよ、日本がはじめてオープンスカイ政策を認めたという点で評価される。世界の国際航空政策は、第 2 次大戦後にシカゴ＝バミューダ体制が確立して以来、自国航空会社と外国航空会社の間での競争を制約し、自国航空会社の不利にならないよう、2 国間で権益を平等に交換する硬直的かつ競争抑制的な航空協定にのっとって運営されてきた。

ところが、世界的な規制緩和の流れの中で、国内航空に続いて国際航空の分野でも、自国航空会社の保護を否定して競争を認める自由化が進展し、21 世紀はじめには、先進国間の国際航空輸送の中で、自国企業を保護するために、外国航空会社の乗り入れを制限する保護主義的な政策をとるのは、日本だけといった状況になった。しかも、先進国だけでなく、発展途上国においても、航空輸送の進んだ東南アジアや韓国などは、自由化国際航空政策を早くから導入してきた。

このように、世界の国際航空の自由化が進む中で取り残されてきた日本だが、国内の規制緩和を曲がり形にも 2000 年に実施したのち、ようやく自国航空会社に対する保護政策が日本経済と利用者便益にとってマイナスであるだけでなく、日本の航空会社にとっても不利であることが理解されるようになってきた。

すなわち、これまで日本が諸外国と結んできた航空協定では、日本が A 地点乗り入れを認めれば相手国も A 地点、日本が 5 便なら相手も 5 便という相互主義をとることによって競争を抑制してきたのだが、これを、「お互い自由にどこにでも何便でも飛ばしてよい」とするオープンスカイ協定に改訂したのである。

アジア・ゲートウェイ構想に基づいて改訂された 2 国間航空協定では、地方空港への乗り入れ自由化のほか、権益の交換の範囲を広げたことも進歩であった。従来は、それぞれ航空交渉の各項目ごとに、2 国間で同じ数値でなければ妥結に至るべきではないとの考えを日本は行っていたのに対し、取引の内容を、権益項目を越えて行う柔軟な形にした。

たとえば、2 国間での便数に差があっても、以遠権で穴を埋めることを認めるといった方法もとられ、相互の権益を制限する主義から、相互の権益を拡大する主義に方向が転換された。

残念ながら、アジア・ゲートウェイ構想では、航空局の強い抵抗があって、実質的には、過去のトレンドを追認したに過ぎなかった。

すなわち、首都圏の空港以外は、外国航空会社の乗り入れは実質的にそれまでも自由になっており、ソウル線に典型的に示されるように、運航は外国航空会社だけで、日本の航空会社は興味を示さない状況にあった。地方空港に関する限り、オープン化は先取りされていたのを、アジア・ゲートウェイ構想で正式に認めて、航空協定の内容を実態にあわせて書き換えを行ったに過ぎない。関西と中部に関しても、日本の航空会社が反対するから便数を制限するという状況はなく、やはり実質的に自由であった。すなわち、日本が実態的にもオープンスカイ政策を表明できるには、首都圏のオープン化が必要なのである。外国航空会社がすすんで入りたがらないところを「開放した」といっても、あまり意味はない。

それでも、日本的な基準では、ゲートウェイ構想は、「オープンスカイ協定を日本が初めて実施するとアナウンスした」という点で、提案者の規制改革会議と安倍政権は、「実」を航空局に残したまま、「名」は得たのであった。¹⁾

この点を 1 歩進めたのが、成長戦略会議であった。そこでは、さらなるオープン化が提案され、ゲートウェイ構想ではオープン化対象となっていなかった首都圏、関西圏、中部圏も外国航空会社の乗り入れを自由に認めることにしたのである。関西圏と中部圏は実質的にオープン化されていたから、最も重要

論文

なのは、首都圏（成田と羽田）への参入自由化が宣言された点である。その第1号として、2010年に日米航空協定がオープンスカイ型に改訂された。成長戦略会議では、このほか、物流事業者が国際貨物チャーター便を自由に設定できるようになった。

しかしながら、2000年の航空法改正により、法律上は米国とほぼ同水準の航空自由化が達成されることになったものの、半世紀にわたって続いた規制政策の影響と、規制によって形成された市場の寡占構造は依然継続されていた。

すなわち、日本の規制緩和は、欧米のそれに比べて時間的遅れをとったため、規制緩和の遅れだけでなく、その程度が不十分であり、長年の規制の影響が強く残っていると考えられる。需給調整の撤廃と

いいながら、依然、規制当局が航空会社をコントロールできる状況下に置かれている。オープンスカイ構想は、こういった規制主義の一大転換を国際航空について図ろうとしたものであったが、後述するように、日本の伝統的な規制環境のもとでは、十分な成果をあげることができなかった。²⁾

3. 規制緩和・競争促進政策の意義と妥当性

それでは、こういった規制緩和政策の理論的な妥当性はどこにあるのだろうか。この点を以下で検討して行きたい。

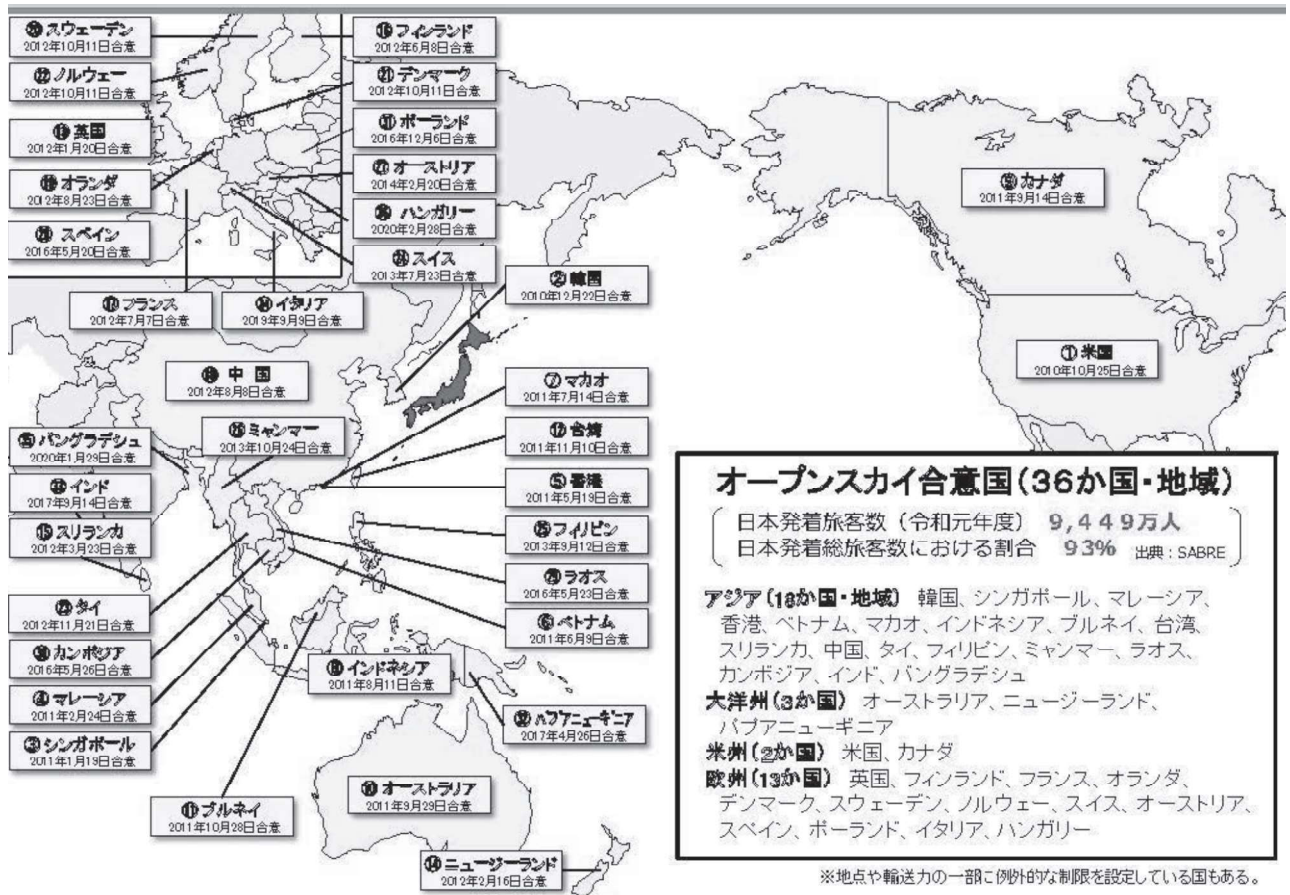


図1 オープンスカイ交渉の進捗状況について³⁾

(出典：国土交通省(2021)「オープンスカイ交渉の進捗状況について」)

(1) 需給調整規制の伝統的な根拠

戦後長い間にわたって、航空輸送市場に強い需給調整規制が課されてきた根拠としては、①幼稚産業の保護・育成、②規模の経済性が大きいと考えられ

ていた航空輸送産業における破滅的競争の回避、③赤字が予想されるが社会的に必要なと思われる路線を内部補助する原資の確保、といった点があげられる。

一方、需給調整規制が課される場合には、価格規制やサービスの質に関する規制が課されるのが普通である。需給調整規制によって競争が抑制されると、格が独占的に決定されたり、サービスの質の低下が危惧されたりするからである。さらに、価格規制のもとでは事業者は非価格競争を行なうことがしばしばであり、これを防止するためにも、さまざまな質の規制が課されてきた。

しかし、これらの論点は、以下のように、現代においては妥当性を持たないと考えられる。

(2) 現代の航空輸送市場における需給調整規制の根拠の喪失

まず、幼稚産業の保護という点で、現代の発展した航空輸送市場を目の当たりにすれば、これらを幼稚産業とみなすのは、大きな抵抗があるだろう。

初期の航空輸送産業は、たしかに、相対的に莫大な資金が必要であり、経営ノウハウも乏しく、この産業への投資は不確実であり、投資家は限定されていた。厳しい参入規制によって競争を抑制して航空会社を保護したり、また、国が特定の航空会社に資本参加するといった形で、この保護・育成策は各国で実行されてきた。

しかし、航空輸送産業の成長にともない、これを幼稚産業として保護し、競争を抑制することは不当と見られるようになってきた。

次に、規模の経済性について検討しよう。多くの先行研究では、航空輸送産業は、ほぼ収穫一定あるいは規模の経済性があってもわずかであるという結論が示されている。⁴⁾航空輸送産業は鉄道と異なり、空港施設などの下部構造は航空会社が運営しているわけではなく、それゆえ固定施設にかかる費用の占める比率は小さいからである。

また、機材については、初期の航空輸送では確かに大きな資本比率を占める要因ではあったが、航空

輸送市場の発展にともない、中古機やリースの活用が一般的になってきたため、固定費比率は低下してきているうえ、埋没原価の比率も小さくなってきた。これにより、参入と退出が容易になり、航空輸送市場は競争になじむようになり、破滅的競争による資源の埋没の程度も小さくなってきたと言える。

さらに、社会的に必要な不採算路線の内部補助が必要か否かについても検討しておこう。

航空会社は、伝統的に、離島・辺地などの不採算サービスを、同一企業内の黒字部門の超過利潤によって内部補助する義務を負わされてきた。需給調整規制が課されてきた理由の一つは、既存の企業に赤字路線を内部補助させるための原資を、黒字路線で稼がせるためであった。

しかし、内部補助は所得分配に対して逆進的な補助となる可能性を有する。すなわち、航空輸送サービスという特定の財を通じて内部補助により地域間の所得再分配を行うのは非効率である。

最後に、需給調整下では、競争が抑制されるゆえに、企業の生産性が非常に低くなってしまふ。これに対し、競争状態になれば、LCC (Low-Cost Carriers : 格安新規航空会社) や規模の小さなコミュニティ航空会社など、効率のよい航空会社が多数参入してくるし、既存の大手航空会社も、競争圧力を受けて生産性を改善するから、不採算路線が採算路線に転換する可能性も十分にある。過去の長期にわたる競争抑制策は、航空会社の生産性を著しく低下させ、高い運賃と硬直的なサービスをもたらしてきたといえよう。

今や、世界のおおむね人口 100 万人以上の大都市では、複数の空港間競争が十分成り立っている。基幹空港と LCC 主体の二次空港、ビジネスジェット専用空港との間でし烈な競争が行われており、これが航空輸送の多様化と低廉化をもたらしている。⁵⁾

(3) 国際航空自由化の必要性

国際航空においても世界的なオープンスカイ協定の傾向が続く中、日本の国際航空政策には、国内市場への規制と同様、長い間の保護主義的要素が色濃

く残っている。国際航空の枠組みは、基本的に二国間協定にもとづいて制定されているが、日本が諸外国と結んでいる協定は、米国とのそれを除けば、オープンスカイ構想の実施までは保護主義的であった。

また、これは日本だけの規制ではないが、外国の航空会社は他国の国内で営業運送を行うことができず（カボタージュの禁止）、さらに、外資の出資は30%程度と定められている。

首都圏を含めた完全な自由化の方向にあらため、外国国籍・資本の航空会社に対して参入の機会を与えるとともに、参入企業の数や便数などの数量制限を一切しないように改革すべきである。そして、いずれは、これを多国間協定に進化させていくべきである。これは、オープンスカイ協定というグローバルな動きに日本が対応していくためにも必要な措置であると考えられる。

あわせて、国内に外国航空会社や外国資本が参入できるよう、外資規制の撤廃と外国企業に対するカボタージュを認めるべきである。製造業やサービス業のほとんど全部の分野で相互に国内市場への参入が当然の時代に、航空輸送にのみこのような例外を設けて自国企業を保護する理由は、現在は存在しないと考えられる。

このような外資規制の撤廃と国際航空輸送の自由化によって、新規航空会社の路線選択の際の選択肢はかなり広がり、外資規制の撤廃とあわせて、資金調達などの経営の自由度も高まると考えられる。

こういった規制には妥当性があるのだろうか。過去、航空輸送産業が世界的に発達しておらず、自国の航空輸送産業も未発達であった時代には、国際航空市場に自国籍の航空会社が参入していることは、国威の発揚、外貨の獲得、国防といった、さまざまな点で効果があったとされる。しかし、現在では、これらは、航空以外の分野で十分に対応されているか、あるいは、国防のように、その目的自体が重要性を失っている。

次に、消費者の利益の向上という点では、競争の促進拡大こそ望ましいことは言うまでもない。また、

自国航空会社の利益を考えたときも、日本の航空輸送産業を世界的競争環境に置き、生産性の向上を通じて競争力を回復させることが必要である。

4. 「オープンスカイ構想」の問題点と改革の方向性

(1) 「オープンスカイ構想」の問題点

以上のように、現代では、航空輸送を保護する理由は存在しないにもかかわらず、日本の航空規制緩和政策は、国内においても国際においても不十分であった。この議論を踏まえて、現行の「オープンスカイ構想」をみると、以下の問題点がうかびあがってくる。

- ① 首都圏空港容量の増大と羽田の国際化に対する消極性、
- ② 外資規制の緩和が行われず、外国航空会社の国内運航禁止が継続されていること、

すなわち、これまでの航空政策が不十分な自由化政策であったのと同様、「オープンスカイ構想」もまた、それを1歩進めたものであるとはいえ、やはり多くの課題を残した不十分な自由化政策であるといわざるを得ない。また、航空輸送に関する規制緩和がすすまなかった背景には、空港政策の問題点、特に首都圏空港の容量の制約という問題点も存在する。以下では、これらの問題点のさらなる改革の方向性を、首都圏空港政策にかかわる問題を中心に論じる。

(2) 求められる首都圏空港容量の拡大

競争的で自由な国際交通市場を目標にするならば、航空旅客や貨物に対応した十分なターミナル容量が、需要の集中する地域において用意されなければならない。

この点でもっとも重要なのは、首都圏の社会資本整備である。日本が国際競争で優位を築くためには、需要がもっとも集中しているにもかかわらず、それに対応した整備がこれまでなされてこなかった首都圏社会資本の容量拡大が必要である。これがなけれ

ば、日本は経済のハブ競争に敗北し、極東アジアの経済のハブ（中心）の地位を失うことになる。

特に、航空分野はハブ空港間競争や航空会社間競争など、ハブ競争の最も激しい分野であり、ハブ競争は地元需要の多さに大きく依存することを考慮すれば、需要の最も多い首都圏空港機能の十分な用意が必要となる。

羽田・成田については、2010年に羽田の第4滑走路および成田の平行滑走路延伸が行われており、それぞれ40万回、22万回に増加した。しかし、アジアの熾烈なハブ空港競争において優位な地位を築くためには、この程度の増加では決定的に不十分であり、予定発着枠数を上回る発着枠の確保に努力すべきである。羽田については、2010年発着枠数の40万回を50万回に、成田は22万回を30万回に増やすことは十分に可能であると考えられる。

特に羽田空港における現行発着枠については、第4滑走路の供用開始に伴う発着枠の増加とは別に、以下の方法によってさらなる枠の拡大が可能と考えられる。⁶⁾

- ① 現行の公用機枠（現行1日あたり30枠が確保）のうち、航空局の検査機や海上保安庁の監視救難機など、羽田でなくてもよい発着機を他空港に移転し、空いた枠を民間旅客機に配分する。
- ② 誘導路の改善による発着間隔の短縮や、パイロットの努力による滑走路占有時間の欧米並みの短縮を図る。
- ③ 飛行ルート・管制方式の見直し等により、発着枠および空域の拡大を図る。

次に、羽田・成田の容量拡大に加えて、横田、厚木、入間、桶川、調布、百里などの首都圏二次空港の開発・活用に努めるべきである。二次空港の活用は、全体の容量拡大に資するだけでなく、LCCの発展にとっても重要であり、国内・国際両航空輸送市場の競争の進展に資するものである。中でも横田基地の軍民共用化は容量拡大という点でもっとも期待できるものであり、現在行われている米軍との交渉に一層の努力が傾注されるべきであろう。

(3) 概念的自由化から実質的自由化へ

しかしながら、成長戦略会議や民主党政権は、政権交代という機会を最大限に生かすことができたとはいえず、抜本的な自由化はいまだ実現には至っていない。

なぜなら、日米航空協定がオープンスカイ型に改訂され、首都圏を含んだ自由な乗り入れが認められたといっても、それは、「発着枠の範囲内」という条件のもとであった。

羽田の国際線増枠は、アジア・ゲートウェイ構想では、当時の国土交通大臣の他の言葉の反対によって3万回に抑えられ、かつ、「定期航空」ではなく、プログラムド・チャーターのままで据え置かれた。3年後の成長戦略会議では、これを6万回まで増やすことが支持され、また、制度的にも定期航空として認められることとなった。この点は評価されよう。

しかし、まったく量的に不十分であり、本格的なオープンスカイ協定は期待できない。「どなたでもおいでください」と言っておきながら、「空室に限りがあるので、入れません」と鍵をかけているホテルのようである。これをある官僚は、「概念的オープンスカイ」と称したが、けだし至言である。

さらに、外資規制やカボタージュについてはまったく変化はなく、表面的な制度改革にとどまってしまう点が多分にみられる。

なお、その後、成田についてはほぼ自由な参入を可能とするような発着枠増が決定され、羽田についても発着便の東京上空飛行を認めることによって発着枠増が可能となった。

日本経済のけん引力を今後も東京に依存せざるを得ない状況では、首都圏の航空キャパシティ確保は最重要の施策だ。首都圏の空港需要は、国土交通省の最近の予測では、2032年には発着回数で少なく見積もっても年間78万回、多ければ94万回にも達する。これに対し、東京上空飛行なしの場合の成田・羽田の容量は71万回にすぎなかった。

羽田に新しい5番目の滑走路を建設すれば、東京上空飛行を組み合わせると、羽田で60万回の発着枠を確保できる。これに、成田の運用時間拡大と飛行

論文

経路の緩和が加われば、ようやく2030年以降の需要にゆうゆう対応できるようになる。

日本経済は今後も東京に依存せざるを得ず、けん引力が失速してしまえば、地方再生も創生も難しくなる。

羽田の5本目の滑走路は、C滑走路と平行に建設が可能であり、水上交通との話し合いができれば難しい話ではない。ビジネスジェットの専用空港も、現有のジェネラルエヴィエーション（航空輸送以外の航空活動）用の空港の拡張でもよいし、東京湾に新設するのも一案だろう。

今後の首都圏航空需要に対応するためには、最低でも80万回程度の容量が必要だが、それには羽田だけでは十分ではなく、成田に現行を大きく上回る量を分担してもらうことが必要である。したがって、成田の重要度が低下することは決してない。

成田は2024年1月6日、空港の機能強化計画の柱となる新たな3本目のC滑走路(3500メートル)の整備に着手した。2029年3月末までの完成を目指す。

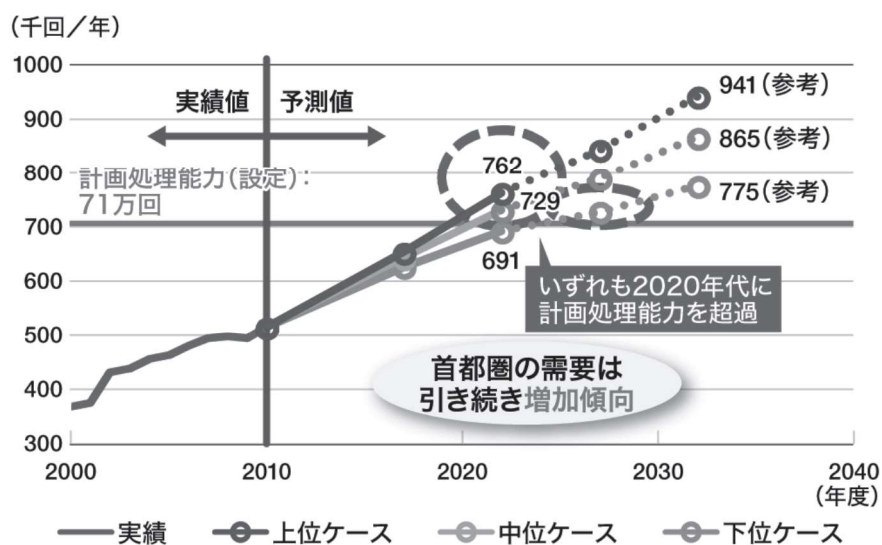


図2 首都圏空港の発着回数（国内+国際）⁷⁾

（出典：国土交通省（2019）「航空輸送統計年報」実績値「空港管理状況調査」他）

（4）羽田空港の国際空港としての機能拡大

オープンスカイ協定に対応する首都圏空港政策として重要なのは、いわゆる羽田の完全国際化である。

発着枠に関しては、公正・透明な競争入札制度を定期的に行うか、あるいは混雑料金制度などの価格メカニズムを機能させる方法を採用すべきである。

これによって、各発着枠の利用に対してその価値をより高く評価する利用者（航空会社）がその使用権を得ることが可能となる。国内航空輸送がほぼ頭打ちであるのに対し、国際航空の伸びは今後と数%

程度が期待される現状を考慮すれば、このような配分方式は結果として国際航空便への発着枠の配分増加を実現することになる。

仮に、配分方式の抜本的な見直しに時間を要するのであれば、国内線の需要よりも国際線の需要の伸びが大きいことを勘案して、羽田は当面は国際線への枠の配分に比重を置くべきであり、根拠ある需要分析に基づく路線需要の大きさに従った配分方法を採用すべきである。⁸⁾

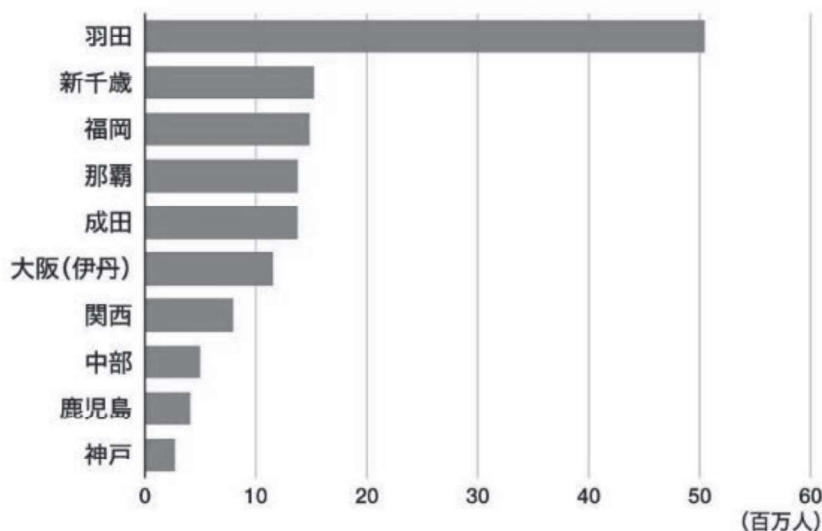


図3 2022年空港別乗降客数トップ10⁹⁾

(出典：国土交通省(2022)「空港管理状況調書」)
 ければ、競争しようという意識は生まれず、効率改善は望めない。民営化と競争は車の両輪である。

(5) 空港民営化の促進

各経営主体の自主独立性の確立と運営の効率化を図るためには、空港の民営化をすすめることが不可欠である。民営化は、航空需要および関連需要を喚起するうえでも、多様化する利用者ニーズとサービスの連続性に配慮した、空港・ターミナルビル・駐車場等の各施設を一体的に運営するうえでも有効である。

すでに、成田、関西、中部の空港については「完全民営化」の方向が閣議決定されているが、その言葉通りの徹底した民営化が求められるとともに、上記3空港以外の空港についても、個々の空港の独立採算と民営化を促すことによって、過大投資の抑制、効率的運営、利用者負担の公平化、航空会社の不必要な負担の抑制に努めるべきである。

さらに、これらの民営化の実効性を高めるためには、経営のトップを含めた経営陣の民間人起用、経営自由度向上のための経済上の規制の原則的撤廃、空港間競争の促進を目指した民営化の制度設計等が求められる。その際、外国資本についても積極的に受入れることができるよう、外資規制は設けるべきではない。

この空港間競争をより実りあるものにするには、羽田空港の民営化があわせて必要だ。民営化されな

(6) 「日本の航空会社が必要」という思い込み

こういった自由化策を主張すると、「それでは日本の航空会社が国際競争で負けてしまうのではないか」という反論を必ず受ける。

日本の航空界では、長い間、自国の航空会社を保護することが妥当と考えられてきた。その根拠としては、「国益の確保」が掲げられてきた。いや、世界のどの国も、1970年代までは、航空会社間の競争を認めず、「国益確保」の名のもとに、自国航空会社の保護を行ってきた。

第2次大戦後、半世紀にわたって米国以外の国々が、保護主義的なシカゴ=バミューダ体制を支持してきたのは、「国益」を確保するためとされてきた。その「国益」の内容としては、

- ① ステータス、国威発揚、国家の威信
- ② 外貨の獲得
- ③ 国防とセキュリティ上の一般国民の利益
- ④ 航空会社の株主の利益
- ⑤ 航空業界の労働者の利益
- ⑥ 消費者と荷主の利益の向上

があげられる。

論文

確かに、発展途上国においては、航空会社には、国威の発揚や外貨の獲得といった特殊な「国益」確保の役割があったかもしれない。しかし、現在の日本においては、①と②については、他産業の活躍によって十分に維持・確保されている。

また、国防に関しては、「自国籍の航空会社が国内に存在することで、その機材やパイロットなどを有事に軍事転用できる。」という保護論が昔は聞かれた。しかし、戦時に際して必要なのは軍事用航空機と戦闘員であり、民間航空の機材と要員は輸送任務以外には必要ない。そんな迂遠な措置を考えるより、国防を強化して戦闘機や爆撃機のパイロットを養成したほうが効果的である。輸送任務ならば、他国の事業者に委託することも可能である。高い料金がかかるとしても、そのために非効率な航空会社を補助しているコストといずれが大きいかが検討されるべきである。

さらに、言うまでもなく、自由化による市場競争の拡大は、近年まで日本の航空政策では顧みてこられなかった⑥の「消費者と荷主の利益の向上」にも対応できる。

無論、競争の導入による活性化刺激を受けても、日本の航空会社の競争力改善がうまく行かなければ、市場から敗退せざるを得ない結果も起こり得るだろう。しかし、消費者や荷主にとっては、効率的な航空サービスが提供されればよいのであって、日本の航空会社でなければならぬ理由はない。もし、日本の航空会社でなければならぬと消費者や荷主が望むならば、日本の航空会社は選択され結果、生き残れるはずである。

次に、株主と労働者にとっての利益だが、日本の航空会社の衰退は、当該企業の株主や労働者にとっての状況を一時的には悪化させる。

しかし、仮に特定企業が競争の結果敗退しても、当該産業全体が自由化によって成長拡大している限り、株主も従業員も投資先や就業先を失うわけではない。自由化による産業の拡大は、むしろ株主と航空労働者の利益を拡大する。競争を否定する政策は、危機意識の薄い経営者と従業員を育て、結局、職や

投資先を失う危機をもたらしてしまう。自由化により、競争刺激を与え、危機意識を高め、それによって企業の競争力を強化することこそ、利用者だけでなく、株主と従業員の利益にも資する措置である。

1960年代までならばいざしらず、近年、発展しているのは、製造業にしろ、外航海運にしろ、むしろ、自由な市場環境に置かれた産業であることを思い出してみるべきだろう。長く続いた保護政策は、危機意識の薄い経営者と従業員を育て、結局、職や投資先を失う危機をもたらした。

米欧はもちろん、近隣アジア諸国を含め、世界的に伝統的なシカゴ=バミューダ体制は崩壊しつつあり、国際航空の自由化は、よほど開発の遅れた途上国を除き、世界的な傾向となりつつある。このような状況で、日本のみが保護主義的な政策を堅持し続けたとしても、世界の航空会社とビジネスは日本をバイパスした経済活動を選択し、単に日本のみが取り残される結果となるだけである。

以上より、世界の趨勢である自由化航空協定の推進はいうまでもなく、いずれは世界標準となる外資規制の撤廃や国内運航権の外国航空会社への開放等についても、世界を先取りして実施し、遅れをとるもどす必要がある。

これらの行動は、世界の資本市場からの幅広い大量な資金調達の可能性と新たな経営ノウハウの移入をももたらし、さらには、日本の航空会社再建策の選択肢を増やすことにもなる。

これとあわせて、本邦航空会社が自由な環境で競争に専念できるよう、航空機や乗員の規制基準についての先進国間での相互承認や、労働市場に関する規制の緩和をすすめるべきである。

しばしば、限定された市場の中だけで改革を考えていても、それは徹底した改革にはつながらない。

異業種や異市場からの参入こそ、新しいノウハウや経営戦略をもたらす。日本企業の再生にとって、外資の導入や外国企業からの競争が大きく役立っている点は説明の必要がないだろう。社会経済構造を基本から改革するには、革新的な方法を採用すべきである。

航空市場も同様であり、まずは国際航空政策の保護主義からの転換を図り、ついで、世界に先駆けて外資規制の緩和とカボタージュを認めることが求められる。¹⁰⁾

日本が世界をリードして政策形成していく位のことを考えるべきではないだろうか。世界に追随していたのでは航空政策をグローバル・スタンダードにキャッチアップさせることはいつまでたっても不可能である。更にその先をゆくことが必要である。

5. まとめ: 戦略的・総合的な航空政策の構築へ向けて

過去の航空協定は、「国益」とは言いながら、実は航空会社の利益の交換をしていたに過ぎない。国と国との交渉は、そのような狭い視点で行うべきものではない。日本の航空会社が損をしても、日本の消費者や荷主が得をすればよいのであるし、航空輸送の分野では損をしても、空港やその他の貿易分野で得をすればよい。

あるいは、仮に航空部門では日本が衰退するとしても、アジア全体、世界全体の経済が活性化・拡大することによって日本が繁栄する道を選ぶのが、自由貿易体制の世界では論理的な道である。

交渉を航空輸送の範囲に限定して、航空輸送の権益だけを2国間で交換する現在の制度は、物々交換で米と野菜を交換するよりも狭い範囲の交渉方法である。日本の航空会社の権益を失う代わりに、もっと広い何かと交換するということがあってもよい。すなわち、航空協定の貿易協定への包含・一般化が必要である。

また、グローバル化がすすみ、人やモノの国際間移動が複雑多岐にわたっている今日、2国間の動きしかなかった時代を前提にした2国間航空協定は、交渉のスピード性の点でも、範囲の狭さによる非効率率という点でも、時代にそぐわない。一挙に、多国間協定で自由化をすすめていくことが望まれる。

しかし、この狭い国土に98もの空港が乱立し、しかもそのほとんどが税金によって維持されていると

いう現実には、空港政策の観点からのみならず、ナショナル・ミニマムや交通権の観点からしても決して正当化されるものではない。むしろそれは、戦略的な空港政策さらには他の交通機関を含めた総合的・体系的な交通政策の欠如を示すものなのである。それゆえ、航空政策の自由化を地方の「切り捨て」として捉えるのではなく、むしろこれまでわが国に欠如していた戦略的・総合的な航空・交通政策を確立する1つの好機ととらえるべきであると考えられる。羽田を完全な国際線空港として開放したとしても、成田に参入を求める航空会社は多数あり、成田の重要度が低下することはない。成田空港の建設経緯をめぐる千葉県と地元の労苦に報いる必要があるのならば、その手段としては、直接的で効率的な手段を考えるべきである。

以上本稿では、航空政策の展開をひもといて世界的な自由化の動きを概観し、航空輸送市場の自由化の必要性を議論したのち、首都圏空港政策に焦点をあて、わが国の国際航空政策が自由化を目指すにあたり必要な方向性として、オープンスカイ協定の徹底、首都圏空港容量の拡大、羽田の完全国際化、空港民営化等を指摘した。ただ、成田や地方空港の関連自治体による反対もあって、こうした抜本的な改革を行うことは容易ではないと思われる。

ただ、本稿により、航空自由化政策の一層の進展があれば、望外の幸せである。

参考文献

- 1) アジア・ゲートウェイ戦略会議 (2007) 『アジア・ゲートウェイ構想』2007年5月16日。
- 2) アン・グラハム (著) 中条潮・塩谷さやか (共訳) (2007) 『空港経営 (Managing Airports)』中央経済社 p. 305。
- 3) 今橋隆・中条潮・藤井弥太郎 (2001) 「政策提言 わが国の空港整備と運営のあり方～整備からマネジメントへ」『航政研シリーズ』第396特別号、pp. 1-15。
- 4) 遠藤伸明 (2001) 「航空規制緩和と市場の変遷」『運輸と経済』第61巻、第8号、pp. 40-49。

論文

- 5) 遠藤伸明 (2005) 「国際航空レジームの進化と発展—国際航空分野の規制緩和と国内政策調整への欧米・日本の取り組み—」 「運輸と経済」 第 65 巻、第 4 号、pp. 58-66。
- 6) 規制改革会議 (2007) 「アジア・オープンスカイ構想と空港の効率的運営整備—消費者利益の向上と航空会社の競争力強化に向けて—」。
- 7) 規制改革会議 (2007) 「規制改革推進のための第 1 次答申」。
- 8) 行政改革委員会 (1997) 「創意で造る新たな日本」 行政管理研究センター。
- 9) 経済企画庁整備局編 (1999) 「近年の規制緩和による経済効果の改訂試算」 経済企画庁。
- 10) 航空の安全及び経済に関する研究会 (2004) 「航空業界の現状と課題、米国航空産業における規制緩和等」 航空保安協会。
- 11) 国土交通省 HP 「オープンスカイ交渉の進捗状況について」。
(<https://www.mlit.go.jp/common/001201828.pdf>) 2024 年 1 月 22 日閲覧。
- 12) 国土交通省 (2013) 「航空自由化の推進」 2012 年 政策レビュー結果 (評価書)。
- 13) 国土交通省 (2016) 「日米路線に係る羽田空港国際線発着枠の配分」。
- 14) 国土交通省 (2019) 「航空輸送統計年報」 実績値「空港管理状況調書」。
- 15) 国土交通省 (2021) 「オープンスカイ交渉の進捗状況について」。
- 16) 国土交通省 (2022) 「空港管理状況調書」。
- 17) 塩谷さやか (2003) 「マレーシアにおける「エア・アジア」の経営戦略と事業展開—アジアの新規格安航空会社の展望と我が国への教訓—」 『海運経済研究』 37 号、pp. 131-142。
- 18) 塩谷さやか (2004) 「航空自由化時代におけるナショナル・フラッグ・キャリアの戦略と事業展開—マレーシア航空のケースが示唆するもの—」 「日本国際観光学会論文集」 第 11 号、pp. 59-65。
- 19) 塩谷さやか (2004) 「航空機最適発注モデルにおけるリアル・オプション評価の適用」 『航政研シリーズ』 436 号、pp. 23-44。
- 20) 塩谷さやか (2005) 「リアル・オプション法による新規航空路線開設効果の評価—低需要・高リスク路線開設モデルの構築—」 『公益事業研究』 第 56 巻 4 号、pp. 15-25。
- 21) 塩谷さやか (2006) 「民営化に向けての空港企業価値推計と改革すべき制度的要因—EV/EBITDA 法による試算と企業価値実現化のための具体的条件—」 『海運経済研究』 第 39 号、pp. 110-119。
- 22) 塩谷さやか・中条潮 (2006) 「観光立国」への疑問—インバウンド観光政策と関連交通政策におけるオープン化の必要性— 『交通学研究 2005 年度 研究年報』 通巻 49 号、pp. 31-40。
- 23) 塩谷さやか (2006) 「コーポレート・モデルによる新規貨物航空会社の成立要件の研究—モンテカルロ法によるリスク分析を含めて—」 (日本ロジスティックス協会助成金研究) 『日本物流学会誌』 No. 14、pp. 181-188。
- 24) 塩谷さやか (2007) 「日本における新規航空会社成立要件の包括的研究—コーポレート・モデルとリアル・オプション法を用いて—」 『早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 国際経営学専攻』 博士論文 p. 350。
- 25) 塩谷さやか (2008) 『新規航空会社 事業成立の研究—日本におけるビジネスモデルと航空政策の革新—』 中央経済社 p. 341。
- 26) 塩谷さやか (2010) 「日本の航空政策と空港政策の問題点—アジア・ゲートウェイ構想を中心に—」 『桜美林大学 産業研究所年報』 第 28 号、pp. 107-118。
- 27) 塩谷さやか (2014) 「日本の空港経営における国際化・民営化の必要性」 『日本国際観光学会論文集』 21 号、pp. 41-46。
- 28) 塩谷さやか (2018) 「日本における低コスト新規航空会社事業成立可能性シミュレーション—コーポレート・モデルによる採算性分析とモン

- テカルロ法によるリスク分析～』『余暇ツーリズム学会誌』第5号、pp. 33-40。
- 29) 塩谷さやか (2019) 「自由化時代の航空輸送事業の「公共性」：経済学的視点からのその妥当性と合理性の考察」『観光まちづくり学会誌』第16号、pp. 3-13。
- 30) 塩見英治 (2006) 『米国航空政策の研究』文真堂。
- 31) 塩見英治 (2020) 「日本における空港の民営化・コンセッションの展開と課題」商学論纂第61巻 第5・6号、pp. 189-209。
- 32) 柴崎隆一・荒牧健・加藤澄恵・米本 清 (2011) 「クルーズ客船観光の特性と寄港地の魅力度評価の試み～クルーズ客船旅客を対象とした階層分析法の適用～」『運輸政策研究』14(2)。
- 33) 高橋望 (1999) 『米国航空規制緩和をめぐる諸議論の展開』自桃書房。
- 34) 谷本真佑・南 正昭・安藤 昭・赤谷隆一 (2004) 「盛岡市青山地区における公共交通の利用特性について」土木学会第59回年次学術講演会。
- 35) 戸崎肇 (2021) 『ビジネスジェットから見る現代航空政策論～日本での普及に向けた課題～』晃洋書房。
- 36) 中条潮 (2000) 「空港運営制度の改革」『ていくおふ』第89号、pp. 15-21。
- 37) 花岡伸也 (2013) 「航空政策と航空需要」交通政策審議会航空分科会基本政策部会 第五回。
- 38) 藤井弥太郎・中条潮・太田和博編 (2001) 『自由化時代の交通政策』東京大学出版会。
- 39) 三田謙・塩谷さやか・中谷秀劇 (2007) 『現代の航空輸送事業』同友館。
- 40) 三田謙・塩谷さやか・坂巻嘉孝・中谷秀劇 (2010) 『観光立国を支える航空輸送事業』同友館。
- 41) Oum, T.H., C. Yu (2000), "Shaping Air Transport in Asia Pacific", *Ashgate*.
- 42) Sayaka SHIOTANI (2005) "Fundamental Challenges for Inbound Tourism Promotion: Toward creating a more attractive country with more openness and through deregulation" 『日本国際観光学会 論文集』12号、pp. 44-53.
- 43) Sayaka SHIOTANI (2013) "Low-Cost Carriers in Japan: Challenges and Paths to Success—Using a corporate simulation model for empirical analysis" 『マサチューセッツ工科大学大学院 スローン経営学研究科 スローン・フェローズ・プログラム』修士論文 p. 205.
- 44) Sayaka SHIOTANI (2019) "“Publicness” in Air Transport Services in an Age of Liberalization in Japan: A Discussion of its Significance and Logical Basis from an Economic Perspective" *International Journal of Japan Academic Society of Hospitality Management* Vol. 5, No. 1, pp. 9-22.

脚注

- 1) Oum, T.H., C. Yu (2000), "Shaping Air Transport in Asia Pacific", *Ashgate*.
- 2) Oum, T.H., C. Yu (2000), "Shaping Air Transport in Asia Pacific", *Ashgate*.
- 3) 国土交通省 (2021) 「オープンスカイ交渉の進捗状況について」
- 4) Oum, T.H., C. Yu (2000), "Shaping Air Transport in Asia Pacific", *Ashgate*.
- 5) アン・グラハム (著) 中条潮・塩谷さやか (共訳) (2007) 『空港経営(Managing Airports)』中央経済社 p. 305。
- 6) アン・グラハム (著) 中条潮・塩谷さやか (共訳) (2007) 『空港経営(Managing Airports)』中央経済社 p. 305。
- 7) 国土交通省 (2019) 「航空輸送統計年報」実績値「空港管理状況調書」

- 8) 国土交通省（2016）「日米路線に係る羽田空港国際線発着枠の配分」
- 9) 国土交通省（2022）「空港管理状況調書」
- 10) アン・グラハム（著）中条潮・塩谷さやか（共訳）（2007）『空港経営 (Managing Airports)』中央経済社 p. 305。

(2023年12月31日 受付)

Need for Further Deregulation in International Airline Industry : Rapidly Changing Market Environment and Continuing Policy Intervention

Sayaka SHIOTANI

The Asian Gateway Initiative under the Abe administration in 2007 and the subsequent Open Skies expansion policy proposal in the 2010 MLIT Growth Strategy Council Report can be regarded as groundbreaking measures that represent a 180-degree turnaround in Japanese aviation history, which has consistently turned its back on global airline deregulation in the postwar era. Although it has lagged far behind, Japan's skies have now taken the first step toward liberalizing aviation to global standards. However, there are still many challenges remaining. This paper first reviews the development of aviation policy and outlines the global trend toward deregulation. The author then focuses on airport policy in the Tokyo metropolitan area and points out what is needed for the deregulation of Japan's international aviation policy.

地域固有の食文化を学び体験する フードツーリズムの構築とその効果

片上 敏喜¹

¹正会員 博士（農学） 日本大学専任講師 生物資源科学部（〒252-0880 神奈川県藤沢市亀井野1866）

E-mail : katagami.toshiki@nihon-u.ac.jp

本研究では、食の生産と消費をつなげる役割としての観光活動について考察することを通じて、観光における活動が地域の活性化や環境に配慮した消費行動を促す契機となる可能性について検討を行っていくことを目的とした。本研究課題に接近するために、フードツーリズムを実際に計画・実施することを通じて、研究対象に関わりながら、観光活動の内容や参加者の変化についてアクションリサーチを用いて考察を行った。その結果、観光活動を通じて、食が有する多彩な価値に関する情報を、実際の生産現場に知識をもって訪れ、生産に携わる生産者から五感を通じて直接情報を得る、あるいは体感することによって、対象となる食に対する理解を深めることができることが示唆された。

Key Words : regional food culture, food tourism, action research

1. はじめに

近年、フードフェスティバルをはじめとしたグルメに関するイベント等を目的として地域を訪れて食事を楽しむことや、地域ならではの名物・郷土料理等を味わうツアーに参加するといった様々な食を対象とした観光が数多く行われている。また、日本国内における旅行の動機¹⁾に関する調査では「旅先のおいしいものを求めて」といったことが最も高いことから、観光において「食」は重要であることがうかがえる。

観光研究において、こうした「食」を対象とする観光形態は、フードツーリズムと総称されてきた。具体的には「グルメ・ツーリズム (Gourmet Tourism)」、「クイジーン・ツーリズム (Cuisine Tourism)」、「ガストロノミック・ツーリズム (Gastronomic Tourism)」、「カリナリー・ツーリズム (Culinary Tourism)」、「農村ツーリズム (Rural Tourism)」、「都市ツーリズム (Urban Tourism)」、「産業観光 (Industrial Tourism)」等の各ツーリズム形態として捉えられてきた²⁾。

加えて鈴木は、フードツーリズムを「グルメ&食べ歩き、食文化探訪」と捉えて、グルメツーリズムを「食通・最高級材質・蘊蓄ある説明付き・造詣が深い」、クイジーンツーリズムを「キッチン (台所) ツーリズム (食べてみたい&作ってみたい)」、ガストロノミック・ツーリズムを「高級料理ツーリズム・滋養ある美食」、カリナリー・ツーリズムを「ユニークで印象的な食、食べ歩き (食物&飲食) ・並列的にイベントなどの目的を有するもの」と述べている³⁾。

また2016年から観光庁において、国内外の観光客に新たな地域への来訪動機を与え、地方誘客を図ることを目的として行われている「テーマ別観光による地方誘客事業」で述べられているフードツーリズムの捉え方としては、「その地域ならではの食・食文化を、その地域で楽しむことを目的としたツーリズム」と表し、「土地を訪れ、現地の人々と交流し、その土地ならではの食をいただく。旬の時期にしか出会えない「食材」、その土地だからこそ味わえる「食材の鮮度」、食体験の場として地域の景観や自然をも体感しながら脱日常を経験すること」⁴⁾となっている。

こうした一連のフードツーリズムの捉え方を見る時、最も主眼におかれているのが「食事を楽しむ」ことであるといえる。もちろん、食べる楽しみをダイレクトに味わう観光は様々な効果をもたらしてきた。しかし一方で食を対象とした観光には、その食の生産や加工・流通というフードシステムを遡り、「食が生み出される背景」や、「どのような歴史を経てその土地に根付いたか」といった対象となる食の歴史・文化、生産過程や、生産者・消費者の互いの考えや思いを伝える役割があると考えられる。

ゆえに、その役割のあり方と食べる楽しみに止まらない地域固有の食文化を対象とした観光ツアーがもたらす多様な効果等について、検討していく必要があると考える。そしてその意義は、地域固有の食文化を対象とした観光ツアーが非日常の余暇活動にとどまらず、活動から得た知識や考え、思いや想いなどが、生産者・消費者双方の日々の生業・生活へとつながり、様々な形で活かされることができれば、地域の食文化の維持・存続・継承等に貢献でき

研究ノート

る契機になる可能性があると考えからである。

以上を踏まえて本稿では、これまでに行われてきた食べる楽しみを主眼としたフードツーリズムに止まらないフードツーリズムについて考察を行っていくことを目的とするとともに、その効果の一端について検討を行っていく。

2. フードツーリズムとしての「食文化観光」

フードツーリズムの定義に関しては、尾家⁹⁾の「食を観光動機とした観光旅行であり、食文化を観光アトラクションとする観光事業である」や、安田¹⁰⁾の「地域の特徴ある食や食文化を楽しむことを主な旅行動機、旅行目的、目的地での活動とする旅行、その考え方」といったように、人々を地域に来訪させるためのツールとして定義され、考察されてきた傾向がある。そしてそこでは、対象地域の交流人口の促進や、飲食を通じた地域経済の活性化などが主軸として研究が進められてきた。

しかしながら、フードツーリズムという観光活動で「得た経験」を通じて、地域の食文化への関心が高まることの意義や、そうした関心が高まる観光活動のあり方等については追究されてこなかった。橋本⁷⁾が、観光における経験の質の違いという文脈の中で「たとえスタディツアーに参加してもガイドから提示されるものを見るだけで満足する者と、ただの観光ツアーに参加しても自らの発見を求める者とは、実践しているツアーの質そのものが異なることになる」と述べているように、観光ツアーの参加者において「見るだけで満足する者」と「発見を求める者」とでは、「観光がもたらす効果」に差異があると考えられる。具体的には、観光を行う者が「どのような意識や考え」をもって、観光活動の現場に訪れるかということが、現場での「振る舞い」や「ものの見方」につながり、それらの行為が様々な影響や効果をもたらすと考えられる。

加えて橋本は「ガイドと地域の関係の結び方によって、観光者の観光経験そのものの性格が変わってくる」とし、「ガイドが外部者か、地元で育った者かUターン者か、この地が気に入って移住したIターン者かなどによって提供される観光経験が異なってくる」⁸⁾と述べ、どのようなガイドが、どのような観点から観光を提供するかによって、人々の観光による「経験のあり方」が変化することを指摘している。

本稿で述べるフードツーリズムにおいては、こうした観光活動を提供する者の「思い」や「動機」等に焦点をあて、食そのものへの関心が高まる経験となる「観光のあり方」について考察を行うことを通じて、フードツーリズムを捉えていく。その際に着目するのが、ガイドの役割である。

観光研究におけるガイドの役割については、安福⁹⁾が観光ボランティアガイドの事例分析から、ガイド活動を行う団体の活動に共通する役割として、「地域資源を巡るルートづくりやツアー企画・運営

など、地域資源に対する価値を付加するための活動を行っていることであり、地域資源が観光資源として変換されるプロセスへの関わり」があることについて指摘している。一方で、フードツーリズム研究におけるガイドの役割については、「食べる楽しみ」が主眼となってきたため、ガイドする者自身が味覚的に美味しいと感じる飲食店や食材等の紹介といった行為のみに止まる傾向にあることが指摘できるといえるであろう。

本稿では従来のフードツーリズム研究において、検討が行われてこなかったガイドの役割に着目し、ガイドのアクションがもたらす効果や意義について考察することを通じて、従来のフードツーリズムに止まらない地域固有の食文化を対象としたツーリズムとしての「食文化観光」について論じていきたい。

食文化観光とは後述する筆者が副代表を務めるNPO『なら食』研究会が実施している体験型食文化観光のコンセプトである「食文化の由来を知り、先人たちによって蓄積されてきた知恵を学び、それを生活に活かすことを通じて、過去から現代にいたる連綿としたつながりの中に自分を発見する魅力ある観光」¹¹⁾と同義であり、これらの捉え方から本研究課題へアプローチを行っていく。

(1) 食文化観光におけるガイドの役割

本稿で述べる食文化観光のガイドにおいて重要と考える要素は、食に対して多様な意味や価値をもって情報を発信することができる主体の存在である。具体的には、掲げた目標に向けて自らが主体的に取り組むという姿勢を持ち、そこへ至る経緯を地域内の人々、集団、固有の自然生態系、文化遺産（伝統）に基づいて、外来の知識・技術・制度などを照合しながら自律的に作り上げる主体者を表す。本稿ではそのような主体者を「食文化観光キーパーソン」と表して述べていきたい。ここで述べる食文化観光キーパーソンの捉え方は、鶴見がいうキー・パーソンを援用している。鶴見は「キー・パーソンは、一つの社会、または一つの地域のすぐれた伝統を革新的に再創造する人物として性格づけられる」¹²⁾としており、本稿で述べる食文化観光におけるガイドを行う主体に適合していると考えられる。

本稿において、このような食文化観光キーパーソンによるガイドを重要視するのは、先述した通り、観光活動で「得た経験」を通じて、食そのものへの関心が高まることや、観光活動から得た知識や考え方等が、日々の生活の中につながっていくことを目的としているからである。そのためには、様々な感じ方がある個人の味覚をベースとした美味しさの情報発信ではなく、食の歴史・文化といった地域の固有性や、対象地域ならではの食の生産・加工等の価値に基づいた情報発信から観光活動を形成できるガイドの存在が必要不可欠であると考えられる。

3. 『なら食』研究会による「体験型食文化

観光」を事例とした考察

地域の食文化は身近な生活環境の中に織り込まれているため、観光の対象として捉えにくい傾向がある。そのため、観光の対象として捉えるための「発掘」や「再評価」のプロセスが重要となる¹²⁾。ゆえに観光をガイドする者が、いかなるプロセスを経て、どのように地域の食文化を用いた観光を、どのようなスタンスをもって形成していくのかといった具体的なアクションが、観光の内実に影響を及ぼすと考える。また、観光の対象となる地域の食文化への理解に加えて、観光活動の「場」についての理解—対象となる食文化が最も見応えとなる時期の選定や生業を行っている生産者への配慮など—も重要となる。

そこで、本稿における研究課題への接近方法として、アクションリサーチを用いた調査・分析を行う。アクションリサーチは、社会問題の解決に向けて、研究者と当事者の人々々が協働で取り組む実践的な研究手法として近年、地域の諸課題の解決に向けてのアプローチとして着目されている¹³⁾。アクションリサーチは、モデル化された（部分的に切り取られた）仮想のコミュニティではなく、全体や他の部分と繋がりながら動いている現実のコミュニティでの社会実験をもとに、研究者自身が、研究・調査を進める手法である。ゆえに、因果に直接的に関わる部分だけではなく、全体や他の部分との関わりにも目配りを要することができるため、具体的な細部の調査・理解が可能となる。

本稿ではこうしたアクションリサーチを用いて、筆者自身が副代表を務めるNPO『なら食』研究会（以下、『なら食』研究会）が主催している「体験型食文化観光」のツアー形成過程を事例に、食文化観光の意義と効果について考察を行う。

(1) 『なら食』研究会の組織・活動概要

『なら食』研究会は、2005年から生産者と消費者との間に立ちながら、食文化・伝統・地産地消・安全等の観点から五感を通じて身近に体感でき得る機会を提供する等、生産者と消費者の相互を繋げ、交流を促進し、食の文化継承・発展を促すことを、会の理念として活動を行っている非営利団体である。加えて、奈良県内のNPO法人503団体（2022年12月時点）のうち、奈良の食文化を対象として継続的に観光活動を行っている団体は見当たらず¹⁴⁾、奈良県内で唯一、奈良の食文化を対象とした観光活動を継続的に行っているといえるため、本稿の研究課題に対応する事例に適していると考えられる。

本稿では、このような『なら食』研究会が行う観光活動への取り組みに至るまでの過程に焦点をあて、検討を行ってきたい。

『なら食』研究会の活動内容は、①奈良の食文化研究、②奈良の食文化を学習する公開講座の開催、③会報紙による奈良の食に関する情報発信、④奈良

の食文化を対象とした観光ツアーの開催が挙げられる。『なら食』研究会は、こうした活動の中で、設立当初の2005年から奈良県内にある食に関わる産業を対象として「体験型食文化観光」と題した観光ツアーを企画し、奈良の食関連産業の現場に赴き、奈良の食の歴史・文化を体験してもらう活動を行ってきた。その行き先は、醤油、日本酒、お茶、お酢、味噌、葛、素麺、奈良漬、柿の葉寿司といった奈良を代表する食関連産業から、割り箸、和紙、食器といった食と関係性をもつ産業まで多岐に渡って展開してきた。

同ツアーの参加者は、『なら食』研究会の協賛会員53名（2023年2月現在）が中心である。協賛会員は、奈良の『食』発見ツアーに優先的に参加できる資格と、年4回発行される『なら食』研究会の会報誌の配布、その他、『なら食』研究会が企画する各種のイベントや講座等に関する情報を定期的に受け取ることができる。また同ツアーでは、現地学習等の依頼を受けて、食や農に関心をもつ奈良県内外の大学生等を対象としたツアーも行っている。

このように『なら食』研究会の活動や食や農について一定の関心をもつ人々が、体験型食文化観光ツアーの参加者となっている。また訪れる先の生業そのものに負担がでない範囲の参加規模として、同ツアーにおいてはこれまでの実施経験から、参加者をおよそ20名前後とすることが最適であると判断し、毎回20名前後を上限とした同ツアーを、これまでに計43回（2023年2月現在）開催してきた。

(2) 体験型食文化観光の実施に至るまでの過程

先述した通り、『なら食』研究会の体験型食文化観光は、「食文化の由来を知り、先人たちによって蓄積されてきた知恵を学び、それを生活に活かすことを通して、過去から現代にいたる連綿としたつながりの中に自分を発見する魅力ある観光」をコンセプトとして行っている。このようなコンセプトをもとに、観光ツアーを実施するためには、地域の食文化の特徴を認識し、人々に提供できるに至るまでのプロセスについてコーディネートを行い、ガイドすることができる人物の存在が必要となる。本稿においては、そうした役割を担う人物として考察の対象とするのは、『なら食』研究会の代表を務める代表者（以下、『なら食』研究会代表）である。『なら食』研究会代表は、2005年の『なら食』研究会設立から、同会の代表に就任している人物であり、1980年代から奈良の食文化や食関連産業を対象としたフィールドワークを行い、生産現場に足を運びながら情報を収集してきた経緯をもつ。そのような経緯から、奈良の各食関連業者との豊かな関係性を有しているとともに、株式会社奈良新聞社が奈良県内を中心に発行している地方紙「奈良新聞」において月1回の紙面連載活動として、「奈良の食魅」と題した連載を、2010年1月から毎月1回掲載し、2023年2月

研究ノート

時点において計175回連載している。こうした活動は、奈良県内の食関連業者の『なら食』研究会に関する認知度を高めていると考えられる。

このような奈良の食文化や食関連産業に関して蓄積された情報や信頼関係をもとに、地域の食文化を体験する場として、奈良の食関連産業の生産現場へ訪問するに至っている。またツアーの移動手段にはマイクロバスを使用し、目的地までの移動の車中において、ツアーの先行と関連する奈良の食の歴史・文化等についての説明を行い、実際の生産現場を訪問している。

4. 体験型食文化観光による情報の伝達と観光経験について

(1) 体験型食文化観光ツアーにおける食文化の情報の伝達について

次に、筆者自身が『なら食』研究会代表とともに、体験型食文化観光ツアーの開催に向けて調整・対象地の選定等に主体的に関わり、アクションリサーチを行った2020年2月26日実施のツアーを事例に考察を行う。まず、同日の体験型食文化観光ツアーの内容を表1に示す。同日は、奈良県内の素麺製麺所(図-1)と奈良漬け店(図-2・図-3)の2か所の生産現場へ訪問した。同所をツアー対象として選定した理由は、双方ともに奈良の冬期において生産が最も盛んであることと、奈良の冬の時期にしか見ることができない生産工程があるためである。

そして上記の生産現場に向かう車内において、『なら食』研究会代表から参加者に対して、訪問先の食品の歴史や文化、生産状況等についての説明が行われた。表1で示した素麺製麺所へ訪問する車中においては、日本において素麺の生産や文化がどのような過程を経て現在に至ったのかということについて、奈良時代から奈良の東大寺正倉院宝庫に保管されてきた文書「正倉院文書」の中に、奈良時代に中国の唐から伝わったとされる小麦粉で作られた唐菓子の一種「索餅(さくべい)」の記述があり、それが素麺の原型とされている説明がなされた。

加えて現在、奈良県で最も素麺づくりが盛んな地域は同日に訪れた桜井市であり、その同市において素麺づくりが盛んになった経緯について、江戸時代に小麦粉を粉にする技術である「石臼の量産」が急速に進み、同市においてその石臼を取り入れた素麺作りが盛んに行われたことと、そうして盛んになった素麺作りの風景が江戸時代に起こった数百万人規模の伊勢神宮への集団参詣である「お伊勢参り」によって、同市を通る時に人々の目に触れることを通じて、同市から日本各地へと素麺作りの文化が広がっていった過程についての説明が行われた。こうした説明を行う過程を経て、桜井市の素麺づくりが日本の素麺文化に与えた要因と現在の状況に関する詳細な情報が伝達された。

また奈良漬け店への訪問時には、奈良漬けが奈良

時代の天皇や貴族の料理番である「内膳司(うちのかしわでのつかさ)」が記述した書の中にある「濃厚酒の搾り糟で、塩漬野菜を漬け込む粕漬(かすづけ)」が奈良漬けの原形であることの説明が行われた。加えて、日本の清酒発祥の地とされる奈良の正暦寺と酒粕の関係について、同寺において室町時代に清酒造りが始まったことで澄んだ酒の「清酒」と「酒粕」に分かれたことの経緯や、その酒粕の中に塩漬野菜を漬け込んだ漬物が誕生したことによって、現在の奈良漬けの基本がつけられたことについての説明が行われた。



図-1 素麺製麺所での素麺づくり体験



図-2 奈良漬けの原料である瓜の漬け込みの見学



図-3 奈良漬けを漬ける酒粕づくりの見学

(2) 体験型食文化観光を実施する際の構え

『なら食』研究会の体験型食文化観光ツアーでは、行先となる奈良の食関連産業者が同ツアーを受け入れることができ、かつ、最も見応えがある時期を選定して交渉を行っている。先述した通り、素麺・奈良漬であれば、冬期（1月～3月上旬）の実施を選ぶ。それは、奈良の素麺づくりが奈良の冬の特徴である「湿度が低く、寒冷な気候」が「素麺の乾燥」に適しているため、同時期に生産が最も盛んになるためである。一方、奈良漬においては、同店が奈良漬を仕込むための酒粕づくりが1月半ばから2月末頃までにかけて行われるためである。

しかしながら、双方とも見応えある時期ではあるが、それは同時に生産という仕事の「繁忙期」でもある。ゆえに「見応え」と「繁忙期」との折り合いをつける双方向的な調整が必要となる。そうした調整過程において重要なことは、ツアーを開催する側とツアーを受け入れる側の両者の「納得」を引き出すことである。

各々の状況が刻一刻と変化する現実の場では、観光ツアーを計画する段階から終了時までの各段階において、主催する側と受け入れる側の「両者の状況」を鑑みつつ、観光ツアーを実施できる日時や状況等を探らなくてはならない。そのためには、体験型食文化観光を行うという『なら食』研究会の目的のみに固執するのではなく、訪問する食関連産業者の日々の生業から形成される実状を探るという構えを持って行動することが重要となる。

『なら食』研究会では代表の指揮のもと、このような構えをもって、奈良の食関連産業者との交渉を行うことにより、上述した見応えと繁忙期との折り合いをつけることを通じて、体験型食文化観光を開催する日時や条件を設定するに至っている。

このようにして、体験型食文化観光の開催日を設定した後は、ツアールートや所要時間の確認を行い、当日の円滑な実施運営に向けた準備を行う。

以上の事前準備等を行った上で得た情報をもとに、体験型食文化観光の案内状を作成し、20名前後を上限としてツアー参加者を募り、開催するに至る。そして当日の出発前に、開催される体験型食文化観光の主旨を盛り込んだ奈良の食文化にまつわる情報が記載された冊子を配布し、移動中のバスの車内で先述した奈良の食の歴史・文化に関する情報を提供し、現地へ訪問する。『なら食』研究会はこれらのプロセスの重視とアクションを通じて、体験型食文化観光を開催している。

(3) 体験型食文化観光による観光経験について

体験型食文化観光ツアー終了後、各訪問した先で知り得た地域の食文化に対しての捉え方について調査するため、同日の参加者12名を対象にアンケート調査を実施した。その結果を表1に示す。参加者のほとんどが「体験型食文化観光ツアーにおいて、ツアー中の説明や案内から、素麺や奈良漬の食の歴史や文化を感じることができた」、

「体験型食文化観光ツアー中の説明や案内から、食の歴史や文化を感じた時、訪れた先の食品を普段の生活の中に取り入れたいと思った」、「体験型食文化観光ツアーで訪問した先の食品について今後購入したいと思った」と感じていることがわかる。また今後も開催されるのであれば、参加したいという意向があることがわかった。

表-1 体験型食文化観光ツアー参加者の反応

体験型食文化観光ツアーにおいて、ツアー中の説明や案内から、「素麺」や「奈良漬」の食の歴史や文化を感じることができた	12
体験型食文化観光ツアー中の説明や案内から、食の歴史や文化を感じた時、訪れた先の食品を普段の生活の中に取り入れたいと思った	11
体験型食文化観光ツアーで訪問した先の食品について今後購入したいと思った	12
今後、体験型食文化観光ツアーを開催したらまた参加してみたい。	12

(出所) アンケート調査より著作作成（調査日：2020年2月26日・N=12）

次いで「体験型食文化観光ツアーにおいてツアー中の説明や案内から、素麺や奈良漬の食の歴史や文化を感じることができた」ことの理由について問いの結果が表2である。表2から読み取れるように（表2棒線箇所）回答者9名中6名が『なら食』研究会代表による食文化の説明や、訪問先の生産者から実際に話を聞いたことが、食の歴史や文化を感じることができた理由となっていることが読み取れる。

また移動中の車内における『なら食』研究会代表の食文化に対する説明を聞いてから、実際に現地を見学することによって、よりリアリティをもって経験することができている様子もうかがえる。

加えて、表3で示した「体験型食文化観光ツアーで最も関心を持ったことについて」では、回答者12名中10名（表3棒線箇所）が、素麺や奈良漬が現在に至るまでに、どのような人々の関わりによって形成されてきたかということや、その製造方法、実際に生産現場を訪問することを通じて得た多様な知識や体験に関心を持つに至っていた。これらは『なら食』研究会代表が食の歴史・文化を中心に情報を伝達することによって、得た観光経験であることがうかがえる。

一方、生産者が体験型食文化観光ツアーを受け入れたことを通じて得た経験として、ツアー終了後、素麺製麺所の店主（50代男性）と奈良漬店の店主（70代男性）に聞き取り調査（調査日：2020年2月26日）を行った。素麺製麺所の店主は、『なら食』

研究ノート

研究会の体験型食文化観光ツアーを受け入れたことについて、「『なら食』研究会のツアーで来られる方々は、高い関心を持ってきている人が多いので、いつも受け入れ甲斐があります」と述べている。また奈良漬け店の店主は、「奈良漬け用の酒粕づくりを見てみたいという依頼は、私たちの仕事の根幹を支えるところを見てもらえる嬉しさがあります。ツアーを開催する日程の調整は大変ですが、『なら食』研究会代表の依頼ならば、と思っています」と述べている。

これらのことから、長年の『なら食』研究会や同代表の活動による信頼関係の構築が、体験型食文化観光ツアーを形成に寄与しているとともに、生産者のツアー受け入れのスムーズさへとつながっていることがうかがえる。

表-2 体験型食文化観光ツアーにおいて、ツアー中の説明や案内から「素麺」や「奈良漬け」の食の歴史や文化を感じることができた理由

バス内での説明によって、歴史とのつながりが理解できました。
素麺や奈良漬の食の歴史や文化について、いずれも地域とのつながりが説明からとても理解できました。
それぞれの食品の由来や現在に至るまでの流れを知ることができ、ツアーを通じて、素麺や奈良漬の歴史や文化を感じました。
長い歴史の中での製造工程の工夫や原材料に地域特有のものが使用されていることを感じました。
それぞれの食が持つ歴史、また、作り方をよく知ることができました。
素麺も奈良漬けもお店で商品を見たことはあっても、製造工程や様子、歴史背景まで深く知ったのは初めてだった。奈良の特産品を身近に感じて、今後また是非みんなにも紹介したいと思いました。
現地に行くまでのバスの中での説明を聞いて、歴史を知った上で、実際に現場で見ることで、食の歴史や文化をよりリアリティをもって感じる事ができました。
どちらも生産現場や過程を見る機会が得られるものではないため、新鮮で貴重な体験でした。
『なら食』研究会の方の説明がとてもわかりやすく、また素麺や奈良漬けが奈良との歴史や人の様々な思いや考えの中から育まれてきたことが、とても良く分かり、食文化の意味を実感できました

(出所) アンケート調査より著作作成 (調査日：2020年2月26日・回答者分のみ記載)

表-3 体験型食文化観光ツアーで最も関心を持ったことについて

食と技術伝来の関りについて関心を持ち、もっと知りたいと思いました。
食文化の成立の出発点について関心を持ちました。また酒粕や小麦粉を挽く石臼など、いつ、どのように広がったか、その背景について関心を持ちました。
食べ物の製造過程と機械化が進む現代と状況と、これまでの食文化とのつながりについて。
身近な食品だが、製造工程を初めて知りました。素麺の最後の仕上げ(引き延ばして細くする)、奈良漬けの酒粕を踏む工程はツアーだからこそ学べたことでした。
奈良県の素麺の組合の取り組みについて
素麺の体験は経験がなかったので興味深かったです
食文化の成り立ち(背景)と技術の伝承について
三輪そうめんの歴史。鎌倉時代のお坊さんたちが仏教を伝える中で精進料理として素麺が広まっていたことが分かりました。日本史で習ったことと結びついてとても興味深かったです。
奈良漬けの製法について
素麺の作り方、特に手延べでつくる方法について
素麺が出来上がるまでに栄西、道元、円爾といった3人のお坊さんが日本の麺文化に大きな影響を与えたということを知れたことや、奈良漬けに漬ける酒粕がどのように作られているかということを実際に見ることができたことです。
三輪素麺も奈良漬けも気候や環境に合わせて調整する部分が多いことや職人の勘など、プロだからこそできるのだと思い職人技を感じた点。

(出所) アンケート調査より著作作成 (調査日：2020年2月26日)

5. 食文化観光におけるガイドの役割と意義

『なら食』研究会の体験型食文化観光において重要視されているのは、対象となる食の歴史や文化、地域に根付いた由来や背景等を車内で伝えた上で、現地において実際に、蓄積されてきた先人の食文化に関する知恵や営みの今を観るという手順で進めているところにある。

同ツアーにおける『なら食』研究会代表の情報の発信においては、対象となる食文化の連綿としたつながりからなる人々の営みに焦点をあてて行われている。そして、同会の体験型食文化観光におけるコンセプトが示しているように、そうした人々の営みから成り立ってきた食文化は、ツアー参加者自身の

現代の生活とつながっているという意識を持ってもらうことを、第一として情報が伝えられている。ゆえにツアーの過程においては、訪問する食関連産業者が作り出す食品の「美味しさ」を伝える情報の発信は一切ない。

本稿における食文化観光が、これまでに述べられてきたフードツーリズムと異なる点の一つとしては、ガイド個人が感じる美味しさを基準とした情報を発信するのではなく、今、私たちが食べている食べ物が、どのようなつながりの中で育まれて現代に至ったのかということについて、観光という手段を用いて伝え、対象となる現場へ訪れるところにある。

体験型食文化観光における情報発信の構えについて『なら食』研究会代表は、「私たちが日々の生活の中で食事を行う時は、食材の出自や歴史、どのように作られて食卓まであがってきたのかということについて、特に意識しなくても食べることができます。しかしながら、私たち自身が食べるものは、ある日突然、誕生したものではありません。ある食べ物を私たちが食べることができるに至るまでには、その食に対する様々な事柄や歴史的な経緯があります。もちろん、そのようなことを知らなくても私たちは食べるという行為を行うことはできますが、食べる物の背景にある多様で多彩な事柄を知った上で食べるのと、知らない上で食べるのとでは、食に対する見方や感じ方、考え方が変わると思います。体験型食文化観光では、そうした食の歴史や文化を実感してもらいたいと考えています」（聞き取り調査日：2020年2月23日）と述べている。このような考えの基で、体験型食文化観光ツアーという観光活動を活用して、対象となる食の由来や成り立ちを伝えている。

本稿で示す食文化観光におけるガイドの役割は、上記の構えから観光活動を行うことを通じて、ツアー参加者の日々の生活につながり、資する可能性を高める情報を提供しているところにある。そして、こうした地域固有の食文化を対象とした観光ツアーがもたらす意義は、ツアー参加者が観光先という非日常の場において、ただ楽しむといった行為のみに止まらず、観光活動を経て、知り得た情報を、自身の日常の生活の中に取り入れていくことができる「ルート」を形成していこうとしているところにあるといえるであろう。

6. おわりに

本稿で述べる食文化観光における食文化観光キーパーソンの役割は、地域が固有にもつ歴史や文化からなる当該地域でしか生み出されない固有の食の在り方に焦点をあてることを通じて、食文化の由来を伝え、先人たちによって蓄積されてきた知恵に触れる機会をつくり、それらを生活に活かすことができるきっかけとしての観光活動を提供することにある。ゆえにガイドが「何を」、「どのような観点から」

伝えるかが重要となる。観光はその活動の成否に関わらず、多大な影響を与える社会現象であり、現在、国連世界観光機関（UNWTO）において、「訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」と定義される「持続可能な観光」¹⁰⁾が提唱される中において、観光そのものが目的となるのではなく、観光の対象となるものを観光によって支援していかなくてはならないと考える。またこれまでの日本の観光立国推進基本計画では、2020年に訪日外国人旅行者数4000万人を目標として計画が進められ、2030年には6000万人に増やすことを目標としていた。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、これらの計画は大幅な変更を余儀なくされているが、2010年時点の訪日外国人旅行者数が、およそ860万人であったことを鑑みると近年、あまりにも急激な増加であったことがいえる。観光客が増えることによる効果は多様にあるが、地域の実情に沿った観光を目指さなければ、過剰な観光による様々な弊害が起こる。観光活動は観光の対象となるものに対して大きな影響を与えるため、観光がもつ意味や価値、広がり等を理解して執り行っていくべきではない。そのため、地域の食文化に対する情報や知識を意味や価値をもって捉え、観光という活動を通じて主体的に取り組み、提供するという構えをもって食文化観光を行うことが重要であると考えているのである。

参考文献

- 1) 公益財団法人日本交通公社：旅行年報2021，日本交通公社，p.47，2021.
- 2) 鈴木勝：食文化を活用した国際ツーリズム振興，大阪観光大学紀要，7号，pp.17-18，2007.
- 3) 鈴木勝：フードツーリズムで地域活性化，週刊農林，第2402号，p.9，2020.
- 4) 観光庁：テーマ別観光による地方誘客事業
https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/theme_betsu.html（2023年2月20日閲覧）
- 5) 尾家建生：フード・ツーリズムについての考察，観光&ツーリズム，15号，p.24，2010.
- 6) 安田宣宏：日本のフードツーリズムの変遷についての考察，日本国際観光学会論文集，19号，p.104，2012.
- 7) 橋本和也：観光経験の人類学—みやげものとガイドの「ものがたり」をめぐって，世界思想社，pp.154-155，2011.
- 8) 同上 p.155
- 9) 安福恵美子：地域資源と「観光ボランティアガイド」の関係性に関する一考察，愛知大学総合郷土研究所紀要，59号，p.111，2014.
- 10) NPO『なら食』研究会：体験型食文化観光とは
<http://www.narasyok.com/report3.html>（2023年2月20日閲覧）
- 11) 鶴見和子：内発的発展論の展開，筑摩書房，p.213，1996.
- 12) 片上敏喜：地域の食文化の再現と展開に関する研究，

研究ノート

- 奈良女子大学文学部研究教育年報, 11号, p.56, 2015.
- 13) JST社会技術研究開発センター・秋山弘子編著：高齢社会のアクションリサーチー新たなコミュニティ創りを目指してー, 東京大学出版会, pp.27-28, 2015.
 - 14) 奈良ボランティアネット：団体情報
<https://www.naravn.jp/group/?act=list> (2023年2月20日閲覧)
 - 14) 国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所本部：持続可能な観光の定義

<https://unwto-ap.org/why/tourism-definition/>
(2023年2月20日閲覧)

付記：本稿は科研費基盤研究C（領域番号：19K12561）の成果の一部である。

(2023年2月28日 受付)

CONSTRUCTION OF FOOD TOURISM TO LEARN AND EXPERIENCE THE UNIQUE FOOD CULTURE OF THE REGION AND ITS EFFECTS

Toshiki KATAGAMI

The purpose of this study was to examine the possibility that activities in tourism could be an opportunity to promote local revitalization and environmentally conscious consumption behavior through a discussion of tourism activities as a link between food production and consumption. In order to approach this research question, through the actual planning and implementation of food tourism, we used action research to examine changes in the content of tourism activities and participants while engaging with the research subject. The results suggest that through tourism activities, people can deepen their understanding of food by visiting actual production sites with knowledge of the various values of food, and by obtaining information directly from the producers involved in the production through the five senses, or by experiencing it firsthand.

観光まちづくり学会誌VOL.17に掲載した長谷川記央氏の報告「東京都「不燃化特区」に係る実務報告「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」の重要性」の一部に落丁がありましたので、改めて本号に掲載いたします。
長谷川記央様並びに会員の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

東京都「不燃化特区」に係る実務報告 「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」の重要性

長谷川 記央¹

¹正会員 税理士 秀明大学・東京福祉大学 長谷川税務会計事務所
(〒120-0036 東京都足立区千住仲町10番6号パール仲町マンション505)
E-mail:hasegawa@o-hasegawatax.sakura.ne.jp

東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトである不燃化特区の荒川区の取り組みとして、「住まいの相談会」が実施されている。「住まいの相談会」では、区民のさまざまな疑問を頂き、専門家は解決の道しるべを示すように務めている。

本報告においては、「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」により、専門家が助言を行うことで、都民が居住する老朽化した住宅を除却あるいは建替えに寄与したことを報告するものである。

Key Words:木密地域,まちづくり,専門家,老朽化建物,建替え

1. はじめに

東京都が行う「木密地域不燃化10年プロジェクト」の一環として、「不燃化特区」が設けられ、「住まいの相談会」が実施されている。本報告においては「住まいの相談会」について、報告を行うこととする。

東京都の制度・定義する「不燃化特区」とは、木密地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度をいう。

「不燃化特区」においては、老朽建物除却費と設計費の助成が行われている。

荒川区の場合には「住まいの相談会」を実施し、「不燃化特区」の助成を地域に根付かせ、推進することに努めている。「住まいの相談会」を実施にするに当たり、弁護士、税理士、一級建築士などの専門家が在り、事前に相談内容を把握することで、都民（区民）の老朽化建物の除却あるいは建替えが、安心かつ円滑に行われるように、助言等を行っている現状にある。

2. 「不燃化特区」の概要

(1) 老朽建築物の除却の場合

老朽化建物の除却の場合には、一定の要件を満たした老朽建築物については、除却費の助成を受けることが可能となる。

また、老朽建築物除却後の更地が一定の要件を満たす場合には、固定資産税・都市計画税の減免（最長5年間）を受けることが可能である。

荒川区の場合には、①昭和56年5月31日以前に、建築された建築物であること、②区が危険と判定した建築物であること、のすべての要件を満たす場合に、原則として全額の除却費の助成を行うとする。ただし、上限金額（26,000円/㎡）と延べ面積（1,000㎡まで）の枠を設けている。

(2) 老朽建築物の建替えの場合

老朽建築物を建替える場合には、前述した老朽建築物の除却費の助成に加えて、必要な建築設計および工事監理に要する費用の助成を受けることが可能となる。また、建替え後の住宅が要件を満たす場合には、固定資産税・都市計画税の減免（最長5年間）を受けることが可能となる。

荒川区の場合には、老朽建築物の建替えの場合に、老朽建築物の除却と同様に、除却費の助成を受けることが可能となる。また、不燃化建築物の設計費及び工事監理費の一部の助成を受けることが可能となる。荒川区の場合には、①築15年以上経過した木造の建築物を除却すること、②準耐火建築物又は耐火建築物への建替えること、のすべての要件を満たす場合に、助成を受けることが可能となる。

3. 「住まいの相談会」における専門家の役割

「住まいの相談会」に係る相談については、1回につき30-45分程度の時間が設けられており、比較的、短い時間で相談に応じなければならない。また、いくつかのブースが存在するため、同じ時間の枠に同じ専門家が必要となる場合には、専門家が対応する時間は、より短くなってしまう。他方で、弁護士、税理士、一級建築士の複数の専門家が在住しているため、複合的な問題については、どのような問題が存在するのか、明確になることが多く、専門家派遣制度に比して優れているとも考えられる。

「住まいの相談会」に参加される都民（区民）の多くは、老朽建築物の建替え・除却について、何が問題になるのか、専門家にどのような点を詳細に質問・確認したらよいか分らず、建替え・除却に踏み切れない場合が多いように思われた。このため、「税理士」としては、建替え・除却等が行われる場合に、注意しなければならない税目等を国税庁のホームページを利用して、都民に理解を促し、専門家派遣制度を利用して、個別具体的な事柄を相談するように、相談を受ける現状にある。

特に、借地権については、課税関係が複雑な場合もあり、資産税・所得税との兼ね合いもあることから、その場では判断せずに、相続税の申告に関与した税理士がいる場合に、当該税理士に個別具体的な事柄を相談するように推奨した。

「専門家派遣制度」を利用し、改めて「住まいの相談会」に参加する都民も複数おり、「専門家

派遣制度」で相談した事項で、回答を聞いて疑問に思ったことなどを相談する都民がいた。

また、「専門家派遣制度」を利用する都民のうち、複数の問題を抱えている都民がおり、改めて「住まいの相談会」に参加し、次の問題は何か、指導を仰ぐ複数の都民もいた。

このような現状からすると、「住まいの相談会」は定期的に実施されることで、その効果が期待でき、継続的な相談を受けることで、老朽建築物の除却・建替えに寄与することが明らかであると考えられる。また、専門家については、できる限り同じ専門家を在中させることで、効果がより期待できると考えられる。

4. 「専門家派遣制度」の重要性

東京都荒川区の場合には、荒川区不燃化特区整備促進事業において、不燃化特区の防災性及び住環境の向上に資する建替え及び老朽建築物の除却を行う者等に対して区が行う専門家派遣支援制度をいう。

派遣内容の限度については、同一年度内において5回を限度としている。また、1回の相談時間は2時間を限度としている。

「住まいの相談会」は、「専門家派遣制度」に比して、専門家は短時間かつ同一時間内に複数の相談者を担当することが予定されており、個別具体的な事例の回答ではなく、一般的な回答かつ簡単な事例をあげての回答を行う場合が多い。このため、個別具体的な詳細な情報がないと判断できない事項については、さまざまな制約から難しいことが多かった。

このため、「住まいの相談会」では、「専門家派遣制度」をどのように利用すべきか、どのように相談すべきかを網羅的に指導し、「専門家派遣制度」の回答で疑問な点がある場合には、より簡単に分かりやすく説明することとなった。

「専門家派遣制度」が存在することにより、「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」が、それぞれの役割を担うことにより、相乗効果が生まれ、相談者の多くは、「老朽建築物の除却・建替え」

報 告

に係る知識を養い、適切な手続き等を行うに至った。

5. 「住まいの相談会」と「専門家派遣制度」

「住まいの相談会」は、2 箇月に一度程度、定期的に行われており、専門家による一般的な見解を聞くことができる。しかしながら、個別具体的な専門的な事例については、一定の時間に複数名の都民の相談を受けることも少なくなく、また、限られた時間であるため、相談者に誤解が生じないように丁寧に説明することは難しいことが多い。

このため、「住まいの相談会」において、「専門家派遣制度」を利用するにあたり、必要な情報及び書類等を説明し、円滑に「専門家派遣制度」を利用できるように、指導・助言を行っている。

また、相談者はどのようなことを相談すべきか、どのように話をしたら適切な指導・助言を受けられるのかという不安から、「老朽建築物の除却・建替え」を断念することがあり、このような不安を取り除くことに、「住まいの相談会」は役立っていると考えられる。

上記のことより、「老朽建築物の除却・建替え」に係る相談を、専門家が行う場合には、第一に相談者の知識の程度に応じて、相談すべき事項を明確にし、それらを段階的に解決すべきことを明確にすること、第二に相談すべき事項については、相当の時間を用いて解決することを促すことが求められると考えられる。

6. 東京都における老朽建築物の除却・建替えに係る相談事例

(1) 名義変更に関する相談

建物の除却・建替えに伴い、土地などの名義変更の相談が多く存在していた。

土地などの名義変更というのは、例えば親から子供に所有権を移転することを意味する。この場合に、将来の被相続人である親が、将来の相続人である子供に対し、何らの対価も得ずに所有権を譲渡したとすれば、贈与に該当し、贈与税の課税

が生ずることとなる。

このため、原則としては、相続開始の日前に名義変更を行うことは妥当でなく、名義変更を行う場合には、贈与税の課税が生じかねないことを助言するに至った。

(2) 名義預金（相続税）に関する相談

被相続人である親が、相続人である子供の名義である預金通帳に、現金を預け入れた場合（親の預金通帳から子供の預金通帳に口座振込）が行われた場合に、名義預金として、相続税が課される場合があることの助言を行った。

建物の除却・建替えに伴う費用の源泉として名義預金を利用しようとする場合があり、問題となるケースがある。

相続人の誤解として、名義を変更すれば、被相続人である親の名義の財産ではないのだから、課税されないと考えることがある。

しかしながら、近年の裁判事例にも取り上げられるように、名義預金のトラブルが多く存在していることから、名義預金のトラブルに巻き込まれないように配慮することが望ましいといえる。

(3) 借地権の時価に関する相談

借地権の時価については、相続税法上の時価と所得税法上の時価が乖離することがあり、相談者がこれらの時価が乖離することを理解するのに、時間を要する場合がある。

相談者が借地権を売却する場合に、当該売却する時価は、相続税法上の評価額が時価になると誤解している場合には、実際の相対取引に係る時価と相続税法上の評価額とは異なるものであり、その地域の借地権の商慣行を熟知した地域の不動産会社等に相談し、自ら適正な時価の算定を行わなければならないと指導することとなる。

この場合に、老朽建築物を立て直した後に、借地権と新建築物を売却すべきではないかとの相談も多く寄せられ、私法上の問題については、弁護士による適切な指導が行われることとなる。また、相談者はどのような事柄が弁護士あるいは税理士

の相談すべき事項であるか、区別が判断できないこともあり、「住まいの相談会」においては、それぞれの専門家が在中することにより、適切に相談すべき専門家を判断し指導を行うか、あるいは「専門家派遣制度」の利用を促すこととなる。

借地権については、租税実務が煩雑であることから、「専門家派遣制度」の利用を促し、個別具体的な事項について慎重に判断すべきことを、指導するに至る。

(4) 小規模宅地の特例を受ける場合の相談

相続開始の直前において、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもののうち、330 m²以下の部分について、その宅地の評価額が80%減額される。いわゆる「小規模宅地の特例」の相談が多く寄せられた。

特に、特定居住用宅地等に関する相談が多く、どのような事項に注意すべきかとの相談が多かった。

具体的な相談事例として、「老人ホームへ入所していた場合」と「二世帯住宅に建て替える場合」があった。

老人ホームへ入所していた場合には、平成26年1月1日以後に開始した相続については、被相続人が自宅を離れ老人ホームへ入所していた場合に、一定の要件を満たした場合に限り、相続開始直後において、被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を受けることができる。

二世帯住宅については、平成25年12月31日以前と平成26年1月1日以後では取扱が異なるため注意が必要であること、平成26年1月1日以後開始した相続である場合には、二世帯住宅が区分所有建物である旨の登記がされているかで取扱が異なるため、注意しなければならない。

(5) 直系尊属が住宅取得等資金を贈与する場合の贈与税の非課税措置に関する相談

直系尊属が住宅取得等資金を贈与する場合の贈与税の非課税措置とは、20歳以上の子や孫へ住宅

を取得するための資金を贈与した場合に、一定の要件を満たすと、贈与税が非課税となる措置である。

特に注意しなければならない事項として、贈与により資金を取得した翌年3月15日までに住宅用家屋を取得等して居住の用に供さなかった場合には、適用がされない場合があることがあげられる。したがって、住宅取得等資金の贈与を行う時期と、住宅用家屋を取得等する時期については、注意しなければならない。

特例を受ける場合には、①居住、②受贈者、③住宅取得等資金、④家屋、の一定の要件を満たさなければならない、注意を促した。なお、特例の適用については、令和3年12月31日までであることに注意しなければならない。

(6) 相続時精算課税制度に関する相談

将来、所有する不動産の時価が値上がりする場合に、相続時精算課税制度を活用すべきかとの相談が寄せられた。また、事前に「老朽建築物」を贈与する手段として、相続時精算課税制度を利用すべきかとの相談が寄せられた。

相続時精算課税制度の効果として、一般的な回答として、①2,500万円分の贈与の非課税枠があるため、一度に多額の贈与をする場合には、暦年課税制度より税金の総支払額を抑えることができる場合があること、②相続税の総額が基礎控除額以下であれば、贈与時・相続時を通じて税額が「零」となること、③贈与財産は贈与時点の評価額によって課税されるため、その後に評価額が値上がりした場合に、事前に贈与することによって相続税を減らすことができること、があげられる。注意しなければならない事項として、値下がりした場合には、相続税をより課税されるため、慎重にならなければならないといえる。

また、①贈与財産は小規模宅地の特例を受けることができないこと、②暦年課税の基礎控除額を利用できなくなること、③贈与財産は相続税に物納することができないこと、などがあげられる。

このため、「老朽建築物」を建替え後取得した

報 告

宅地の多くが小規模宅地の特例を受けるものが想定されていたため、相続時精算課税制度については、特殊な事例を除いて、消極的な意見を述べるが多かった。

(7) 相続税の申告に関する相談

相続税の申告に関する相談については、申告が必要であるのか、いつまでに申告が必要であるのか、という相談が多く寄せられた。

国税庁のホームページにおいて、相続税の申告要否の簡易判定シートが用意されており、法定相続人の人数や相続財産及び債務等の確認を、自ら確認するように指導を行う。被相続人の財産目録を準備することが望ましいことを伝え、相続人が被相続人の財産を容易に把握できるように指導を行った。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納付を行うこととなる。また申告を行う場合には、相続税の申告のためのチェックシート（令和元年分以降用）を利用して、添付資料の漏れがないようにしなければならない旨の指導を行った。

多くの相談者が、申告に伴う添付資料が予定していたものよりも多いと感じていた。相続税の申告は、早期に事前の準備が必要だと思う相談者が多いように思われた。

7. 東京都「不燃化特区」に係る「住まいの相談会」の相談実務の課題

「住まいの相談会」の相談実務においては、法律の相談以外に、家族の相談、土地の所有者に対する相談など、多岐にわたっており、さまざまな状況の相談者が相談に訪れていた。

このため、法律の問題を中心に相談を受けるだけでなく、相談者の心理的な側面を整理することも大切であった。また、多くの相談者がさまざまな不安を抱えており、どのようにしたら、不安を軽減できるのか、考えるが多かった。

したがって、単なる法律相談だけではなく、相談者の心理的な整理を行えるように助言し、より専門的な助言・指導（「専門家派遣制度」による助言・指導）については、相当程度の心理的な整理がなされた後に実施されることで、相談者が冷静に法律的な手続き等を行えるように配慮することが望ましかった。

8. おわりに

東京都「不燃化特区」に係る相談業務に、私は2年間携わるに至り、徐々に相談者が増加し、「住まいの相談会」の存在が認知されるに至っていると思われる。

荒川区民の相談者が、「住まいの相談会」に複数回参加し、数ヶ月程度の相談を重ねた結果、「老朽建築物の除却・建替え」に至る事例が、相当程度存在していた。このように考えると、地域に密着し、どのような頻度で「住まいの相談会」のようなイベントを行うかによって、その効果も異なると考えられる。また、定期的に行われ、かつ、同一の専門家の指導・助言により、相談者が安心して「老朽建築物」と向き合うことが可能であったと考えられる。また、相談者の不安を解消するには、ある程度の時間が必要なケースも多く存在した。法律・租税以外の心理的な問題も多く、相談者の心理的な問題の整理を待ってから、法律・租税等の具体的な相談を受ける場合もあり、定期的実施された「住まいの相談会」が、相談者の心理的な安心感を生み出していたと思われる。

Practical report on Tokyo's Special Fire Retardant Zone Importance of "Home Consultation" and "Expert Dispatch System"

Norio Hasegawa

As a part of the Arakawa Ward, a fire-retardant special ward of the 10-Year Project in the Woodland Area of Tokyo, a “Housing Consultation” is being held. At the “Housing Consultation”, experts ask various questions of the residents, and experts are working to provide guidance on solutions.

In this report, we report that the expert advice provided by the "Housing Consultation" and "Expert Dispatch System" contributed to the elimination or rebuilding of an aging house inhabited by Tokyo residents. It is.

◆◆◆活動報告・事務局だより◆◆◆

はじめに

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症により、私たちの社会活動、特に集会活動は大きな制約を受け、本学会の活動も、大会については令和元年の札幌大会、学会誌については第17号を最後に滞りました。

集会活動における人数等の制約が徐々に緩和され、社会がいわゆるポストコロナ時代に対応した形で活動を再開した後も、本学会の活動は滞ったままでした。

このことにつきまして、事務局から会員の皆様へ、深く御詫びを申し上げます。

令和4年秋から、有志一同により本学会の活動再開に向けた調整が開始された結果、令和6年2月3日に令和5年度観光まちづくり学会大会が岩手大学にて開催され、学会活動平常化への一歩を踏み出すことができました。当該大会の開催に際しましては、多くの会員の皆様から御尽力を賜り、心から謝意を表します。

学会活動の再開まで期間を要した理由としては、不測の事態によって学会活動が停止した場合、再開に至るまでの仕組みが整備されていなかったこと、また、事務局内における業務の偏在により、事務局の機能が著しく低下したこと等が考えられます。

今後は、不測の事態に直面しても学会活動を継続させるための仕組みを構築しつつ、事務局内における業務の分散化やマニュアル化による業務軽減策を実施するほか、会長や副会長等と事務局活動の状況について随時情報共有を図ってまいりたいと考えています。

今後とも、会員の皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

観光まちづくり学会 事務局長 大泉 剛

1 令和5年度観光まちづくり学会盛岡大会の報告

第1回役員会について

(1) 開催日時

令和6年2月3日 15時～16時

(2) 場 所

国立大学法人岩手大学工学部一祐会館中会議室(〒020-0066 岩手県盛岡市上田4-3-5)
※リモート併用

(3) 出席者数等

役員総数25名中19名出席(現地出席11名、リモート出席5名、会長への議決権委任3名)
会則第17条の規定により、役員数の過半数出席のため成立。

(4) 進行

芥川 一則 副会長

(5) 協議事項

- 1) 会員総会諮問議事の内容について
会員総会に諮る議事について報告を行い、内容について承認を得た。
- 2) 理事の追加選出について
安藤名誉会長から阿部真也氏の理事への推薦について説明があり、承認を得た。

(6) その他

令和2年度の学会賞の授与が行われていないとの指摘があり、令和6年度の研究発表会の場で行うことが確認された。提案事項として、女性会員を増やすための議論をしてはどうか、オンラインでの会議を定期的に行うにはどうか、学会発足20年記念誌を出してはどうか、などの意見が出された。また、会費の徴収方法及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による学会活動停止期間中の会費支払者の扱いについて、要検討事項として確認された。

第1回会員総会について

(1) 開催日時

令和6年2月3日 16時～17時

(2) 場 所

国立大学法人岩手大学工学部一祐会館中会議室(〒020-0066 岩手県盛岡市上田4-3-5)
※リモート併用

(3) 出席者数等

正会員102名中83名出席（現地出席14名、リモート出席9名、会長への議決権委任60名）

会則第14条の規定により、正会員の5分の1以上出席のため成立。また、同第25条の規定により、正会員の3分の2以上出席のため、会則変更を実施するための会員総会としても成立。

(4) 進行

芥川 一則 副会長

(5) 議事

1) 第1号議事 令和元年度から令和4年度までの年次事業報告及び会務について

事務局長から、令和元年度から令和4年度までの事業が報告され、承認された。

2) 第2号議事 令和元年度から令和4年度までの年次会計報告及び監査報告について

事務局長から平成31年度(令和元年度)から令和4年度までの年次会計報告が行われ、承認された。

また、監事から、令和6年1月26日、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの会計監査が実施され、一般会計及び特別会計ともに収入、支出全般、会計簿・通帳への記載が健全かつ正確であることが確認された旨が報告され、いずれも承認された。

3) 第3号議事 令和6年度研究発表会について

事務局担当から令和6年度(2024年度)研究発表会〔役員会及び会員総会(通常総会)を含む〕の担当校を福島工業高等専門学校とし、実行委員長を同校の芥川一則教授とすることについて提案があり、承認された。

4) 第4号議事 会則の改正について

事務局担当から会則の改正について提案があり、趣旨説明が行われた。

主な改正内容としては、役員会及び会員総会へのリモート出席を認める規定の追加、メール役員会を認める規定の追加、メール会員総会を認める規定の追加、不

明確だった部分の実態に即した追記、読みやすさのための修正の実施、明らかな間違いの修正、となる。

これら改正内容について、承認を得た。

5) 第5号議事 役員の改選について

事務局長から役員の改選案について説明があった。

また、各委員会委員長及び委員についても一部変更が提案され、これらについて承認を得た。

なお、次期役員改選は令和7年度会員総会となる。

(6) その他

深田秀実新会長及び塩谷さやか新副会長から就任の挨拶を頂いた。

2 観光まちづくり学会誌第22号(令和7年度発行予定)投稿論文等の募集

令和7年秋季発行予定の「観光まちづくり学会誌第22号」の投稿論文、報告、ノート及び紀行文等の原稿を募集します。

投稿規定を熟読いただき、投稿整理票に必要事項を記入の上、投稿原稿と共に御提出ください。

(1) 論文審査の方法

第1次審査は、学術論文審査委員会委員1名と匿名の査読者3名の計4名によって行い、第2次審査は学術論文審査会で行います。

なお、論文の判定基準は、以下のとおりです。報告についても、この判定基準を適用します。

- 1) 内容 新規性、独創性、妥当性、信頼性及び論旨の明確さ
- 2) 表現 表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ

(2) 投稿期間

論文投稿期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日です(通例的には1月1日から12月31日ですが、合併号への投稿期間が令和6年2月末日だったため、今回はこのような投稿期間になりました)。

送付先は、 office@kankou-m.jp です。

多数の会員の皆様からの御投稿、お待ちしております。

(3) 投稿期間

活動報告・事務局だより

学術論文審査日程は、以下の予定です。

- 1) 論文募集締切り：令和7年2月28日
- 2) 第1回学術論文審査委員会（一次査読員の選定）：令和7年4月頃
- 3) 一次査読：令和7年5月頃（1ヵ月程度）
- 4) 第2回学術論文審査委員会（掲載の決定）：令和7年6月頃
- 5) 最終原稿の学会誌編集委員会への提出：令和7年6月末

します。

事務局メールアドレス：

office@kankou-m.jp

事務局長メールアドレス（直通）：

oizumi0901@gmail.com

学会ホームページ：

<http://kankou-m.jp>

3 令和6年度観光まちづくり学会いわき大会の開催について

令和6年度は、福島工業高等専門学校教授の芥川一則先生を実行委員長として、いわき大会を開催する予定です。

開催予定日は、令和6年11月9日（土）と10日（日）です。

詳細は決まり次第、学会ホームページ等でお知らせいたします。

4 学会費納入のお願い

令和6年度分の学会費の納入をお願いします。

学会費は、正会員5,000円、法人会員20,000円になります（特別顧問及び顧問、学生会員及び名誉会員は学会費不要です）。

なお、令和3年度、4年度及び5年度の会費の取り扱いにつきましては、次回会員総会に諮って決定する予定ですので、今回、遡って納入していただく必要はございません。

学会費郵便振替

口座番号：02260-2-59030

口座名称：観光まちづくり学会

5 事務局からのお願い

会員の皆様におかれましては、氏名や住所、所属組織、役職等の登録情報に変更があった場合、事務局へ御連絡を賜りますよう、お願いいたします。

また、これまでメールアドレスを登録されていない会員への連絡は往復はがき等により行っていましたが、今後は電子メールとホームページでのみ行うことを原則といたします。

そのため、特にメールアドレスの変更があった場合には、速やかに事務局への連絡をお願いいた

観光まちづくり学会 投稿規程

1. 内容

観光まちづくりに関する学術・技術についての論文・報告とし、原則として未発表のものに限る。ただし、学術研究発表会で発表したものは、この限りではない。

2. 投稿資格

投稿は、会員に限る。ただし、共同執筆者に非会員を含むことができるが、筆頭執筆者は、会員とする。

3. 原稿の種類

- (1) **論文**：学術的価値のあるもので、一編ごとに論文としての体裁を整えているもの。長い論文を分割し、連続形式として応募した論文は、独立した論文とはみなせない。
- (2) **研究ノート**：学術的価値のあるもので、未完成な論文。
- (3) **報告**：調査・計画・設計・実務などに関する資料紹介および報告。
- (4) **紀行文**：著者が実際に訪問した町や地方の紹介、報告。

4. 原稿の執筆要領

- (1) **論文・報告の本文**：投稿一編につき刷上り12頁を基準とし、要約（Abstract）とキーワード（5つ以内）を必ず記載する。
- (2) **研究ノート・報告・紀行文の本文**：投稿一編につき刷上り6頁とする。研究ノート・報告・紀行文については、要約（Abstract）を必要としない。論文のキーワードについては、英文表記も記述する。
- (3) **図表等のカラー印刷**：認めない。
- (4) **本文の超過頁と費用負担**：基準の頁数を超過する場合は、次のとおりとする。
 - 1) 超過頁は、4頁を限度とする。
 - 2) 費用は、1頁につき2,000円とし、著者が負担するものとする。

- (5) **執筆要領**：完全版下和文原稿作成例に記載している。

5. 原稿提出

提出原稿は、PDFファイルとする。（頁番号が付いていないもの）原稿表題の脇に「論文」、「研究ノート」、「報告」、及び「紀行文」の区別を付す。著者は、学会誌編集委員会の意見に応じて修正した後、再度PDFファイルにて原稿を送付する。

<PDF原稿送付先>

E-mail:office@kankou-m.jp

事務局長あて

6. 原稿受理

原稿が編集委員会に到着した日を受理日とし、編集委員会開催日以降に査読を開始する。なお、審査の結果、原稿が再審査となった場合には、改訂原稿受理日を併記する。

7. 審査

学術論文審査委員会が査読委員3名の査読結果をもとに採否を決定する。なお、「論文」・「研究ノート」についての判定基準は、以下の通りである。「報告」についてもこの判定基準を準用する。

- (1) **内容**：新規性、論旨の明確さ・妥当性、方法の独創性、結論の独創性、資料の信頼性、調査方法の妥当性。
- (2) **表現**：表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ。

8. 再審査

審査の結果「再審査」の場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。

観光まちづくり学会投稿論文の完全版下 和文原稿作成例

論文集編集委員会¹・事務局²・Touristic Community DESIGN³

¹正会員 工博 観光大学教授 まちづくり学部 (〒020-8551 岩手県盛岡市上田4丁目3-5)

E-mail:kankou@stcdac.jp

²正会員 工修 観光株式会社 技術開発部 (〒020-0004 岩手県盛岡市上田六丁目13-5)

³Member of TCDIJ, Ph.D., TCDIJ Corp.

このファイルは観光まちづくり投稿論文の完全版下原稿(和文)を作成するために必要な、レイアウトやフォントに関する基本的な情報を記述しています。と同時に、版下原稿そのものの体裁(A4)をとっているため、このファイルの中の文章や図表をこれから書こうとしている実際のものに置き換えれば、所定のフォントや配置の原稿を容易に作成することができます。

このアブストラクトを含め、タイトル部分の幅は本文よりも左右1 cm ずつ狭くします。アブストラクトのフォントは明朝体9 pt を用いてください。アブストラクトの長さは7行以内です。アブストラクトの後に1行空けて、キーワードを3~5語、Times-Italic 10pt のフォントで書いて下さい。

Key Words: times, italic, 10pt, 3-5 words, one blank line below abstract, indent if key words exceed one line

1. タイトルページ

タイトルページは2つの部分で構成されます。

(a) タイトル部分：横1段組(題目、著者、所属、連絡先住所、E-mailアドレス、アブストラクト、キーワード)なお、E-mailアドレスは、必ず単独行としてください。

(b) 本文部分：横2段組

このほか、フッタ(ページ番号)が付きます。なおソフトウェアによっては、タイトル部分とその下の本文部分が別のファイルに分かれていることがあります。

(1) タイトル部分のレイアウトとフォント

全てのページのマージンはこのサンプルにありますように上辺19 mm、下辺24 mm、左右ともに20 mmに設定してください。タイトル部分の左右のマージンは、本文の左右のマージンよりもそれぞれ10 mm ずつ大きくとってください。すなわち、A4用紙の幅に対して左右それぞれ30 mm ずつのマージンをとります。そして以下次の順にタイトル部分の構成要素を書いて下さい。

タイトル：ゴシック体20 pt フォント、センタリング
(約15 mm のスペース)

著者名：明朝体12 pt フォント、センタリング
(約5 mm のスペース)

著者所属：明朝体9 pt フォント、センタリング
(約10 mm のスペース)

アブストラクト：明朝体9 pt フォント、7行以内
E-mailアドレス：明朝体9 pt フォント、センタリング
(約5 mm のスペース)

キーワード：Times, italic, 10pt, 3~5語、2行以内
著者と所属とは肩付き数字で対応づけ、上記のように並べて下さい。'Key Words' という文字はボールドイタリック体にします。

(2) 本文部分のレイアウトとフォント

本文とキーワードの間に約10 mm のスペースを空けてください。

本文は2段組で、左右のマージンは20 mm ずつ、段と段との間のスペースは約6 mm とします。

本文には明朝体10 pt フォントを用いて下さい。

(3) フッタ

すべてのページの下辺中央にフッタ機能を使ってページが入りますが、ページ番号は暫定的に論文表紙を第1ページとしてつけてください。

2. 一般ページ

第2ページ以降はタイトルページの本文部分と同じレイアウトとフォントで本文を作成します。

(1) 脚注および注

脚注や注はできるだけ避けて下さい。本文中で説明するか、もしくは本文の流れと関係ない場合には付録として本文末尾に置いて下さい。

3. 見出し（見出しが1行以上に長くなる時はこの例のようにインデントし折り返す）

(1) 見出しのレベル

見出しのレベルは章，節，項の3段階までとします。章の見出しはゴシック体とし，2.などの数字に続けて書きます。また，見出しの上下にスペースを空けます。このファイルのサンプルから分かるように，上を2行，下を1行程度空けて下さい。ただしページや段が切り替わる部分は章の見出しが最上部に来るよう調整してください。

(2) 節の見出し

節の見出しもゴシック体で，(4)などの括弧付き数字を付けます。見出しの上だけに1行程度のスペースを空けて下さい。

a) 項の見出し

項の見出しは，括弧付きアルファベットを付け，上下には特にスペースを空けません。項より下位の見出しは用いないで下さい。

4. 数式および数学記号

数式や数学記号は次の式 (1a)

$$G = \sum_{n=0}^{\infty} b_n(t) \quad (1a)$$

$$F = \int_{\Gamma} \sin z \, dz \quad (1b)$$

のように本文と独立している場合でも， $C_D, \alpha(z)$ のように文章の中に出てくる場合でも同じ数式用のフォントを用いて作成します。数式や数学記号の品質が悪いと版下原稿として受け付けません。

数式はセンタリングし，式番号は括弧書きで右詰めにします。

5. 図表

(1) 図表の位置

図表はそれらを最初に引用する文章と同じページに置くことを原則とします。原稿末尾にまとめたりしてはいけません。また，図表はそれぞれのページの上部または下部に集めてレイアウトして下さい。図表の横幅は，「2段ぶち抜き」あるいはこのサンプルの表-1 や図-2 のように「1段の幅いっぱい」

表-1 表のキャプションは表の上に置く。このように長いときはインデントして折り返す。

資料番号	高さ h (m)	幅 w (m)
1	1.45	0.25
2	1.75	0.40
3	1.90	0.65

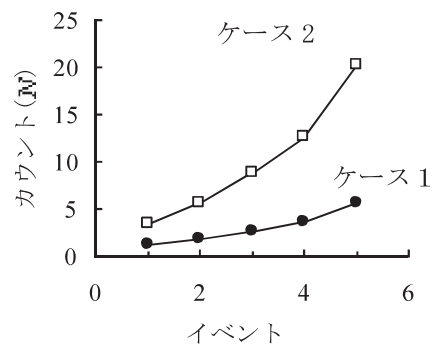


図-2 図のキャプションは図の下に置く

のいずれかとします。図表の幅を1段幅以下にして図表の横に本文テキストを配置することはやめて下さい。図表と文章本体との間には1~2行程度の空白を空けて区別を明確にします。

(2) 図表中の文字およびキャプション

図表中の文字や数式の大きさが小さくなり過ぎないように注意してください。特にキャプションの大きさ (9pt) より小さくならないようにして下さい。図表中の文字あるいは表題は本文と同じ言語を使うこととします。

長いキャプションは表-1 のようにインデントして折り返します。

6. 参考文献の引用とリスト

参考文献は出現順に番号を振り，その引用箇所でのように¹⁾上付き右括弧付き数字で指示します。参考文献はその全てを原稿の末尾にまとめてリストとして示し，脚注にはしないでください。

なお参考文献リストのあとに1行空けて，事務局から通知された原稿受理日を右詰めで書いてください。ただし，最初の投稿原稿を用意していただく時点では，ここに?マークを挿入してください。

7. 最終ページのレイアウトと英文要旨

最終ページには英文のタイトル、著者名および要旨を横1段組で書きます。このサンプルにあるように、本文や参考文献リストまでの2段組部分の左右の柱の高さをほぼ同じにし、10 mm程度の空白を入れて英文要旨を配置します。英文要旨部分の幅はタイトル部分と同じく本文よりも左右を10 mmずつ狭くします。

謝辞：「謝辞」は「結論」の後に置いて下さい。見出しとコロンをゴシック体で書き、その直後から文章を書き出して下さい。

付録 「付録」の位置

「付録」がある場合は「謝辞」と「参考文献」の間に置くこと。

参考文献

- 1) Hill, R.: A self-consistent mechanics of composite materials, *J. Mech. Phys. Solids*, Vol.13, pp. 213-222, 1965.
- 2) Blevins, R.D.: *Flow-Induced Vibration*, 2nd ed., Van Nostrand Reinhold, New York, 1990.
- 3) Karniadakis, G.E., Orszag, S.A. and Yakhot, V.: Renormalization group theory simulation of transitional and turbulent flow over a backward-facing step, *Large Eddy Simulation of Complex Engineering and Geophysical Flows*, Galperin, B. and Orszag, S.A. eds., Cambridge University Press, Cambridge, pp. 159-177, 1993.
- 4) ダン, Y.C.: 観光の力学／観光, 山田行介, 水出佳奈共訳, 風光館, 1970.
- 5) 中居伸明, 中嶋雄介: 完全版下原稿スタイルフォーマットの作成について, 観光まちづくり学会論文集, No.333/II-99, pp. 20-33, 1994.

(2016年12月31日 受付)

PRINT SAMPLE FOR JAPANESE MANUSCRIPT FOR JOURNALS OF STCD

Editorial COMMITTEE, Touristic Community DESIGN Institute of Japan

The present file has been made as a print sample of the camera-ready manuscripts for Journal of STCD. Its text describes instructions to prepare the manuscripts: the layout; the font styles and sizes; and others. If you replace the text or the figures of the present file by your own ones, using CUT & PASTE procedures, you can easily make your own manuscripts.

This English ABSTRACT has narrower width than the main text by 10 mm from the left and the right margins of the main text, respectively. Font used here is Times-Roman 10pt. The length should be within 7 lines. It is preceded by the title and the authors; both are centered and the font size is 12pt.

観光まちづくり学会 論文・報告・研究ノート 投稿整理票

いずれかを○で囲んでください。 論 文 ・ 報 告 ・ 研究ノート

[* 欄は編集委員会記入]

*受理年月日： ____年__月__日 /再受理年月日： ____年__月__日

[著者の人数が多く、書ききれない場合は、ほか何名とし、別紙を添付してください。]

著者	(和文)
	(欧文)
所属	(和文)
	(欧文)
表題	(和文)
	(欧文)
本文 ____ 枚、図 ____ 枚、表 ____ 枚、写真 ____ 枚、内容紹介（200字）：有・無 英文要約（350語）：有・無、英文要約和訳：有・無 [本文が和文の場合] 和文要約（刷り上り2頁）：有・無 [本文が欧文の場合]	

連絡先 [勤務先の場合は所属まで、自宅の場合はその旨御記入ください。]

住 所	〒		
氏 名			
電 話		ファックス	
E-Mail アドレス			

要旨（内容紹介）200字以内

観光まちづくり学会会則

平成13年12月8日 制定
(最新改正 令和6年2月3日)

(名称)

第1条 本会は、観光まちづくり学会 (The Society of Tourism and Community Design) と称する。

(本部等所在地)

第2条 本会の本部及び事務局を国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学社会情報学科深田研究室に置く。

2 本会の北海道支部を国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学社会情報学科深田研究室に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、観光まちづくりに関する学術の進歩及び普及を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究促進を目的とする研究発表会の開催
- (2) 講演会及び講習会
- (3) 調査研究及び視察会
- (4) 学会誌の発行その他の方法による研究成果等の情報発信
- (5) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織と運営

(会員)

第5条 本会の会員は、設立の趣旨に賛同し、観光まちづくりに関する学術の進歩および普及を目的に実施される各種事業に参加を希望する者をもって構成する。

2 会員は、正会員、学生会員及び名誉会員に区分する。

3 正会員は、個人の立場で参加する個人会員（学生会員又は名誉会員に該当する者を除く。）及び法人として参加する法人会員とする。

4 学生会員は、大学、短期大学、大学院（博士前期課程に限る。）、高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者とする。

5 名誉会員は、本会の発展に多大な貢献をした者の中から役員会における推薦により選出され、会員総会において承認された者とする。

（会員の権利）

第6条 会員は、本会が運営・企画する全ての事業に参加を希望することができる。本会の編集出版物の配布を受けることができる。

第7条 （削除）

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

（1）理事 25名程度

（2）監事 若干名

2 理事及び監事の職務は、以下のとおりとする。

（1）理事 本会の事業運営の執行にあたる。

（2）監事 本会の会計を監査する。

（役員を選出等）

第9条 役員は、正会員の中から役員会により選出される。

2 理事と監事を兼務することはできない。

（名誉会長、会長、副会長、事務局長、事務局次長）

第10条 会長経験者で本会の発展に多大な貢献をした理事の中から、名誉会長1名を役員会における推薦により選出する。

2 理事の中から、会長、副会長、事務局長、事務局次長（以下「会長等」という。）各1名を理事の互選により選出する。

3 会長等の職務は、次の各号のとおりとする。

（1）会長 本会を代表し、第4条に揚げられた事業を総括する。

（2）副会長 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、これを代理する。

（3）事務局長 本会の円滑な運営のための事務を実施する。

（4）事務局次長 事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたとき、これを代理する。

（特別顧問等）

第11条 本会に特別顧問及び顧問（以下「特別顧問等」という。）を置くことができる。

2 特別顧問等は、理事の中から役員会の推薦により選出される。

3 特別顧問等からは会費を徴収しない。

4 特別顧問等は、名誉会長及び会長等と兼務できない。

(選出役員の報告並びに承認及び任期)

第12条 役員会により選出された役員は、会員総会において報告され、承認を受けなければならない。

2 前項の承認が受けられなかった場合、役員会は改めて役員の選出を行わなければならない。

3 役員の任期は、第1項の承認を受けた会員総会が終了した日の翌日から2年とする。なお、任期満了の予定日が含まれる年度以降に開催される会員総会(選出された役員の報告及び承認が議事に含まれる場合に限る。)の終了をもって任期満了とする。

4 任期満了後の重任は妨げない。

(会員総会の区分と開催方法)

第13条 正会員をもって会員総会を構成する。本会の組織と運営に関する最終決定は会員総会の決議による。

2 会員総会は、通常総会と臨時総会とし、会長が主催する。

3 通常総会は、毎年1回開催するものとし、原則として研究発表会開催時に行う。

4 臨時総会は、理事の過半数又は正会員の3分の1以上の連名による要求書が会長へ提出された場合、会長が正会員を招集して開催する。

5 会長は、会員総会の議長となる。会長に事故があるとき又は欠けたときは副会長が議長となる。

6 会長が認める場合、電子メール等を用い、各正会員に対して議事への賛否等の意思を確認することをもって会員総会とすることができる。

(会員総会の議決)

第14条 会員総会は、会則の改正の場合を除き、正会員の5分の1以上の出席によって成立し、当該総会に諮られた議事は出席者の過半数の同意をもって決定される。

2 前項における出席とは、以下の各号の場合をいう。

(1) 会員総会会場において参加する場合

(2) 会員総会の様子を即時に視覚的、聴覚的に把握でき、かつ、他の出席者と双方向に意思を伝達できる手段を用い、遠隔地から参加する場合

(3) 会員総会における自らの議決権を会長等へ委任する旨の委任状を提出した場合

(4) 法人会員の代表が、代理人を参加させる場合

3 第1項の規定にかかわらず、前条第6項の規定により開催する会員総会は、正会員の5分の1以上から議事(会則の改正にかかわる議事を除く。以下、この項において同様。)への賛否等の意思の表示があったことをもって成立し、

議事は賛否等の意思を表示した正会員の過半数の同意をもって決定される。
(通常総会の議事)

第 15 条 通常総会の議事には次の事項を含ませなければならない。

- (1) 年次事業報告及び会務の審議
- (2) 年次会計報告及び監査報告
- (3) 研究発表会の開催に関する事項
- (4) 役員会により選出された役員の報告及び承認に関する事項
(議案提出の手続き)

第 16 条 正会員は、会員総会に議事を提出することができる。

- 2 会員総会に議事を提出しようとする者は、原則として、事前に提案議事内容および提案理由を役員会に提出しなければならない。

(役員会)

第 17 条 本会の運営全般について協議するため、本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、本会則第 8 条第 1 項に定める役員で構成する。
- 3 役員会は、会長が役員を招集し、役員の過半数の出席によって成立する。
- 4 前項における出席とは、以下の各号の場合をいう。
 - (1) 役員会会場において参加する場合
 - (2) 役員会の様子を即時に視覚的、聴覚的に把握でき、かつ、他の出席者と双方向に意思を伝達できる手段を用い、遠隔地から参加する場合
 - (3) 役員会における自らの議決権を議長等の出席者へ委任する旨の委任状を提出した場合
 - (4) 事故により、代理人を参加させる場合
- 5 役員会は、必要に応じて開催することとするが、そのうち 1 回は研究発表会開催時に行う。
- 6 会長は、役員会の議長となる。会長に事故があるとき又はかけたときは副会長が議長となる。
- 7 会長が認める場合、電子メール等を用い、各役員に対して協議事項への賛否等の意思を確認することをもって役員会とすることができる。この場合、第 3 項の規定にかかわらず、役員の過半数から当該協議事項への賛否等の意思の表示があったことをもって、役員会は成立したものとする。

(役員会の任務)

第 18 条 役員会は第 3 条の目的に基づき、第 4 条に掲げた事業を分担し、遂行する。

(国際貢献部門)

第 19 条 本会則第 4 条第 5 号に基づき、国際貢献部門を置く。

- 2 国際貢献部門の中に会員の提案による部会を置くことができる。

学会会則

3 前項の規定による部会の設置は、会員総会の承認を受けなければならない。
(支部)

第 20 条 本会則第 4 条第 5 号に基づき、支部を置くことができる。

2 支部の設置は、会員総会の承認を受けなければならない。

第 4 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等によって支弁する。

(会費納入)

第 22 条 正会員（特別顧問等を除く。）は、年度ごとの会費を当該年度の 10 月末日までに納入するものとする。

2 会費は、以下のとおりとする。

(1) 正会員（個人会員） 5,000 円

(2) 正会員（法人会員） 20,000 円

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

(会計担当)

第 24 条 事務局次長は、会計担当の任にあたる。

(会則の改正)

第 25 条 本会の会則の改正は、正会員の 3 分の 1 以上が出席する会員総会に諮り、出席者の 3 分の 2 以上の同意によって決定される。なお、出席とは第 14 条第 2 項各号の場合をいう。

2 本会の会則の改正を第 13 条第 6 項の規定により開催する会員総会に諮る場合、前項の規定にかかわらず、正会員の 3 分の 1 以上から改正への賛否等の意思を確認でき、かつ、意思を確認できた正会員の 3 分の 2 以上の同意によって改正は決定される。

第 5 章 雑則

(規程)

第 26 条 本会の運営上必要がある場合、会長は細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 13 年 12 月 8 日から施行する。

(施行の特例)

- 2 本学会則第 23 条の規定にかかわらず、平成 13 年 12 月 8 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間は、平成 14 年度に含めることとする。

附 則

この会則は、平成 15 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 11 月 23 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 2 月 4 日から施行する。

役員名簿・委員会

観光まちづくり学会 役員名簿（令和5年度改選）

(1) 名 誉 会 長	安 藤	昭	（岩手大学名誉教授・一般財団法人東北開発研究所理事長）
(2) 会 長	深 田	秀 実	（小樽商科大学教授）
(3) 副 会 長	塩 谷	さ や か	（埼玉学園大学教授）
(4) 顧 問	方 東	平	（清華大学土木水利学院院長・教授）
特 別 顧 問	呂	杰	（上海友普経貿発展有限公司）
(5) 事 務 局 長	大 泉	剛	（川崎市建設緑政局自転車利活用推進室課長補佐）
事 務 局 次 長	石 川	英 俊	（岩手県岩泉土木センター河川復旧課長）
(6) 理 事	赤 谷	隆 一	（元岩手大学技術部技術室長）
	芥 川	一 則	（福島工業高等専門学校副校長・教授）
	安 部	信 行	（八戸工業大学准教授）
	阿 部	賢 一	（元株式会社オオバ執行役員・技術副本部長、まちづくりラボAbbey）
	阿 部	真 也	（アジア航測株式会社秋田営業所所長）
	井 上	寛	（仁愛大学准教授）
	小 野 寺	淳	（岩手県県土整備部道路建設課総括課長）
	梶 田	敬 仁	（セントラルコンサルタント株式会社東京事業本部環境水工部上級主任技師）
	佐 々 木	貴 弘	（岩手県立岩谷堂高等学校教諭）
	佐 々 木	康 勝	（一般財団法人東北開発研究所評議員）
	佐 々 木	栄 洋	（株式会社栄組代表取締役）
	篠 木	隆 男	（元鹿島道路株式会社専務取締役）
	滝 村	敏 道	（盛岡市都市整備部部長）
	中 村	正	（株式会社ネクサス代表取締役）
	長 谷 川	明	（八戸工業大学名誉教授）
	日 野	智	（秋田大学大学院准教授）
	細 野	昌 和	（元北海商科大学名誉教授）
	宮 井	久 男	（岩手県立大学名誉教授）
	米 谷	光 正	（東北福祉大学名誉教授）
	米 本	清	（高崎経済大学教授）
(7) 監 事	佐 々 木	国 男	（合資会社京国代表取締役社長）
	吉 田	基	（株式会社邑計画事務所代表取締役）

観光まちづくり学会 委員会

1 学術論文審査委員会

委員長	米 本	清
副委員長	長 谷 川	明
委 員	佐々木	栄洋
委 員	佐々木	貴弘
委 員	井 上	寛

2 学会誌編集委員会

委員長	佐々木	貴弘
委 員	篠 木	隆 男

3 学術研究委員会

委員長	中 川	秀 幸
委 員	安 藤	昭
委 員	佐々木	康勝

4 倫理委員会

委員長	米 谷	光 正
委 員	阿 部	真 也

5 事務局

事務局長	大 泉	剛
事務局次長	石 川	英 俊
事務局員	滝 村	敏 道
HP管理者	佐々木	貴弘

学会本部所在地

本部事務局所在地

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学商学部社会情報学科 深田研究室
TEL:070-5568-9779(事務局長直通)E-mail:ooizumi-g@city.kawasaki.jp

北海道支部所在地

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学商学部社会情報学科 深田研究室
TEL:0134-27-5399(研究室直通) E-mail:fukada@res.otaru-uc.ac.jp

観光まちづくり学会入会申込書

申込年月日 令和 年 月 日

ふりがな		生年月日	T・S・H	年	月	日
氏名	印		性別	男・女		
会員種別	正会員・法人会員・院生会員・学生会員					
自宅	〒 TEL _____ FAX _____ Eメール _____					
勤務先	名称 _____ 〒 _____ TEL _____ FAX _____ Eメール _____					
連絡先	自宅・勤務先 ※どちらかに○印					
現在の研究課題・テーマ						
主要論文・論文名（過去10年間）			発行所・雑誌名		発行年月	

編 集 後 記

新型コロナウイルスの感染が日本全国に伝播し猛威を奮い、行動制限を余儀なくされる中、当学会の活動も制限され、本誌の発行も滞っていましたが、この度、第18号から21号までを合併号として皆様にお送りする運びとなりました。この間に投稿いただき、当学会学術論文審査会の審査の通った論文6編とノート1編、紀行文1編が新たに発表されます。ご多忙のところ投稿された皆様、査読を担当された皆様、学術論文審査員の皆様に心より敬意を表するとともに感謝申し上げます。

掲載された論文が「観光まちづくり」に関わる学会内外の研究に大いに貢献するとともに学会活動のより一層の活性化に寄与するものと確信しております。

今後とも引き続き皆様方の積極的な投稿をお待ちしております。

学会誌編集委員長 佐々木 貴弘

まちづくり学会誌

令和6年9月

観光まちづくり学会誌編集委員会

委員長 佐々木 貴弘

副委員長 篠木 隆男

発行所：観光まちづくり学会

〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学商学部社会情報学科 深田研究室内

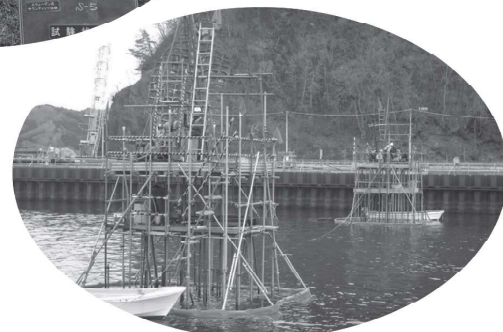
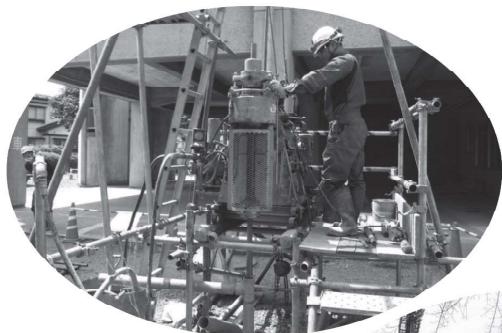
E-mail：ooizumi-g@city.kawasaki.jp

印刷所：合同会社 京国

〒020-0054 岩手県盛岡市猪去大道21-3

TEL：090-5837-7735 FAX：019-658-0457

地質のプロフェッショナル がもたらす、信頼の土台



【営業品目】

■調査部門

土質調査・地質調査・岩盤調査 土壌汚染調査・地下水調査
海上ボーリング調査・水上ボーリング調査

■仮設部門

モノレール架設・海上セップ台船・海上足場仮設・水上足場仮設

■工事部門

さく井工事・集排水ボーリング

■試験部門

現場土質試験・室内土質試験・非破壊試験・環境調査
環境分析・物理探査



KYODO
CHISHITSU
CENTER

株式会社
共同地質センター

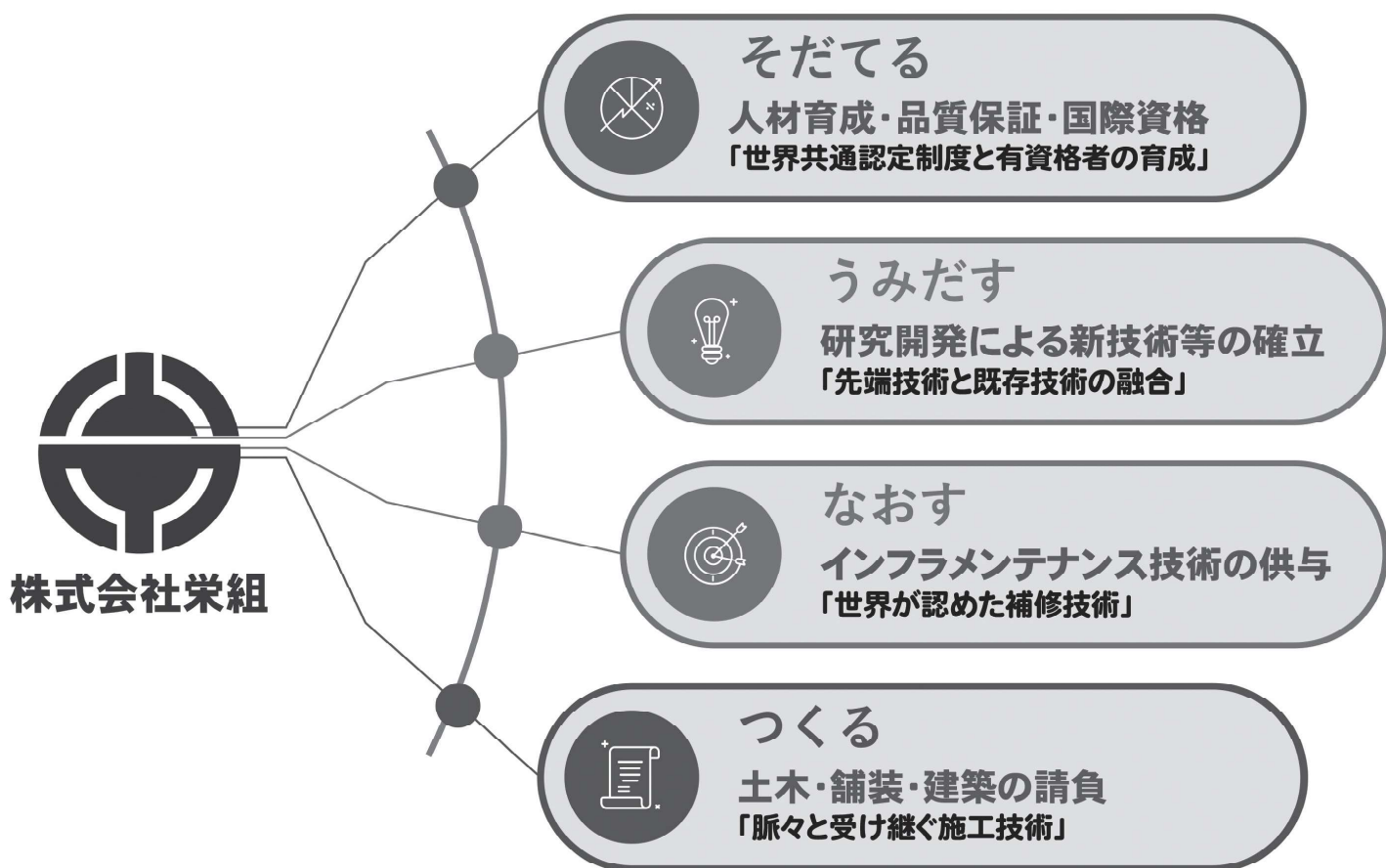
【本社】

〒020-0812 岩手県盛岡市川目第11地割4番地の2
TEL：019-653-2050 FAX：019-623-0819
E-mail：morioka@kyodo-cc.jp

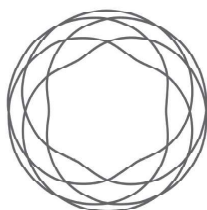
【北上事業部】

〒024-0004 岩手県北上市村崎野15地割207番20
TEL：0197-66-6575 FAX：0197-66-6574
E-mail：kitakami@kyodo-cc.jp

地域の総合建設会社、 世界のインフラ補修補強会社



SAKAEGUMI



地域未来牽引企業



2020



2024
健康経営優良法人
Health and productivity

